

尼崎市東部浄化センター等

運転管理業務包括的委託

要求水準書（素案）

令和8年7月

尼崎市公営企業局 下水道部 下水浄化センター

目 次

第1 総則	1
1 この要求水準書の目的	1
2 対象業務の概要	1
3 包括的委託の主旨に基づく業務の実施	2
4 法令等の遵守	2
5 信用失墜行為の禁止	2
第2 業務の対象施設及び設備	3
第3 業務の基本的な取組方針	4
1 全体業務計画書	4
2 年間業務計画書	4
3 全体修繕計画書	5
4 年間修繕計画書	5
5 緊急時対応計画書	6
第4 想定水量、想定流入水質、想定使用電力量及び想定処理量等	7
1 各年度の想定水量及び想定流入水質	7
2 東部浄化センター水質実績値	7
3 電力契約状況及び想定使用電力量	8
4 想定処理量等（参考）	10
第5 業務の内容及びその要求水準等	11
1 統括管理等業務	11
2 維持管理業務	12
3 コンサルタント業務	23
第6 業務の実施体制等	28
1 組織体制	28
2 業務従業者の確保等	30
3 災害時及び緊急時の体制等	30
4 労務管理及び安全衛生管理	31
5 就業の制限	31
6 業務従事者の服装等	31
7 再委託の制限	31
8 業務実施体制の変更	32
第7 施設及び設備の機能確認等	33
1 業務開始前の機能確認	33
2 業務実施期間中における機能確認	33
3 契約終了時の機能確認	33
第8 雑則	34
1 受託者による効率的方策の提案	34

2 受託者による投資の提案	34
3 改築工事等の実施時の取扱い	34
4 電気主任技術者	35
5 業務対象外の施設設備	35

〈別添資料一覧〉

別添 1-1 対象施設一覧	
別添 1-2 浄化センター・ポンプ場施設 諸元	
別添 1-3 主要施設設備一覧表（令和8年3月31日時点）	
別添 2 尼崎市公営企業局自家用電気工作物の点検等の基準について	
別添 3 屋上広場施設点検表	
別添 4 電気設備保守点検業務設備一覧表	
別添 5 消防設備保守点検業務設備一覧表	
別添 6 空調設備保守点検業務設備一覧表	
別添 7 清掃箇所図	
別添 8 東部浄化センター洗浄沈砂の分析項目及び分析方法	
別添 9 天井クレーン検査業務設備一覧表	
別添 10 脱臭設備保守点検業務 実施要領	
別添 11 中在家中継ポンプ場圧送管電気防食装置点検業務 実施要領	
別添 12 中在家中継ポンプ場 水管橋定期点検業務 実施要領	
別添 13 計画修繕業務仕様書	
別添 14 交付金対象外工事に係る対象候補及び参考仕様	
別添 15 建築物定期点検業務実施要領	
別添 16 東部雨水ポンプ場建替え工事スケジュール	

用語の説明

本件委託 委託期間	尼崎市東部浄化センター等運転管理業務包括的委託をいう。 令和 10 年 4 月 1 日から令和 20 年 3 月 31 日までの 10 年間をいう。
委託者 受託者 協議 報告	本件委託に係る委託契約を締結する尼崎市をいう。 本件委託に係る委託契約を委託者と締結した者をいう。 委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。 受託者が委託者に対し、業務の状況又は結果について書面等（電磁的記録等を含む）により説明し、知らせることをいう。
承諾 指示	受託者の発議により、委託者が書面により同意することをいう。 委託者の発議により、委託者が受託者に対し、業務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
提出	委託者が受託者に対し、又は受託者が委託者に対し書面又はその他資料を説明し、差し出すことをいう。
確認	委託者又は受託者が、現場や関係資料等により、契約の内容との適合その他の事項を確かめることをいう。
連絡	委託者と受託者の間で、業務に関し伝達すべき事項について、口頭、電子メールなどの署名又は押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。
点検	施設・設備の状態を把握するとともに、異状の有無を確認することをいう。
調査	施設・設備の健全度評価や予測のため、定量的に劣化の実態や動向を確認することをいう。
保守	定期的に行う消耗品の確認、補充及び交換や異状が発見された場合に行う軽微な調整・修理・取替等を行う活動のことをいう。
修繕	「下水道施設の改築について(令和 4 年 4 月 1 日・国水小事第 67 号別表)」に示される「小分類」単位未満の一部を取り換える若しくは整備すること。劣化した部位・部材又は建物および機器の性能を初期の水準又は実用上支障のない状態まで回復させる。
突発修繕	計画修繕以外の修繕で、設備等の突発的な故障・不良・破損等に対応するため実施するもの。 1件当たりの費用が 200 万円以上のもの(消費税及び地方消費税を含む。)をいう。
緊急修繕	計画修繕以外の修繕で、設備等の突発的な故障・不良・破損等に対応するため実施するもの。 1件当たりの費用が 200 万円未満のもの(消費税及び地方消費税を含む。)をいう。
計画修繕	対象施設の点検結果、劣化状況、運転状況等を踏まえ、年度協定に定める上限額の範囲内で、計画的に行う修繕をいう。主要機器のオーバーホールを含む。
大規模修繕	計画修繕のうち、設備・施設の大部分を取替、整備する修繕をいう。オーバーホール等。
長寿命化対策	大規模修繕のうち、下水道施設の予防保全的な管理及び更生工法あるいは部分取替等により既存ストックを活用し、耐用年数の延伸に寄与する行為。長寿命化対策を実施した場合において、長寿命化対策を実施しない場合よりも年平均費用が安価になる対策

	のことをいう。
改築	対象施設の全部又は一部の再建設又は取替えを行うことであり、更新、長寿命化対策の総称をいう。
交付金対象外工事	交付金対象の改築工事には該当しないものの、対象施設の機能維持、故障予防、延命化又はライフサイクルコストの最適化に資する工事であって、本件委託の業務範囲に含まれるものをいう。なお、交付金対象外工事は、計画修繕に準じて取り扱うものとする。
建替え工事	委託者が実施する東部雨水ポンプ場の建替え工事(新ポンプ場の新設工事及び現ポンプ場の解体工事)をいう。
維持	施設の運転管理、保守、点検、調査、清掃等当該施設の機能を保持するための事実行為で工事を伴わないものをいう。
維持管理	修繕及び維持の総称をいう。
清掃	施設内に堆積する土砂、油脂、モルタル、木根等を取り除く作業をいう。
健全度	評価する対象物が有する機能、状態の健全さを示す指標をいう。
ストックマネジメント	下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することをいう。
SM 計画	対象施設に係るストックマネジメント計画をいう。
修繕施工計画書	計画修繕又は交付金対象外工事の実施に先立ち、受託者が作成する書類であって、工事概要、施工期間、施工方法、使用材料、安全対策、施設運転への影響及び対策等を記載したものをいう。
再委託	受託者又はその構成企業が、構成企業以外の第三者に業務の一部を委託又は請け負わせることをいう。
対象施設	本件委託の対象となる東部処理区の下水道施設(東部浄化センター、中在家中継ポンプ場、東部雨水ポンプ場)をいう。
委託契約 成果物	委託者と受託者が、本件委託の実施に関し締結する契約をいう。各種計画書、報告書、図面及びその他受託者が委託契約又は委託者の請求により委託者に提出した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。
年度協定	委託者と受託者が、各年度の業務の実施内容、修繕費用の基準額及び上限額その他の事項について協議し、締結する年度ごとの協定をいう。
総括責任者	受託者の業務の履行についてその内容の管理をつかさどる者であり、対象施設に常駐して維持管理業務、統括管理等業務及びコンサルタント業務の全体を統括する者をいう。
代理人	総括責任者が不在のときに、その職務を代理する者をいう。
統括管理技術者	統括管理等業務(ストックマネジメント計画策定支援業務の統括的な管理、維持管理情報のデータ管理、セルフモニタリング及びこれらに付随する業務をいう。)の実施に当たり配置する者をいう。総括責任者又はコンサルタント業務に従事する者と兼務することができる。
工事監督責任者	受託者が、計画修繕、交付金対象外工事及び突発修繕に関する工事を実施するに当たり、工事の品質、工程、安全及びコストの管理を行うために配置する者をいう。

第1 総則

1 この要求水準書の目的

この要求水準書は、尼崎市東部浄化センター等運転管理業務包括的委託契約に基づき、委託業務の内容、要求水準その他委託業務を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

2 対象業務の概要

本件委託の対象業務は以下のとおりである。

(1) 統括管理等業務

- ・統括管理業務
- ・台帳整備業務
- ・セルフモニタリング業務

(2) 維持管理業務

- ・維持操作運転管理業務
- ・屋上広場管理業務
- ・電気設備保守点検業務
- ・消防設備保守点検業務
- ・空調設備保守点検業務
- ・昇降機設備保守点検業務
- ・清掃業務
- ・植樹帯保護育成業務
- ・フォークリフト車検・保守点検業務
- ・地下タンク設備保守点検業務
- ・トラックスケール保守点検業務
- ・沈砂分析業務
- ・簡易専用水道点検業務
- ・天井クレーン検査業務
- ・脱臭設備保守点検業務
- ・廃棄物処理業務
- ・機械警備業務
- ・圧送管電気防食点検業務
- ・水管橋点検業務
- ・ユーティリティ調達管理業務
- ・修繕業務
- ・浚渫業務
- ・洗砂搬送・陸上残土処分業務
- ・建築物定期点検業務
- ・危機管理対応業務

- ・日報、報告書等の作成、整理、保管等業務

(3) コンサルタント業務

- ・ストックマネジメント計画策定支援業務
- ・実施設計業務
- ・工事監督業務

3 包括的委託の主旨に基づく業務の実施

受託者は、契約書及びこの要求水準書並びにこれらに対する質問回答書の定める範囲内において、自由な発想のもと、自らの裁量を十分に発揮し、委託業務を安全かつ効率的に遂行しなければならない。

4 法令等の遵守

受託者は、委託業務の実施に関連する法令等の趣旨を十分理解し、遵守するとともに、法令、通達等の新規制定又は改正について常に留意しなければならない。

5 信用失墜行為の禁止

受託者は、東部浄化センター等が公共施設であることを十分認識し、周辺住民との調和を図る等、委託者の信用を失墜させることのないよう委託業務を実施しなければならない。

第2 業務の対象施設及び設備

業務の対象となる東部浄化センター等の施設及び設備は、別添1（「対象施設一覧」等）のとおりとする。また、別添1以外で東部浄化センター等の業務実施に使用される施設及び設備についても業務の対象とする。

第3 業務の基本的な取組方針

受託者は、本件委託の実施に当たって、全体業務計画書、年間業務計画書、全体修繕計画書、年間修繕計画書及び緊急時対応計画書を作成し、委託者の承諾を得ること。

1 全体業務計画書

① 記載すべき事項

業務期間中の重要事項を基本とし、受託者の提案内容を踏まえ、次に掲げる事項を含むものとする。

- ア 対象施設の運転維持管理、その他業務実施に関する基本方針
- イ 実施体制等、従事者・技術者等の配置・資格など業務を実施する組織に関する事項
- ウ 緊急事態の対応・支援など緊急事態に関する事項
- エ 安全衛生、教育訓練など、事故・災害等の未然防止に関する事項
- オ 受託者が提供する業務品質の確保・向上に関する事項
- カ 委託者と受託者間の協議、報告、承諾等に関する事項

② 事務手続き

ア 受託者は、委託開始日の30日前までに全体業務計画書を委託者に提出し、委託者の承諾を得ること。ただし、委託者が変更又は修正を求めた場合は、受託者は速やかに対応し、再提出すること。

イ 受託者は、業務の実施状況を踏まえ、全体業務計画書の変更が必要と認めるときは、変更後の全体業務計画書を委託者に提出し、委託者の承諾を得ること。

2 年間業務計画書

① 記載すべき事項

当該委託年度における年間業務計画書に記載すべき事項は、次に掲げる事項を含めるものとする。

- ア 当該年度における業務実施組織、業務分担、従事者の体制・資格等に関する事項
- イ 対象施設の運転維持管理、その他当該委託年度に実施する業務の年間実施計画の概要に関する事項。
- ウ 安全衛生、教育研修等に関し、当該年度に実施する計画・内容に関する事項
- エ その他委託者若しくは受託者が必要とする計画・内容等に関する事項

② 事務手続き

ア 受託者は、当該年度が開始する60日前までに年間業務計画書を委託者に提出し、委託者の承諾を得ること。ただし、委託初年度については、全体業務計画書と同時に提出すること。また、委託者が変更又は修正を求めた場合は、受託者は速やかに対応し、再提出すること。

イ 受託者は、年間業務計画書の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更後の年間業務計画書を委託者に提出し、委託者の承諾を得ること。

3 全体修繕計画書

① 記載すべき事項

全体修繕計画書には、次に掲げる事項を含むものとする。なお、全体修繕計画書の分量は、A3用紙数枚程度を目安とし、簡潔に記載するものとする。

ア 計画修繕を予定する設備等の名称・仕様

イ 計画修繕を予定する設備等毎の時期と修繕の概要

交付金対象外工事についても、対象施設の機能維持、故障予防、延命化及びライフサイクルコストの最適化の観点から、計画修繕と併せて対象候補、実施時期及び実施概要を全体修繕計画書の中で記載すること。

② 事務手続き

ア 受託者は、委託開始日の30日前までに全体修繕計画書を委託者に提出し、委託者の承諾を得ること。

イ 受託者は、点検・調査の結果、維持管理業務の実施状況その他の事情の変化を踏まえ、全体修繕計画書の見直しが必要と認めるときは、変更後の全体修繕計画書を委託者に提出し、委託者の承諾を得ること。

4 年間修繕計画書

① 記載すべき事項

当該年度における年間修繕計画書に記載すべき事項は、次に掲げる事項を含めるものとする。

ア 当該年度における計画修繕の概要（修繕対象設備の名称、修繕内容、実施時期、概算費用、簡易図面及び仕様概要を含む。）

イ 次年度以降数年分年度別の計画修繕の案（全体修繕計画書を踏まえ、閑散期の活用を含む実施時期の案を記載する。）

ウ 各修繕項目の必要性及び優先順位の根拠（点検結果、劣化状況、機能への影響度等に基づく評価を含む。）

当該年度に実施を予定する交付金対象外工事については、計画修繕と併せて年間修繕計画書の中で一体的に記載すること。

② 事務手続き

ア 受託者は、毎年度7月末までに次年度以降の計画修繕及び交付金対象外工事の案を委託者に提出し、委託者と協議を行うこと。

イ 受託者は、前号の協議を踏まえ、当該年度が開始する60日前までに年間修繕計画書を委託者に提出すること。ただし、委託初年度については、全体修繕計画書と同時に提出すること。

ウ 委託者及び受託者は、前号の年間修繕計画書の内容を踏まえ、年度協定を締結し、当該年度の修繕費用の上限額を確定するものとする。

エ 受託者は、年度協定の締結後、年間修繕計画書の内容に年度協定との調整が必要な場合は、速やかに修正し、委託者の承諾を得ること。

オ 受託者は、年間修繕計画書の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更後の年間修繕計画書を委託者に提出し、委託者の承諾を得ること。

カ 受託者は、当該計画修繕を実施する日の14日前までに、修繕施工計画書を委託者に提出するものとする。修繕施工計画書には、工事概要、施工期間、施工方法、使用材料、安全対策、施設運転への影響及び対策等を記載すること。なお、交付金対象外工事については、実施設計又は概略設計資料に基づく詳細な施工計画を含めるものとする。委託者は、必要があると認めるときは、受託者に意見を申し出ることができる。

5 緊急時対応計画書

① 記載すべき事項

緊急時対応計画書には、次に掲げる事項を含むものとする。

ア 緊急事態発生に対応する具体的な執行体制

イ 自然災害（大雨、台風、雷害、濁水、地震、暴風、洪水、地滑り、落盤等、自然的な現象による災害をいう。）の対応について、その事象毎に、対応の原則、方法、手順等を記載する。

ウ 対象施設で発生が予測される事故（自然災害を除く、火災、停電、設備故障、労災、漏水、異常増水、異常水質などの事象をいう。）の対応について、その事象毎に、対応の原則、方法、手順等を記載する。

② 事務手続き

ア 受託者は、委託開始日の30日前までに緊急時対応計画書を委託者に提出し、委託者の承諾を得ること。

イ 受託者は、訓練の実施結果、組織体制の変更その他の事情を踏まえ、緊急時対応計画書の見直しが必要と認めるときは、変更後の緊急時対応計画書を委託者に提出し、委託者の承諾を得ること。

第4 想定水量、想定流入水質、想定使用電力量及び想定処理量等

1 各年度の想定水量及び想定流入水質

(1) 東部浄化センター想定水量及び想定流入水質

(千m³/年)

想定水量種別	10年度～19年度
流入汚水量	24,366
雨水放流量	1,484

(mg/L)

想定流入水質	10年度～19年度
SS	220以下
BOD	200以下

(2) 東部雨水ポンプ場想定水量

(千m³/年)

想定水量種別	10年度～19年度
雨水放流量	487

(3) 中在家中継ポンプ場想定水量

(千m³/年)

想定水量種別	10年度～19年度
流入汚水量	10,330
雨水放流量	1,156

2 東部浄化センター水質実績値

(1) 流入(着水井)水質(過去5年間平均)

項目	流入水質
pH	7.2(6.5～7.7)
BOD(mg/L)	107(192)
COD(mg/L)	86(185)
SS(mg/L)	86(220)
大腸菌群数(個/cm ³)	63,100(870,000)
窒素(mg/L)	17.3(22.5)
りん(mg/L)	1.8(2.7)

*1 ()は最大値、なおpHは(最小値～最大値)

*2 放流水質の法定基準に「大腸菌群」が適用されるのは令和7年4月1日以降であり、流入水についても大腸菌群の過去の測定実績はないため、参考に「大腸菌群数」を記載している。

(2) し尿(希釈済)投入量及び性状(過去5年間平均)

投入量(kL/日)	440
pH	7.3
BOD(mg/L)	65
COD(mg/L)	108
SS(mg/L)	218
窒素(mg/L)	33.6
りん(mg/L)	5.9

* なお、し尿の希釈倍率及び投入量については、クリーンセンターとの協議により、変更する場合があります。

3 電力契約状況及び想定使用電力量

(1) 各施設の電力契約状況

施設名	東部浄化センター	東部雨水ポンプ場	中在家中継ポンプ場
受電電圧・回線数	22kV×2 回線	6.6kV×1 回線	6.6kV×1 回線
契約電力	1,900kW	1,180kW	1,230kW
常時力率修正額の割引	15%	15%	15%
契約種別	特別高圧受電	高圧受電	高圧受電

(2) 想定使用電力量(kWh)

東部浄化センター		昼間	夜間	重負荷	小計
	4月	292,292	323,453	-	615,745
	5月	279,940	375,407	-	655,347
	6月	334,888	312,446	-	647,334
	7月	165,082	348,805	169,570	683,457
	8月	161,998	326,878	166,693	655,569
	9月	150,850	329,485	157,600	637,935
	10月	318,519	311,898	-	630,417
	11月	286,557	305,153	-	591,710
	12月	291,019	308,127	-	599,146
	1月	274,507	318,709	-	593,216
	2月	260,556	281,860	-	542,416
	3月	310,595	309,721	-	620,316
	小計	3,126,803	3,851,942	493,863	7,472,608
東部雨水ポンプ場		昼間	夜間	重負荷	小計
	4月	6,321	7,409	-	13,730
	5月	5,557	8,363	-	13,920
	6月	7,210	7,171	-	14,381
	7月	3,785	9,057	3,857	16,699
	8月	3,728	7,322	4,007	15,057
	9月	3,402	7,789	3,525	14,716
	10月	6,276	6,726	-	13,002
	11月	5,915	6,755	-	12,670
	12月	5,793	6,531	-	12,324
	1月	5,406	6,698	-	12,104
	2月	5,420	6,095	-	11,515
	3月	6,612	6,939	-	13,551
	小計	65,425	86,855	11,389	163,669
中在家中継ポンプ場		昼間	夜間	重負荷	小計
	4月	46,146	49,961	-	96,107
	5月	45,586	56,005	-	101,591
	6月	55,494	47,004	-	102,498
	7月	28,332	57,692	32,969	118,993
	8月	27,780	53,960	33,056	114,796
	9月	23,500	51,892	27,808	103,200
	10月	52,575	48,940	-	101,515
	11月	47,211	45,486	-	92,697
	12月	43,043	42,804	-	85,847
	1月	40,716	46,208	-	86,924
	2月	40,237	41,014	-	81,251
	3月	49,828	48,919	-	98,747
	小計	500,448	589,885	93,833	1,184,166

4 想定処理量等（参考）

業務	項目	想定数量
廃棄物処理業務	一般廃棄物(kg/年)	約 1,600
	混合廃棄物(kg/年)	約 2,900
	沈砂洗浄棟排出ガラ(kg/年)	約 7,300
	廃油(L/年)	約 1,900
	廃蛍光管(kg/年)	約 130
	試薬廃液(kg/年)	約 420
浚渫業務	浚渫量(トン/年)	125
洗砂搬送・陸上残土処分業務	搬送・処分量(トン/年)	470

* 1 上記は R4～R6 年度の平均値であり、実績により変動する。

* 2 廃棄物処理業務において、上記のほか使用済みの塗料などが排出される。

第5 業務の内容及びその要求水準等

業務の種別並びにその内容及び要求水準は、下記のとおりとする。

1 統括管理等業務

(1) 統括管理業務

① 統括管理業務の基本的事項

ア 統括管理業務とは、本事業の期間にわたる個別業務（維持管理業務、コンサルタン
ト業務 等）を一元的に総括・管理し、委託者との窓口となって円滑かつ確実な事業
運営を確保するための業務をいう。

② 統括管理技術者の配置

ア 受託者は、委託期間中の各業務の一元的な管理を行い、全ての個別業務の内容を把
握するとともに、委託者との窓口となる統括管理技術者を配置すること。

イ 統括管理技術者は、現場で生じる各種課題や委託者からの求めに対し、適切かつ迅
速な意思決定を行い、課題等を解決すること。

③ 業務計画書及び報告書の作成

ア 受託者は、第3に定める全体業務計画書、年間業務計画書その他の計画書及び報告
書について、統括管理業務の一環として作成・管理し、適時適切に委託者に説明する
こと。

④ 業務改善の推進

ア 受託者は、業務の実施方法その他対象施設の効率的な管理運営方策について、プロ
フィットシェアの仕組みの活用を視野に、効率化及びサービスの向上に向けた取組を
推進すること。

イ 受託者は、セルフモニタリング及び委託者によるモニタリングの結果により、業務
改善（是正措置等を含む。）が必要になった場合は迅速に行うこと。

⑤ 技術管理・人材育成

ア 受託者は、適正に業務を実施するために、業務従事者の育成及び人員の確保を図る
こと。

イ 継続的により適切な技術の選定又は業務の改善に取り組むことにより、業務の品質
を確保すること。

⑥ 委託者との情報共有

ア 受託者は、委託者との定例会議を月1回以上開催し、業務の実施状況、課題及びそ
の対応策等について報告・協議すること。

イ 委託者への積極的な情報提供及び委託者との必要な情報交換並びにその他必要な調
整等を円滑かつ確実に実施すること。

(2) 台帳整備業務

ア 受託者は、対象施設に係る施設台帳図（CADデータ）及び完成図書（竣工図、施工
記録、使用機材一覧等）について、修繕工事、改築工事その他施設の変更が生じた場
合は、速やかにその内容を尼崎市下水道台帳システムへ反映し、更新登録を行う。

- イ 更新登録に当たっては、工事の名称、実施時期、対象設備、施工内容等の必要な情報を正確に記録するとともに、委託者が定めるデータ形式、管理基準及び委託者が別途提示する入力マニュアル等に従い、施設の履歴管理に資するよう適切に管理する。
- ウ 登録済みの台帳データについて、日常の維持管理業務及び点検業務を通じて正確性を継続的に確認し、既存データと現場の実態との齟齬、誤記、欠落等を発見した場合は、速やかに修正する等、データの精度向上に努めること。

(3) セルフモニタリング業務

- ア 受託者は、セルフモニタリングを実施し、受託者が実施する業務状況が、要求水準書、業務提案書及び契約書に適合することを確認すること。
- イ 委託者が行うモニタリングに際し、会議の開催及び現地確認の協力等を行うこと。
なお、モニタリング方法の詳細は、モニタリング基本計画書（案）に示す。

2 維持管理業務

(1) 維持操作運転管理業務

① 東部浄化センター水処理運転管理業務

- ア 次に掲げる汚水量に従い、水処理をする。

日最大汚水量	70.8(m ³ /分)
晴天日時間最大汚水量	108.3(m ³ /分)
雨天日時間最大汚水量	345.4(m ³ /分)

- イ 東部浄化センターに流入した雨水を放流する。

雨水放流量*	1,505.0(m ³ /分)
--------	----------------------------

*設備改築により変更があった際は、その能力値とする。

- ウ 下水道法第8条に規定する「放流水の水質の基準」及び施行令第6条に規定する「放流水の水質の技術上の基準」を遵守する。
- エ 水質総量規制（COD、T-N、T-P）を遵守する。
- オ 放流水質の要求水準は、次のとおりとする。

項目	放流水質 法定基準	放流水質 契約基準
pH	5.8～8.6	5.8～8.6
BOD(mg/L)	20 以下	15 以下
COD(mg/L)	—	15 以下
SS(mg/L)	40 以下	8 以下
大腸菌群数(個/cm ³)	800 以下	140 以下
窒素(mg/L)	60 以下	21 以下
りん(mg/L)	8 以下	2.0 以下

*法定基準：法令等で定められた基準（各回測定値）

*契約基準：受託者が満足すべき基準（各回測定値）

*いずれも、基準を満足しない時は、契約書に基づき委託料を減額する。

- カ 良好な水質を確保するために自主基準を設け、適正な水質管理を行う。

- キ 法令・条例等の改正、制定により新たに放流水に水質基準が制定された場合は、この基準を遵守すること。
- ク 発生汚泥は、濃度を約1%として兵庫東スラッジセンターへ送る。
- ケ 1系6池（凝集剤併用型ステップ流入式多段硝化脱窒法）及び2系4池（標準活性汚泥法）の運用。なお、第2次又は第3次ストックマネジメント計画に基づく耐震化又は設備改築により、運用する池数に変更となる場合がある。
- コ 合流式下水道の改善に取り組む。
- サ 既存施設のし尿の受け入れ及び処理を行う。
- シ 汚泥の減量化に取り組む。
- ス 省エネルギーを考慮した維持管理計画を立案し、適正運転に努めるとともに、取組の評価やエネルギーの使用状況等について、委託者の求めに応じ、報告する。
- セ 施設の施錠・開錠、その他施設管理業務を適切に行う。

② 東部雨水ポンプ場維持操作運転管理業務

- ア 東部浄化センターからの遠隔監視・制御及び現場作業により、東部雨水ポンプ場に流入した雨水を放流する。

雨水放流量 ※	1,815.0 (m ³ /分)
---------	-----------------------------

※設備改築により変更があった際は、その能力値とする。

- イ 雨水貯留施設を有効に活用し、雨水放流回数を削減する。

雨水滞水池	1,400 m ³
-------	----------------------

- ウ 省エネルギーを考慮した維持管理計画を立案し、適正運転に努めるとともに、取組の評価やエネルギーの使用状況等について、委託者の求めに応じ、報告する。
- エ 施設の施錠・開錠、その他施設管理業務を適切に行う。また、休止施設においても必要限度の保安措置を行う。
- オ 現東部雨水ポンプ場は、委託者による建替え工事が予定されている。このため、当該施設については、交付金対象の改築工事を実施しないものとし、受託者は、自らの創意工夫により施設及び設備の延命化を図り、業務期間終了時まで所要の機能を維持しなければならない。当該延命化に要する修繕費等の上限は、年度協定において定めるものとする。
- カ 委託者による東部雨水ポンプ場の建替え工事の施工中は、新ポンプ場への部分的な切替等に伴い、維持管理の運用に変更が生じる場合がある。受託者は、当該変更に対応しなければならない。なお、受託者は、委託者が行う建替え工事の施工者その他の関係者との工事間調整について、協力すること。
- キ 建替え工事の施工中における維持管理の運用変更の詳細は、委託者と受託者の協議により定めるものとする。

③ 中在家中継ポンプ場維持操作運転管理業務

- ア 東部浄化センターからの遠隔監視・制御及び現場作業により中在家中継ポンプ場に流入した汚水の圧送及び雨水を放流する。

晴天時最大汚水量	41.3 (m ³ /分)
----------	--------------------------

雨天時最大汚水量	138.7(m ³ /分)
雨水放流量*	2,294.0(m ³ /分)

※設備改築により変更があった際は、その能力値とする。

イ 省エネルギーを考慮した維持管理計画を立案し、適正運転に努めるとともに、取組の評価やエネルギーの使用状況等について、委託者の求めに応じ、報告する。

ウ 施設の施錠・開錠、その他施設管理業務を適切に行う。

④ 雨水排除に関する共通事項

ア 受託者は、①から③の各施設における雨水排除に関する業務を実施するに当たり、適切なポンプ運転操作等により雨水排除機能を発揮すること。

イ 放流ゲートの開閉操作その他浸水被害に直結しうる重要な操作については、事前に委託者が承諾した手順に基づき実施すること。

ウ 計画雨水量を超過する降雨時においても、施設及び設備の保全に努め、委託者と連携して適切に対応すること。

⑤ 施設・設備機器等保守管理業務

ア 施設（建築、建築付帯設備、構造物その他附帯施設という。）及び設備機器等（機械設備、電気設備、計装設備）について、外観目視点検、動作確認、清掃等の日常点検を行う。

この場合において、電気設備のうち、電気事業法に規定する自家用電気工作物に該当するものの点検は、別添2「尼崎市公営企業局自家用電気工作物の点検等の基準について」を準用し定める日常巡視点検を行う。

イ 建築及び建築付帯設備の点検については、尼崎市「公共施設保全マニュアル」を参考にする。

ウ 構造物等の点検については、「尼崎市下水道土木施設維持管理指針」を参考にすること。

エ 点検の結果、異常が認められた場合は、速やかに原因調査を行い、機能回復を行う。この場合において、修繕、改良等が必要であると認めた場合は、直ちにその旨を委託者に報告する。また、国、兵庫県又は尼崎市立クリーンセンター若しくは道路管理者及び河川管理者が所管する施設及び設備に異常が認められた場合も、直ちに委託者に報告すること。

オ 設備機器が設置されている箇所での清掃を適宜行う。

カ 尼崎市下水道台帳システムへ必要な情報の登録を行う。

⑥ 水質試験業務

ア 運転管理に必要な水質（汚泥・し尿を含む）試験を行う。日常の維持管理に必要な流入下水や放流水等の総合的な水質管理や汚泥、し尿等の性状把握のために水質試験を行う。

イ 下水道法、水質汚濁防止法等によって義務付けられた水質試験を定められた方法によって必要な頻度で測定する。

ウ ダイオキシン類特別措置法に基づき、東部浄化センターの放流水中のダイオキシン

類の濃度測定を行う。

エ 必要な水質試験（試験内容、試験項目、採水個所等）は、委託者作成の「維持管理実績」に準じる。

オ 合流式下水道の改善のためのデータの収集に努める。

カ 法令等の改正に伴う新たな分析等の取組みを行う。

キ 試験は「下水試験方法」（社団法人日本下水道協会発行）に基づき、実施する。

ク 試験における採水は自動採水器で行うことを原則とする。

ケ 業務従事者は、その業務内容に応じた必要な知識及び技能を有し、適宜、環境計量士のアドバイスを受ける。

コ 受託者は、委託者にアからキの結果を報告する。

サ 分析機器、自動測定器の維持管理は適正に行い、その数値の信頼性を確保する。

⑦ 沈砂洗浄業務

ア 東部浄化センター等で発生した沈砂及び委託者の他の下水道施設から受け入れた沈砂を、大阪湾フェニックスの受入基準に適合するよう、東部浄化センターに設置されている沈砂洗浄設備で洗浄する。

(2) 屋上広場管理業務

① 屋上広場管理業務

ア 一般開放施設であることを十分認識し、これに係る施設管理業務（施錠管理、清掃、消耗品の交換等）を行う。

イ テニスコート、芝生広場、多目的広場、会議室（屋上広場管理事務所内）及び駐車場の使用受付業務、並びに、これらの使用料について、指定公金事務取扱者としての収納業務（滞納処理業務を含む。）を行う。

受託者は、地方自治法第243条の2に規定する指定公金事務取扱者として、帳簿を備え付け、これに公金事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならないものとし、委託者は、受託者に対し、必要な報告をさせることが出来るほか、その職員に、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、または関係者に質問させることができるものとする。

ウ イの業務に伴う個人情報について、契約書に定める個人情報・データ取扱特記事項に基づく運用管理を行う。なお、実施方法は委託者と受託者が別途協議する。

エ 一般開放施設であることを十分認識し、清潔な状態を保つ。

オ 景観広場及びせせらぎ水路に流れる処理水の水量及び水質の管理を行う。

② 施設保守点検業務

ア 屋上広場の日常点検（月1回以上）、定期点検（年1回以上）、保全等の業務を行い、点検記録を提出する。点検の項目及び内容、記録は別添3「屋上広場施設点検表」に準じたものとする。

イ 遊具等の定期点検（（一社）日本公園施設業協会の規準を準用）を、年1回以上行う。

ウ 点検の結果、異常が認められた場合は、速やかに原因調査を行い、機能回復を行

う。この場合において、修繕、改良等が必要であると認めた場合は、直ちにその旨を委託者に報告する。

③ 機械警備業務

ア 屋上広場管理事務所の機械警備業務を行う。

(3) 電気設備保守点検業務

ア 対象設備は、別添4「電気設備保守点検業務設備一覧表」のとおりとする。

イ 別添2「尼崎市公営企業局自家用電気工作物の点検等の基準について」を準用し定める定期巡視点検、精密点検、臨時点検及び測定(軽微な部品の交換等を含む。)を行い、所要の性能及び機能を確保する。この場合において、修繕、改良等が必要であると認めた場合は、直ちにその旨を委託者に報告する。

(4) 消防設備保守点検業務

ア 対象設備は、別添5「消防設備保守点検業務設備一覧表」のとおりとする。

イ 消防法等関係諸法令に規定する保守点検等(軽微な部品の交換等を含む。)を行い、所要の性能及び機能を確保する。この場合において、修繕、改良等が必要であると認めた場合は、直ちにその旨を委託者に報告する。

ウ 製造年から10年を経過した消火器、及び消防用ホースは関連法規に基づき耐圧性能点検を実施するか、若しくは新しく交換を行う。

(5) 空調設備保守点検業務

ア 対象設備は、別添6「空調設備保守点検業務設備一覧表」のとおりとする。

イ 保守点検(軽微な部品の交換等を含む。)を行い、所要の性能及び機能を確保する。この場合において、修繕、改良等が必要であると認めた場合は、直ちにその旨を委託者に報告する。

ウ 業務実施に当たっては、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」を遵守しなければならない。

(6) 昇降機設備保守点検業務

ア 対象設備は、東部浄化センター管理棟昇降機設備(1台)とする。

イ 関係法令等に基づき、保守点検(軽微な部品の交換等を含む。)を行い、所要の性能及び機能を確保する。この場合において、修繕、改良等が必要であると認めた場合は、直ちにその旨を委託者に報告する。

(7) 清掃業務

ア 当該業務の対象箇所は、別添7「清掃箇所図」のとおりとする。

イ 常に清潔に留意し、委託者又は見学者等に不快感を与えることのない状態を保つ。

ウ 日常清掃は、概ね次に掲げる作業を行う。

(ア) 床は、ほうき、モップ、掃除機等を使用して塵埃(じんあい)を取除きすみずみまで清掃する。

(イ) 紙くず等は、適正に処理しごみ収集所に搬入する。

- (ウ) 便所の清掃は、衛生器具等を洗剤で洗浄し、石鹼液及びトイレットペーパーを補充する。
- エ 定期清掃は、概ね次に掲げる作業を行う。
 - (ア) 床は、床面を清掃し、床材適合ワックスで仕上げ、タイルカーペット部は、洗剤で洗浄する。畳部は、真空掃除機で塵埃(じんあい)を吸い取り、雑巾(きん)でふき取る。
 - (イ) 窓ガラスは、ガラス面(両面)を洗剤で洗浄し、枠も含めて清掃する。

(8) 植樹帯保護育成業務

- ア 業務の内容は、次に掲げるとおりとする。
 - (ア) 植樹帯の剪(せん)定、薬剤散布
 - (イ) 屋上広場の芝生広場及び屋上広場管理事務所周辺の芝生の施肥、刈取り及び目土入れ
 - (ウ) 除草
 - イ 実施する業務は、年度ごとに、次に掲げる内容を満たすものとする。
 - (ア) 剪(せん)定
 - a 枝抜き、弱小枝、病害虫のひどい枝、電線等に障害となる枝、破損等の危険がある枝、樹冠又は樹形に不必要な枝等を除去する。
 - b 実施回数は、1回以上とする。
 - (イ) 薬剤散布
 - a 薬剤の使用に際しては、農薬取締法に規定する農薬安全使用基準に基づいて行う。
 - b 害虫防除は、葉の表からも散布し、薬液が害虫に十分かかるように散布する。
 - c 実施回数は、1回以上とする。
 - (ウ) 施肥
 - a 施肥の時期は、11月から3月を標準とする。
 - b 実施回数は、芝生は2回以上、その他は適宜とする。
 - (エ) 芝生刈取り
 - a 刈取り高は、2～3cmとし、常にこの状態を保つ。
 - b 刈りむら、刈り残しのないよう均一に刈り取る。
 - (オ) 芝生目土入れ
 - a 目土は、植物の根、ガレキ等が混入していないものを用いる。
 - b 芝生地凹凸をなくし、均一に施工する。
 - (カ) 除草
 - a 樹木、施設等を損傷しないよう均一に刈り込み、刈り残しのないよう仕上げる。
 - b 刈り跡は、きれいに清掃する。
 - c 実施回数は、1回以上とする。ただし、芝生部分の除草については、芝の育成を妨げない頻度で実施する。

(キ) 害虫等駆除

a 外来種等、害虫が発生した場合、委託者と対応を協議し駆除等の対策を行う。

(9) フォークリフト車検・保守点検業務

ア 対象機材は、東部浄化センターフォークリフト(1台)とする。

イ 労働安全衛生規則に規定する定期自主検査(軽微な部品の交換等を含む。)を行い、所要の性能及び機能を確保する。この場合において、修繕、改良等が必要であると認められた場合は、直ちにその旨を委託者に報告する。

ウ 道路交通法に基づく車検・年次点検を行う。

(10) 地下タンク設備保守点検業務

ア 対象設備は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 東部浄化センター

7,000 リットル：2基 13,000 リットル：2基

(イ) 東部雨水ポンプ場

9,600 リットル：1基

(ウ) 中在家中継ポンプ場

9,500 リットル：1基 10,000 リットル：1基

イ 消防法第14条の3の2の規定による定期点検を実施する。この場合において、修繕、改良等が必要であると認められた場合は、直ちにその旨を委託者に報告する。

(11) トラックスケール保守点検業務

ア 対象設備は、東部浄化センターに設置のトラックスケール(秤量：40,000 kg 最小目盛：10 kg)とする。

イ 設備の保守点検(軽微な部品の交換等を含む。)を行い、所定の性能及び機能を確保するとともに、計量士による検査を受ける。この場合において、修繕、改良等が必要であると認められた場合は、直ちにその旨を委託者に報告する。

ウ 当該保守点検は、初回は令和10年度、以降は2年毎に実施する。

(12) 沈砂分析業務

ア 東部浄化センター沈砂洗浄棟の洗浄沈砂の分析を行う。

イ 分析項目及び方法については、別添8「洗浄沈砂の分析項目及び分析方法」のとおりとする。

ウ 分析回数は、年1回とする。

(13) 簡易専用水道点検業務

ア 水道法第34条の2の規定により東部浄化センター管理棟の受水槽(4 m³)及び高架水槽(1 m³)の清掃等を行い、料水の水質の安全を確保する。

イ 水道法第34条の2に規定する定期検査を受ける。

ウ 業務実施に当たっては、作業員の健康状態に配慮し(水道法第21条(健康診断)等)、作業衣や作業器具を清潔に保つ。

(14) 天井クレーン検査業務

- ア 対象設備は、別添9「天井クレーン検査業務設備一覧表」のとおりとする。
- イ クレーン等安全規則に規定する定期自主検査等(軽微な部品の交換を含む。)を行い、所要の性能及び機能を確保する。この場合において、修繕、改良等が必要であると認めた場合は、直ちにその旨を委託者に報告する。
- ウ 労働安全衛生法第41条第2項に規定する性能検査を受ける。

(15) 脱臭設備保守点検業務

- ア 対象設備は、別添10「脱臭設備保守点検業務 実施要領」のとおりとする。
- イ 所要の性能及び機能を確保する。この場合において、修繕、改良等が必要であると認めた場合は、直ちにその旨を委託者に報告する。

(16) 廃棄物処理業務

- ア 東部浄化センター等運転管理業務包括的委託業務での事業活動に伴って生じた廃棄物(「(1)維持操作運転管理業務⑥沈砂洗浄業務」に伴い排出されるガラ等(契約書の締結日において委託者が東部浄化センターにて保管しているガラ等を含む。)を含み、尼崎市公共下水道事業活動に伴い生じる浮ごみ、及び沈砂等を除く。)を自らの責任において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令にしたがって適正に処理(分別、保管、収集、運搬、再生、処分等)を行う。

(17) 機械警備業務

- ア 東部雨水ポンプ場及び中在家中継ポンプ場における建屋の機械警備を行う。

(18) 圧送管電気防食点検業務

- ア 中在家中継ポンプ場から東部浄化センターへの汚水圧送管における電気防食装置の点検(別添11に基づく装置の作動状況、劣化状況、その他異常の有無等)を、2年に1回以上実施する。
- イ 点検の結果、異常が認められた場合は、速やかに原因調査を行い、修繕、改良等が必要であると認めた場合は、直ちにその旨を委託者に報告する。

(19) 水管橋点検業務

- ア 中在家中継ポンプ場水管橋の日常点検を年1回以上、定期点検(別添12に基づく、水道管路施設管理技士または同等の業務経験を有するものによる目視等点検)を、2年に1回以上実施する。
- イ 点検の結果、異常が認められた場合は、速やかに原因調査を行い、修繕、改良等が必要であると認めた場合は、直ちにその旨を委託者に報告する。

(20) ユーティリティ調達管理業務

- ア 電力(特別高圧、高圧受電除く)、ガス、水道、重油、次亜塩素酸ソーダ、PAC、備消耗品、水質分析に使用する機器等(貸与品を除く)、消耗器具類・薬品類、通信(幹線水位計、東部雨水ポンプ場の遠方監視制御を含む)、その他業務の実施に必要な一切の物品及びサービスの調達及び管理を行う(21に規定する修繕業務で調達する部品類を除く。)

- イ 適切な品質及び規格のものを調達し、設備機器の運転等に影響を与えないようにする。
- ウ 常に在庫を把握して適宜適切に調達し、在庫不足により設備運転等に影響を与えないようにする。
- エ 調達に当たっては、使用頻度、保管期間による品質の変化等を考慮する。
- オ 物品管理者を選任し、保管、取扱い等に十分注意し、適正な管理を行う。
- カ 当該調達費用の削減と安定的な供給確保に努める。
- キ 光熱水費のガスの供給元に関しては、必要に応じて委託者に報告する。

(2 1) 修繕業務

① 基本的事項

受託者は、対象施設の施設及び設備の機能が正常に発揮できるよう、計画修繕（大規模修繕を含む。）、突発修繕及び緊急修繕を適時適切に実施すること。また、受託者は、交付金対象外工事について、対象施設の機能維持、故障予防、延命化及びライフサイクルコストの最適化の観点から、計画修繕に準じて実施すること。なお、ストックマネジメント計画に基づく長寿命化対策工事は、本件委託の業務範囲に含まない。

ア 修繕の対象範囲は、別添 1-3 に示す施設、設備、装置及び機器等とする。ただし、国、兵庫県又は尼崎市立クリーンセンター若しくは道路管理者及び河川管理者が所管する施設及び設備は除く。

イ 修繕に使用する部品等は、仕様変更による性能低下とならないものを用いる。ただし、LCC 等を考慮した施設の運用状況により委託者が認めるものはこの限りでない。

ウ 委託期間終了時において、委託者との協議により定められた施設の原状回復のための修繕を含むものとする。

エ 修繕費用の年間の基準額及び最低実施額は、年度協定において定めるものとする。基準額を超過した費用は、年度協定の定めるところにより精算するものとする。

② 計画修繕

ア 受託者は、対象施設の点検結果、劣化状況、運転状況等を踏まえ、委託者が別添 1 3 「計画修繕業務仕様書」に示す対象設備、実施年度及び参考仕様を考慮のうえ、最適な修繕計画を策定し、計画的に修繕を実施すること。なお、別添 1 3 「計画修繕業務仕様書」に示す内容は委託者が想定する参考情報であり、受託者はこれを踏まえて実施内容を提案すること。ただし、委託者が特に必要と認める修繕については、年度協定等において別途指定することができる。

イ 計画修繕の完了後、委託者は完了検査を実施する。受託者は検査に必要な書類の整備その他検査への協力を行うこと。

ウ 計画修繕の具体的な実施内容及び年間の修繕費用の上限額は、年度協定において定めるものとする。なお、当該上限額の範囲内で合理的に機能維持が困難と見込まれる場合は、受託者は速やかにその理由、必要な対応及び影響を委託者に報告し、委託者と協議すること。

エ 年間修繕計画書の作成及び提出に係る事務手続きは、第 3 4 ② に定めるところに

よる。

③ 交付金対象外工事

ア 受託者は、対象施設の機能維持、故障予防、延命化その他効率的な維持管理に資するため、委託者が別添14「交付金対象外工事に係る対象候補及び参考仕様」に示す対象候補、実施年度及び参考仕様を考慮のうえ、交付金対象外工事の実施内容を提案すること。なお、別添14「交付金対象外工事に係る対象候補及び参考仕様」に示す対象候補、実施年度及び参考仕様は、委託者が想定する参考情報であり、受託者は、対象施設の点検結果、劣化状況、運転状況、設置環境、メーカー基準及び部品供給状況等を踏まえ、実施内容、実施時期、仕様、施工方法及び優先順位を提案することができる。ただし、委託者が特に必要と認める工事については、年度協定等において別途指定することができる。

イ 交付金対象外工事については、対象候補、実施時期及び実施概要を、計画修繕と併せて全体修繕計画書に記載するものとする。また、当該年度に実施を予定する交付金対象外工事については、計画修繕と併せて年間修繕計画書の中で一体的に記載するものとする。

ウ 交付金対象外工事の具体的な実施内容及び年間の費用の上限額は、年度協定において定めるものとする。なお、当該上限額の範囲内で合理的に機能維持が困難と見込まれる場合は、受託者は速やかにその理由、必要な対応及び影響を委託者に報告し、委託者と協議すること。

エ 交付金対象外工事の施工監理、品質管理、完了時の対応、記録及び報告については、計画修繕に準じて実施すること。

④ 突発修繕及び緊急修繕

ア 受託者は、施設又は設備の機能に支障が生じ、又は生じるおそれがある場合において、計画修繕以外の修繕を行う必要があるときは、速やかに当該修繕を実施しなければならない。

イ 前号の修繕のうち、1件当たりの費用が200万円以上のもの（消費税及び地方消費税を含む。）を突発修繕といい、200万円未満のもの（消費税及び地方消費税を含む。）を緊急修繕という。

ウ 受託者は、突発修繕を実施しようとするときは、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、修繕実施後速やかに委託者に報告するものとする。

エ 受託者は、緊急修繕を実施した場合は、速やかにその内容及び費用を委託者に報告しなければならない。

⑤ 修繕実績の記録・報告

ア 修繕の実施結果について、工事の名称、実施時期、対象設備、施工内容、使用部品、費用等を記録し、写真等を添付した修繕記録を作成すること。

イ 修繕に要した費用については、計画修繕、交付金対象外工事、突発修繕及び緊急修繕の区分ごとに整理の上、月次の業務報告会において委託者に報告すること。

ウ 修繕及び交付金対象外工事の実施結果は、尼崎市下水道台帳システムへ速やかに登録し、施設の履歴管理に資すること。

(2 2) 浚渫業務

ア 東部浄化センター、東部雨水ポンプ場、中在家中継ポンプ場の沈砂池及びポンプ井に堆積した沈砂を浚渫し、東部浄化センター内の沈砂洗浄施設へ搬送する。

イ 浚渫前に沈砂堆積量を調査し、予定作業箇所及び予定浚渫量を委託者と協議すること。

ウ 沈砂については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく汚泥に該当するため関係法令を遵守し実施すること。また廃棄物管理票は、原則的に電子マニフェストを使用すること。

(2 3) 洗砂搬送・陸上残土処分業務

ア 沈砂洗浄業務により生じた洗砂（産業廃棄物（汚泥））を、指定する処分先まで収集運搬し、陸上残土として処分する。

イ 搬送・処分先は、大阪湾広域臨海環境整備センター（以下「大阪湾フェニックスセンター」という。）の尼崎基地とする。ただし、大阪湾フェニックスセンターの受入条件の変更その他やむを得ない事由がある場合は、委託者と協議のうえ搬送先を変更することができる。

ウ 搬送・処分先である大阪湾フェニックスセンター（変更した場合はその変更処分先）との処分に係る委託契約についても、その準備事項（沈砂分析業務、受入基準適合確認、搬送車両の登録等）を含め、本業務の範囲とする。

エ 洗砂の収集運搬を行う者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項に規定する産業廃棄物収集運搬業の許可（汚泥）を有していなければならない。受託者は、自ら当該許可を有する場合のほか、当該許可を有する者に再委託して実施することができる。

オ 受託者は、前号の再委託を行う場合であっても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく委託基準を遵守するとともに、洗砂の適正な処理について一切の責任を負うものとする。

カ 搬送・処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、道路交通法、土壌汚染対策法その他関係法令を遵守し、搬送時の洗砂及び汚水等の飛散・流出を防止する措置を講ずるとともに、処分先との契約事項を遵守すること。

キ 搬送時の洗砂の計量は、東部浄化センターに設置されたトラックスケールにより行う。処分量の計量は搬送・処分先の計量方法に従うこと。またいずれの計量結果も記録し、委託者に報告すること。

(2 4) 建築物定期点検業務

ア 建築基準法第12条第2項及び第4項の規定に基づき、対象施設の建築物、建築設備（昇降機設備を除く。）及び防火設備について定期点検を実施する。

イ 対象施設は、別添15「建築物定期点検業務実施要領」のとおりとする。

ウ 建築物の点検は、平成20年国土交通省告示第282号に基づき実施する。建築設備の点検は、同告示第285号に基づき実施する。防火設備の点検は、平成28年国土交通省告示第723号に基づき実施する。

エ 点検は、建築基準法第12条第2項及び第4項に規定する有資格者が実施すること。

オ 点検の結果、異常が認められた場合は、速やかに原因調査を行い、修繕、改良等が必要であると認めた場合は、直ちにその旨を委託者に報告する。緊急を要する是正箇所を発見した場合は、直ちに委託者に報告すること。

カ 建築物並びに建築設備及び防火設備に係る建築基準法に定める現行基準に対し不適合の状況を確認した場合は、点検報告書に既存不適合の内容を記載し報告すること。

キ 点検結果を取りまとめ、点検対象に応じた報告書（建築物、建築設備及び防火設備ごと）を作成し、委託者に提出すること。

(25) 危機管理対応業務

ア 東部浄化センター及び中在家中継ポンプ場は津波等一時避難場所に指定されているため、風水害及び地震等による津波若しくは、洪水の発生が予想され、市民等（以下、「避難者」という。）が避難してきた時には、管理棟において受け入れを行う。また、避難者が受託者の指定する立入禁止区域に立ち入らないようにすること。

イ 一時避難場所を開設し避難者を受け入れた時は、委託者に都度人数等を報告すること。また、閉鎖した時も同様とする。

ウ 受託者は、災害その他の緊急事態が発生した場合は、第3の5に定める緊急時対応計画書及び第6の3に定める危機管理マニュアルに基づき、適切に対応すること。

(26) 日報、報告書等の作成、整理、保管等業務

ア 法令等の規定及び委託者が別に指示するところにより、上記各業務に伴う作業日報、報告書、記録等の書類の作成、整理、保管等を行う。

イ 物品等の調達費、ユーティリティの調達費、第三者への委託料その他この契約の履行のために第三者に対し支出した支出内訳簿の作成及びその支出の証拠書類である納品書、品質証明書、計量証明書、料金明細書等の整理及び保管を行う。

ウ 委託者より貸与される図書及び技術資料について、保管、整理及び貸出管理を行う。

エ ア、イ及びウの書類について、委託者の指示があれば、受託者は委託者にこれを提出し、又は閲覧させる。

3 コンサルタント業務

(1) スtockマネジメント計画策定支援業務

① 基本的事項

ア 受託者は、対象施設のストックマネジメントに関し、委託者が策定するSM計画の策定及び更新を支援すること。

イ 受託者は、本件委託で実施する維持管理業務の結果及び次項に定める点検・調査業務の結果を活用し、施設の状態を客観的に把握・評価した上で、中長期的な施設の状態を予測し、計画的かつ効率的な施設管理に関する提案を行うこと。

ウ 受託者は、業務の実施に当たり、次に掲げる関連計画の内容を踏まえなければならない。

- (ア) 尼崎市公共下水道事業計画
- (イ) 尼崎市下水道総合地震対策計画
- (ウ) 尼崎市下水道施設耐水化計画
- (エ) 尼崎市上下水道耐震化計画
- (オ) あまがさき下水道事業地球温暖化防止推進計画
- (カ) あまがさき下水道ビジョン
- (キ) その他市が指示する関連計画

エ 受託者が委託期間中に策定支援等を行う SM 計画及びその計画期間は、次のとおりとする。

SM 計画	計画期間	検討期間 (想定)	受託者の 役割	備考
第 3 次	令和 11 年度～ 令和 15 年度	(策定済み)	修正支援 (必要に応じて)	受託者は、維持管理業務及び点検・調査業務の結果を踏まえ、必要に応じて計画の見直し・修正を委託者に提案し、委託者の指示に基づき修正作業を支援する。
第 4 次	令和 16 年度～ 令和 20 年度	令和 14 年度～ 令和 15 年度	策定支援	受託者は、委託者が行う第 4 次 SM 計画の策定を支援する。
第 5 次	令和 21 年度～ 令和 25 年度	令和 19 年度～ 令和 20 年度	策定支援	受託者は、委託者が行う第 5 次 SM 計画の策定を支援する。

② 調査業務

ア 受託者は、SM 計画の策定及び更新に必要な専門的知見を要する調査を計画的に実施すること。当該調査は、維持管理業務における日常点検・定期点検・保守点検とは別に、施設の健全度を定量的に評価することを目的とするものとする。

イ 調査の項目、方法及び頻度については、尼崎市が策定する SM 計画に準拠し、委託者の承諾を得て実施すること。ただし、SM 計画に定めない項目について調査することを妨げるものではない。

ウ 調査結果は、施設毎に健全度・緊急度の評価を行い、尼崎市が策定する SM 計画との乖離を確認したうえで、速やかに委託者に報告するとともに、データベースとして整理・保管すること。

③ 修繕・改築計画案の作成

ア 受託者は、維持管理業務の結果及び前項の点検・調査結果により把握した施設の劣化状況を診断し、診断により判定された健全度を参考に対策の必要性を検討すること。

- イ 対策が必要と判定されたものについては、修繕か改築かの判定を行うこと。
- ウ 修繕・改築の優先順位を検討し、委託期間中及びそれ以降の修繕・改築計画案の作成を行うこと。検討にあたっては、SM計画で採用した長期的な改築事業の採用シナリオや施設管理の目標設定を考慮しつつ、関連計画等を踏まえたうえで優先順位を定める。
- エ 修繕・改築計画案の作成にあたっては、ライフサイクルコストの観点から最適な対策時期及び対策手法を検討すること。
- オ 受託者は、各SM計画に対応する修繕・改築計画案を、次のとおり作成又は修正すること。

SM計画	計画期間	検討期間 (想定)	修繕・改築計画案の作成内容
第3次	令和11年度～ 令和15年度	(策定済み)	委託者が策定済みの修繕・改築計画案について、維持管理業務及びコンサルタント業務の点検・調査の結果を踏まえ、必要に応じて計画の見直し・修正案を委託者に提案すること。
第4次	令和16年度～ 令和20年度	令和14年度～ 令和15年度	第3次SM計画期間における維持管理業務及びコンサルタント業務の点検・調査の結果を踏まえ、第4次SM計画に対応する修繕・改築計画案を新規に作成すること。
第5次	令和21年度～ 令和25年度	令和19年度～ 令和20年度	第4次SM計画期間における維持管理業務及びコンサルタント業務の点検・調査の結果を踏まえ、第5次SM計画に対応する修繕・改築計画案を新規に作成すること。

④ 事業化スケジュール提案

- ア 受託者は、修繕・改築計画案に基づく修繕・改築の事業化スケジュールを提案すること。
- イ 事業化スケジュールの提案にあたっては、対象施設の運転に支障を及ぼさないよう、工事期間中の代替措置等についても検討すること。
- ウ 国庫補助事業の採択スケジュール等を考慮した提案を行うこと。

⑤ 補助要望資料等作成支援

- ア 受託者は、委託者が作成するSM計画及び国庫補助要望資料の作成を支援し、必要となる資料の提供を行うこと。
- イ 支援の範囲は、点検・調査データの整理、健全度評価結果のとりまとめ、修繕・改築計画案に基づく事業費の算定、その他委託者が必要とする技術的資料の作成とする。

(2) 実施設計業務

① 基本的事項

- ア 交付金対象外工事について、委託者が必要と認める場合は、受託者は実施設計又は概略設計資料を作成し、委託者の承諾を得ること。

イ 実施設計に当たっては、施設の現況を十分に調査の上、既存施設との取合い、施工条件、施設の運転への影響等を考慮すること。

ウ 実施設計に使用する設計基準、仕様書等は、原則として国土交通省及び（公社）日本下水道協会が定める基準等を参考とする。ただし、受託者は、ライフサイクルコストの最適化の観点から、上記基準等によらない設計手法、材料又は工法を採用する提案を行うことができる。この場合、受託者は、当該提案の根拠（性能、耐久性、経済性等の比較検討結果）を委託者に説明し、委託者の承諾を得ること。

② 実施設計の内容

ア 実施設計は、次に掲げる事項を含むものとする。

(ア) 設計図（平面図、断面図、構造図、配管図、配線図、その他施工に必要な図面）

(イ) 設計計算書（構造計算、水理計算、その他必要な計算書）

(ウ) 工事仕様書（材料仕様、施工仕様、品質管理基準等）

(エ) 数量計算書

(オ) 工事費概算書

(カ) 施工計画の概要（工程、施工方法、安全対策、施設運転への影響及び対策等）

(キ) その他委託者が指定する書類

③ 設計図書の提出及び承諾

ア 受託者は、実施設計の完了後、速やかに設計図書を委託者に提出し、委託者の承諾を得ること。委託者による承諾は、設計の全体方針、主要な仕様及び概算費用の妥当性を確認するものとし、設計の詳細については受託者の責任において実施するものとする。承諾に係る手続きは、委託契約に定めるところによる。

イ 受託者は、設計完了時に設計概要の説明を委託者に対して行い、委託者の検査を受けること。

(3) 工事監督業務

① 基本的事項

ア 受託者は、計画修繕、交付金対象外工事及び突発修繕に関する工事を実施するに当たり、工事の監督監理を行う工事監督責任者を配置すること。

イ 工事監督責任者は、工事の品質、工程、安全及びコストを適切に管理し、設計図書に基づく施工が確実に行われるよう監督すること。

ウ 工事監督責任者は、当該工事の内容に応じた十分な知識及び経験を有する者とする

エ 受託者は、工事監督業務の実施に当たり、施工内容、出来形、品質、工程、安全及び費用の確認が客観的かつ公正に行われるよう、施工を担当する者と監督監理を担当する者との役割分担及び確認・報告手続を明確にすること。委託者は、必要に応じて工事監督業務の実施状況を直接確認することができる。

② 施工監理

ア 受託者は、計画修繕、交付金対象外工事及び突発修繕に関する工事の施工に当たり、以下に掲げる事項について、適切な施工監理を行うこと。

- (ア) 実施設計を行った工事にあつては、設計図書と施工内容の照合及び確認
- (イ) 工事工程の管理及び進捗状況の把握
- (ウ) 使用材料の規格・品質の確認
- (エ) 施工方法、施工手順の確認及び適正性の評価
- (オ) 施設の運転に影響を及ぼす工事に係る運転管理との調整
- (カ) 安全管理（労働安全衛生法その他関係法令の遵守状況の確認を含む。）
- (キ) 周辺環境への配慮（騒音、振動、粉塵、臭気等の対策状況の確認）
- (ク) 工事記録の作成及び整理（工事写真を含む。）

③ 品質管理

ア 受託者は、計画修繕、交付金対象外工事及び突発修繕に関する工事について、以下に掲げる品質管理を適切に行うこと。

- (ア) 出来形管理（設計図書に定める寸法、形状、位置等との適合確認）
- (イ) 品質試験及び検査（材料試験、出来形検査等）の実施又は立会い
- (ウ) 施工後の機能確認試験（運転試験、動作確認等）の実施又は立会い
- (エ) 不具合が発見された場合の原因究明及び是正措置の指示

④ 工事完了時の対応

ア 受託者は、計画修繕、交付金対象外工事及び突発修繕に関する工事が完了した場合は、速やかに工事完了届を委託者に提出し、委託者の完了確認又は検査を受けること。

イ 計画修繕及び交付金対象外工事に係る工事の出来高の確認は、月 1 回の出来高会議において実施することを基本とする。

ウ 受託者は、工事完了時に、以下の書類を委託者に提出すること。

- (ア) 工事完成図書（完成図、施工記録、試験成績書等）
- (イ) 工事写真
- (ウ) 使用材料の品質証明書
- (エ) 工事費精算書
- (オ) その他委託者が指定する書類

エ 受託者は、工事監督業務の完了時に、監督記録、確認結果、判断根拠、工事写真、出来形確認資料、品質確認資料その他委託者が必要と認める書類を取りまとめ、委託者に提出し、委託者の確認を受けること。

⑤ 委託者への報告

ア 受託者は、工事の施工状況について、委託者に対して定期的に報告を行うこと。報告の頻度及び方法は委託者と協議の上、定めるものとする。

イ 工事の施工中に設計図書の内容と現場条件に相違が生じた場合、又は設計変更が必要となる場合は、速やかに委託者に報告し、委託者と協議の上、対応を決定すること。

ウ 工事の施工中に既存施設の安全性又は機能に影響を及ぼすおそれが生じた場合は、直ちに委託者に報告するとともに、必要な応急措置を講じること。

第6 業務の実施体制等

1 組織体制

① 基本的事項

ア 受託者は、良識的な判断のもと、業務が円滑に実施できる体制を整えなければならない。

イ 受託者は、業務従事者の氏名及び職務分担を記載した業務実施体制図を、この契約の締結後速やかに委託者に提出しなければならない。

② 総括責任者

ア 受託者は、業務の履行についてその内容の管理をつかさどる総括責任者1名及びその代理人1名を定め、総括責任者及び代理人の氏名その他必要な事項を記載した書面を、この契約の締結後速やかに委託者に届け出なければならない。総括責任者又は代理人を変更したときも、同様とする。

イ 総括責任者及び代理人は、次に掲げる要件を備えた者でなければならない。

(ア) 受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。

(イ) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3に規定する資格を有する者であること。

ウ 総括責任者は、対象施設に常駐し、維持管理業務、統括管理等業務及びコンサルタント業務の全体を統括するとともに、委託者との連絡窓口となること。総括責任者が不在のときは、代理人がその職務を代理しなければならない。

③ 統括管理技術者及びコンサルタント業務に従事する技術者

ア 受託者は、統括管理等業務（ストックマネジメント計画策定支援業務の統括的な管理、維持管理情報のデータ管理、セルフモニタリング及びこれらに付随する業務をいう。）の実施に当たり、統括管理技術者を配置しなければならない。なお、統括管理技術者は、総括責任者又はコンサルタント業務に従事する技術者と兼務することができる。

イ 受託者は、コンサルタント業務（ストックマネジメント計画策定支援業務、実施設計業務及び工事監督業務をいう。以下同じ。）の実施に当たり、次に掲げる技術者を配置しなければならない。

(ア) スtockマネジメント計画策定支援業務に係る主任技術者

次のいずれかの資格を有し、かつ、下水道法第2条第6号に規定する終末処理場のストックマネジメント計画又は更新計画の策定業務（調査のみ等の部分的な業務を除く。）に関する実績を有する者であること。

a 技術士法（昭和58年法律第25号）に規定する技術士（上下水道部門（選択科目：下水道）又は総合技術監理部門（選択科目：上下水道一下水道））

b 一般社団法人建設コンサルタンツ協会が認定するRCM資格試験（下水道部門）に合格し、登録を受けている者

ウ スtockマネジメント計画策定支援業務に係る主任技術者は、総括責任者、代理人又は統括管理技術者と兼務することができる。

④ 修繕業務

ア 受託者は、計画修繕、交付金対象外工事及び突発修繕に関する工事を実施するに当たり、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）その他関係法令を遵守しなければならない。また、当該工事を実施する者は、建設業法第 3 条の規定に基づき、当該工事に係る業種について必要な建設業の許可を有していなければならない。

イ 受託者は、計画修繕、交付金対象外工事及び突発修繕に関する工事の施工に当たり、建設業法第 26 条の規定に基づき、主任技術者又は監理技術者を配置しなければならない。

⑤ 電気主任者等

ア 受託者は、業務の円滑な遂行を図るため、電気主任者、機械主任者、水質主任者及び技術員等(以下「電気主任者等」という。)を配置しなければならない。

イ 電気主任者等は、次に掲げる資格等を備えた者でなければならない。

(ア) 電気主任者

電気主任技術者第 3 種以上の電気主任技術者免状の交付を受けた者で、情報処理設備、特別高圧、高圧、低圧、計装、制御及び通信設備関係の知識を有し、技術員に対する的確に指示する能力を有する者。なお、下水道法施行令第 15 条の 3 に規定する資格の取得に努めること。

(イ) 機械主任者

次のいずれかに該当する者で、技術員に対する的確に指示する能力を有する者。なお、下水道法施行令第 15 条の 3 に規定する資格の取得に努めること。

- a 大学、短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において機械工学に関する専門課程を卒業後 3 年以上の実務経験を有する者
- b 工業高校において機械工学に関する専門課程を卒業後 7 年以上の実務経験を有する者
- c 機械工としての実務経験年数が 10 年以上の者
- d 上記のいずれかと同等以上の実務経験を有する者

(ウ) 水質主任者

次のいずれかに該当する者で、技術員に対する的確に指示する能力を有する者
なお、下水道法施行令第 15 条の 3 に規定する資格の取得に努めること。

- a 大学の衛生工学科、化学科、応用化学科、生物工学科、環境工学科又はこれらに相当する課程を卒業後、下水道の維持管理に関する技術上の実務に 5 年以上従事した経験を有する者
- b 短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において a の学科に相当する課程を卒業後、下水道の維持管理に関する技術上の実務に 10 年以上従事した経験を有する者

(エ) 技術員

次のいずれかに該当する者

- a 機械工又は電工として 5 年以上の実務経験を有する者
- b 電気工事士の有資格者で 3 年以上の実務経験を有する者

- c アーク溶接、ガス溶接の有資格者で3年以上の実務経験を有する者
- d 下水処理場又はポンプ場の運転管理に従事した実務経験年数が5年以上の者
- e 工業高校以上の教育機関で、電気若しくは機械に関する専門課程を卒業した者又はこれと同等以上の能力があると認められる者
- f 水質分析業務に3年以上従事した経験を有する者又は環境計量士の資格を有する者

(オ) 防火管理者

消防法施行令第3条の防火管理者の資格を取得しているもの。

(カ) 特別管理産業廃棄物管理責任者

廃棄物の処理及び清掃に関する法第12条の2第8項の規定による環境省令で定める資格を有する者

(キ) 化学物質管理者

労働安全衛生規則第12条の5の規定による化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

(ク) 保護具着用管理責任者

労働安全衛生規則第12条の6の規定による保護具について一定の経験及び知識を有する者

ウ 受託者は、電気主任者等のほか、次に掲げる者を配置しなければならない。

- (ア) 危険物取扱者（ディーゼルエンジンの運転に支障をきたさないよう配置）
- (イ) ガス溶接技能講習修了者
- (ウ) アーク溶接特別教育修了者
- (エ) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- (オ) クレーン技能講習修了者
- (カ) フォークリフト運転技能講習修了者

2 業務従業者の確保等

受託者は、業務の公共的使命の重要性を念頭に置き、いかなる場合でも必要な業務従業者を確保し、業務に支障を来たしてはならない。

3 災害時及び緊急時の体制等

ア 受託者は、災害時及び緊急時における連絡体制及び出勤体制を定め、この契約の締結後速やかに委託者に通知しなければならない。

イ 受託者は、災害時及び緊急時を含め、対象施設の機能維持に必要な人員、資機材、連絡体制及び出勤体制を確保し、24時間365日の即応が可能な体制を構築すること。

ウ 受託者は、業務従事者に対し、災害時及び緊急時の対応について、指導及び訓練を行わなければならない。

エ 受託者は、災害時には、委託者が定める地域防災計画及び上下水道BCP等に基づき、危機管理マニュアルを策定し、委託者の承諾を得なければならない。受託者は、当該マニュアルに沿って災害時等の対応を行うものとする。

オ 受託者は、災害等により障害等が発生した場合においても対象施設の機能停止を最

小限にとどめるよう、緊急時における対応方法及び体制を構築すること。また、早期に対象施設の復旧が可能な体制を構築すること。

カ 受託者は、あらかじめ危機管理マニュアルを作成し、委託者の承諾を得なければならない。危機管理マニュアルには、災害等の緊急時における初動対応、連絡体制、応急措置、復旧手順等を定めるものとする。

キ 受託者は、災害発生時において対象施設の被災による二次災害のおそれがある場合等は、委託者と密に連絡及び調整を行うとともに、緊急点検の実施その他適切な緊急措置を講じ、被災状況の把握に協力するとともに、二次災害の未然防止に努めなければならない。

ク 受託者は、災害等の緊急時において委託者が対応を想定していない危機事象が生じた場合にあっては、現場情報及び保有する技術知見を活かし、対象施設の機能維持のために適切に対応するよう努めなければならない。

ケ 受託者は、東部浄化センター及び中在家中継ポンプ場が津波等一時避難場所に指定されていることを踏まえ、避難者の受入れに関し、第5に定める危機管理対応業務に基づき適切に対応しなければならない。

4 労務管理及び安全衛生管理

受託者は、業務従事者を労働基準法、労働安全衛生法その他の労働関係法令等を遵守して就業させるとともに、適正に労務管理を行わなければならない。また、安全衛生管理を徹底し事故等の防止に努めるとともに、業務従事者へ労働安全衛生の教育を施し、労働災害が発生しないよう努めなければならない。

5 就業の制限

ア 労働安全衛生法に規定する就業制限に係る機器の運転及び危険物の取扱に当たっては、有資格者以外の者が行ってはならない。

イ 酸素欠乏危険作業、危険物取扱作業、特定化学物質等作業の実施に当たっては、有資格者のうちから作業主任を選任し、作業主任者の指示に従って作業を行わなければならない。なお、酸素欠乏危険作業において、測定器等機材については受託者の負担とする。

6 業務従事者の服装等

受託者は、業務従事者に清潔で作業に安全な衣服を着用させるとともに、受託者の使用者であることを明示する名札等を着用させなければならない。

7 再委託の制限

ア 受託者は、次に掲げる業務（以下「主たる業務」という。）を受託者の構成企業以外の第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(ア) 維持管理業務のうち、施設の運転操作及び監視に関する業務

(イ) 維持管理業務のうち、日常点検業務

(ウ) コンサルタント業務のうち、ストックマネジメント計画策定支援業務

(エ) 統括管理等業務

イ 前項各号に掲げる主たる業務以外の業務（実施設計業務、工事監督業務、計画修繕に関する工事の施工その他の業務を含む。）について再委託を行う場合は、あらかじめ再委託承認届を委託者に提出し、委託者の承諾を得なければならない。

ウ 受託者は、再委託を行う場合であっても、当該業務の適切な履行について全ての責任を負うものとする。

8 業務実施体制の変更

ア 受託者は、総括責任者、代理者、ストックマネジメント計画策定支援業務に係る主任技術者その他の主要な業務従事者を変更しようとする場合は、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。

イ 受託者は、委託者が業務従事者について業務の実施上不相当と認め、その交替を請求したときは、速やかに適切な者と交替させなければならない。

ウ 受託者は、毎年度の業務実施体制（組織図、業務従事者の配置、資格保有状況等）を年間業務計画書に記載するとともに、体制に変更が生じた場合は速やかに委託者に届け出ること。

第7 施設及び設備の機能確認等

1 業務開始前の機能確認

- ア 委託者及び受託者は、業務開始日までの間に、双方立会いのもとで別添1-1「対象施設一覧」に定める施設及び設備(以下「施設等」という。)の機能確認を行う。
- イ 受託者は、前号の機能確認が完了したときは、その確認結果を記載した「施設等機能確認報告書」を作成し、確認終了日から30日以内に委託者に提出しなければならない。

2 業務実施期間中における機能確認

- ア 委託者又は受託者は、必要があると認めるときは、業務実施期間中のいつでも、相手方に対し施設等の全部又は一部の機能確認を行うことを求めることができる。この場合においては、速やかに双方立会いのもとで機能確認を行う。
- イ 受託者は、当該機能確認が完了したときは、その確認結果を記載した「施設等機能確認報告書」を作成し、確認終了日から14日以内に委託者に提出しなければならない。
- ウ 委託者及び受託者は、当該機能確認の結果、所定の機能が確保されていないときは、双方協議して修繕、更新その他必要な措置を定める。ただし、施設等が受託者の業務の実施に伴い過度に劣化した場合受託者は、契約書の規定により委託者に損害賠償をしなければならない。

3 契約終了時の機能確認

- ア 委託期間満了によりこの契約が終了するとき、委託者及び受託者は、契約終了年度の10月1日から同年度の1月末日までの間に、双方立会いのもとで施設の機能確認を行う。
- イ 委託者又は受託者が解除することによりこの契約が終了するとき、委託者及び受託者は、すみやかに、双方立会いのもとで施設の機能確認を行い、委託者が定める期日までに終了する。
- ウ 受託者は、前2号の機能確認が完了したときは、その確認結果を記載した「施設等機能確認報告書」を作成し、確認終了日から14日以内に委託者に提出しなければならない。
- エ 当該機能確認の結果、施設等が受託者の業務の実施に伴い過度に劣化した場合、受託者は契約書の規定により、委託者に損害賠償をしなければならない。

第8 雑則

1 受託者による効率的方策の提案

受託者は、業務の実施方法その他東部浄化センター等の効率的管理運営方策を委託者へ提案できるものとし、委託者は、当該提案に対し検討を行い、その結果を受託者に通知するものとする。

2 受託者による投資の提案

ア 受託者は、業務の効率化等を図るために、自らの責任と負担による施設等の設置又は既設施設等の改造、改良等を委託者へ提案できるものとし、委託者は、当該提案に対し検討を行い、その諾否を受託者に通知するものとする。

イ 受託者は、当該提案に基づく工事を行う場合、その工程等について委託者の承諾を得なければならない。

ウ 当該提案により設置された施設等又は改造、改良等をされた既設施設等は、当該工事の完了時に、無償で委託者の所有に属するものとする。ただし、委託者が不要と認めた施設等は、委託者が指定する期間内に受託者が自らの負担で撤去する等の原状回復措置を講じなければならない。

3 改築工事等の実施時の取扱い

ア 受託者は、委託者が施設等の改築工事、増設工事、補修工事その他東部浄化センター等において作業を実施する場合は、当該作業が円滑に進められるよう協力しなければならない。

イ 当該作業の際に要する光熱水費は、受託者の負担とする。

ウ 改築工事の施工中又は完了後において、当該工事に起因して通常運転におけるユーティリティ調達費（薬品費、燃料費その他の用役費をいう。）に増減が生じた場合は、年度協定において定める精算方法に基づき、委託料を調整するものとする。

エ 東部雨水ポンプ場の建替え工事に関する特則は、次のとおりとする。

(ア) 委託者は、東部雨水ポンプ場の建替え工事を、業務期間中に別途実施する予定である。建替え工事のスケジュールは、別添16のとおりとする。ただし、当該スケジュールは現時点の想定であり、変更となる場合がある。

(イ) 受託者は、建替え工事の施工中においても、現ポンプ場の維持管理業務を継続しなければならない。ただし、新ポンプ場の部分的な供用開始等に伴い維持管理の運用に変更が生じる場合は、委託者と受託者の協議により、業務の内容及び範囲を変更することができる。

(ウ) 新ポンプ場の全面供用開始後は、現ポンプ場の維持管理業務を終了し、新ポンプ場の維持管理業務に移行するものとする。移行の時期及び手続きは、委託者と受託者の協議により定める。

(エ) 前号の業務の内容及び範囲の変更又は移行に伴い、委託料の変更が必要となる場合は、契約書の定めるところにより、委託者と受託者の協議により委託料を変更する。

4 電気主任技術者

ア 電気主任技術者の選任等

- (ア) 委託者は、受託者の職員より、東部浄化センター、東部雨水ポンプ場及び中在家中継ポンプ場の自家用電気工作物に係る電気主任技術者を選任する。
- (イ) 電気主任技術者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督並びに保安のための監視、点検及び検査の管理を行うものとする。
- (ウ) 委託者は、「尼崎市公営企業局自家用電気工作物の点検等の基準について」に準じて、自家用電気工作物保安規程を制定するものとする。
- (エ) 保安規定に係る所轄官庁への届出は、委託者に確認の上、受託者が行うものとする。ただし、届出の受理その他の手続上の理由により委託者が行う必要がある場合は、委託者がこれを行い、又は受託者と共同して行うことができる。
- (オ) ア(ア)の電気主任技術者は、東部浄化センターの事業場に常勤するものとする。
- (カ) 委託者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用のために必要な事項を電気主任技術者へ連絡する担当職員をあらかじめ指名しておくものとする。
- (キ) 委託者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、電気主任技術者の意見を尊重するものとする。
- (ク) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者が、その保安のためにする指示に従うこと。
- (ケ) 電気主任技術者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実にを行うこと。

イ 電気主任技術者の不在時の措置

- (ア) 電気主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合は、その業務の代行を行う者を委託者、受託者協議の上あらかじめ指名しておくものとする。

ウ 電気主任技術者の報告

- (ア) 電気主任技術者が行う業務上重要な事項については、委託者、受託者それぞれに連絡、報告及び調整を行うものとする。ただし、緊急の場合においては、電気主任技術者は臨機の措置をとり、事後本文の定め趣旨により報告を行うものとする。

5 業務対象外の施設設備

- ア 東部浄化センター管理棟操作室に設置されている庄下川浄化ポンプ場、大高洲・昆陽川抽水場の遠隔監視操作盤及びその附帯設備は、市長部局都市整備局土木部河港課の管理に属するものであり、本業務の対象外とする。

対象施設一覧

東部浄化センター

尼崎市西松島町32番地、他（施設平面図参照）

（付属場外施設）

- ・ 幹線水位計（電気計装設備）
長洲・東本通・松ケ下・大物・神田・出屋敷
- ・ 杭瀬バイパスゲート（電気計装・機械設備）
- ・ 処理水送水管※
東部浄化センター ～ 東部雨水ポンプ場

東部雨水ポンプ場

東本町1丁目1番地、他（施設平面図参照）

中在家中継ポンプ場

中在家町1丁目19番地、他（施設平面図参照）

（付属場外施設）

- ・ 水管橋※
中在家中継ポンプ場 ～ 対岸用地
- ・ 汚水圧送管※
中在家中継ポンプ場 ～ 東部浄化センター
- ・ ろ過水送水管※
東部浄化センター～中在家中継ポンプ場
- ・ 遠方監視制御用光ファイバーケーブル※
東部浄化センター～中在家中継ポンプ場

※原則、直接目視が可能な範囲に限る

(別添1-2)

浄化センター・ポンプ場施設 諸元

施設名称	東部浄化センター	東部雨水ポンプ場	中在家中継ポンプ場
供用開始	昭和57年10月 (平成13年4月 2系増設)	平成13年4月 (昭和37年10月 東部処理場供用後、処理施設休止)	雨水棟 昭和41年4月 管理棟 平成 6年8月
敷地面積	88,000m ²	29,500m ²	9,200m ²
処理区整備面積	881.20 ha	531.40 ha	349.80 ha
排除方式	合流式	合流式	合流式
管理方法	常駐	巡回	巡回
汚水揚水能力	242.6m ³ /分※1	-	139.0m ³ /分※1
雨水排水能力	1,505.0m ³ /分	1,815.0m ³ /分 ※2	2,294.0m ³ /分
汚水処理能力	(日最大) 102,100m ³ /日 (時間最大) 156,000m ³ /日 (雨天時最大) 497,300m ³ /日		
水処理方式	(1系)凝集剤併用型ステップ流入式多段硝化脱窒法 (2系)標準活性汚泥法		
汚泥処理方式	兵庫東流域広域汚泥処理場へ送泥		
開放施設	屋上広場		

※1 予備機を除く汚水ポンプ能力

※2 初期汚濁送水ポンプ能力を含む

主要施設設備一覧表 (令和6年3月31日時点)

※現有設備は尼崎市設備台帳システムの設備台帳を参照

1 東部浄化センター

設備名	構造・能力	現況
流入渠	□ 3,300 mm×3,000 mm (第一H幹線)	1式
	□ 3,000 mm×3,000 mm (第一J幹線)	1式
沈砂池	上屋 (延べ面積 618.99㎡) 鉄筋コンクリート造	1棟
	汚水沈砂池	
	幅 5.0m×長24.0m×水深1.28m (H)	4池
	幅 5.0m×長24.0m×水深0.24m (J)	2池
	雨水沈砂池	
	幅 5.0m×長24.0m×水深2.58m (H)	4池
	幅 5.0m×長24.0m×水深1.98m (J)	2池
	汚水流入ゲート	
	幅0.8m×高さ0.8m (H)	4門
	幅1.1m×高さ1.1m (J)	2門
	雨水流入ゲート	
	幅2.0m×高さ2.0m (H)	4門
	幅2.2m×高さ2.2m (J)	2門
	汚水除塵機	
	間欠式前面掻揚形 (回転アーム形) (H) 2.2kW スクリーン目幅 25mm	3台
	スクリーン目幅 100mm (スクリーンのみ設置)	1台
間欠式前面掻揚形 (回転アーム形) (J) 1.5kW スクリーン目幅 25mm	2台	
雨水除塵機		
間欠式前面掻揚形 (回転アーム形) (H) 2.2kW スクリーン目幅 40mm	2台	
スクリーン目幅 25mm	6台	
間欠式前面掻揚形 (回転アーム形) (J) 2.2kW スクリーン目幅 40mm	2台	
スクリーン目幅 25mm	2台	

凡例 : □ 暗渠 (矩形渠)

東部浄化センター

設 備 名	構 造 ・ 能 力	現 況
沈砂池	しさホッパー (5m ³)	1 基
	汚水沈砂集砂装置	
	ダブルチェーンフライト式(H) (1.5kW)	3 台
	揚砂ポンプ22kw φ150×1.5m ³ ×16m (渦巻き)	3 台
	ダブルチェーンフライト式(J) (1.5kW)	1 台
	揚砂ポンプ22kw φ150×1.5m ³ ×14m (渦巻き)	2 台
	雨水沈砂設備	
	H幹線集砂設備 (揚砂ポンプは汚水池兼用)	1 式
	J幹線集砂設備 (揚砂ポンプは汚水池兼用)	1 式
	沈砂移送設備 (ジェット式ポンプ) φ80×0.5m ³ /分×23m	1 式
	沈砂加圧水ポンプ (水中ポンプ) 90kW φ200×2.3m ³ /分×82m	2 台
	しさ破碎機 2m ³ /h×7.5kW	2 台
	しさ洗淨槽 (鋼板製円形槽) (3m ³)	1 台
	しさ移送装置 (ジェットポンプ式) φ100×0.5m ³ /分×7m	1 台
	しさ加圧水ポンプ φ125×1.7m ³ /分×30kW	2 台
	しさ分離機 2m ³ /分×0.75kW	1 台
	しさ脱水機 スクリュープレス式 2m ³ /h×7.5kW	1 台
	汚水流出ゲート	
	幅1.0m×高さ1.0m (H)	4 門
	幅1.0m×高さ1.3m (J)	4 門
	雨水流出ゲート	
	幅1.6m×高さ2.0m (H)	8 門
	幅1.8m×高さ2.3m (J)	4 門
脱臭設備		
脱臭ファン 7.5kW	2 基	
活性炭吸着装置 80m ³ /分	2 基	

凡例：φ 口径

東部浄化センター

設備名	構造・能力	現況
ポンプ室	<p>上屋 (延べ面積 1,327.51㎡) 鉄筋コンクリート造</p> <p>汚水ポンプ</p> <p>H1 φ900mm×110m³/分×19.2m×500kW (M) (立渦) 1台 H2~4 φ700mm×60m³/分×19.2m×280kW (M) (立渦) 3台 J1,2 φ350mm×12.0m³/分×15m×55kW (M) (立渦) 2台</p> <p>雨水ポンプ</p> <p>H1 φ1,200mm×203m³/分×15m×710kW (M) (立斜) 1台 H2 φ1,200mm×203m³/分×15m×1,100ps (D) (立斜) 1台 H3,4 φ1,500mm×317m³/分×15m×1,650ps (D) (立斜) 2台 J1 φ1,100mm×155m³/分×12m×450kW (M) (立斜) 1台 J2 φ1,000mm×155m³/分×12m×470kW (D) (立斜) 1台 J3 φ1,100mm×155m³/分×12m×720ps (D) (立斜) 1台</p> <p>燃料地下タンク (13,000ℓ) 2基</p>	
最初沈殿池	<p>幅10.0m×長46.2m×水深3.75m (1系) (晴天用2池、晴雨兼用1池、雨天用3池)</p> <p>幅10.0m×長47.2m×水深3.75m (2系)</p> <p>汚泥掻寄機</p> <p>ダブルチェーンフライト式 0.75/0.4kW (1系) 3台 ダブルチェーンフライト式 1.5kW (2系) 4台</p> <p>スカムスキーマー</p> <p>自動転倒式 (1系) 6台 自動転倒式 (2系) 8台</p> <p>初沈汚泥ポンプ</p> <p>φ100mm×0.7m³/分×11m×5.5kW (1系) 2台 φ100mm×1.0m³/分×7m×3.7kW (2系) 2台</p> <p>雨水沈殿池用洗浄水ポンプ</p> <p>φ100mm×1.0m³/分×43m×15kW (1系) 1台</p> <p>雨天時用可動堰</p> <p>幅1300×高600 (電動1台、手動3台) 4門</p> <p>脱臭設備</p> <p>活性炭吸着装置 300m³/分 3基 脱臭ファン 300m³/分×22kW 3台</p>	

凡例：φ 口径 (M) 電動機駆動 (D) ディーゼルエンジン駆動

東部浄化センター

設 備 名	構 造 ・ 能 力	現 況
反応タンク	幅10.0m×長53.9m×水深6.5m (1系)	6池
	幅10.0m×長53.9m×水深7.1m (2系)	4池
	散気装置(メンブレンパネル式) (1系)	30組
	散気装置 (2系)	48組
	無酸素槽攪拌機 (1系)	18台
最終沈殿池	幅10.0m×長50.3m×水深2.8m (1系)	6池
	幅10.0m×長51.3m×水深2.8m (2系)	4池
	汚泥掻寄機	
	ダブルチェーンフライト式 (樹脂製)0.4kW (1系)	6台
	ダブルチェーンフライト式 1.5kW (2系)	4台
	スカムスキーマー	
	自動転倒式 (1系)	12台
	自動転倒式 (2系)	4台
	返送汚泥ポンプ	
	φ200mm×5.5m ³ /分×10.0m×18.5kW (1系)	6台
	φ300mm×7.2m ³ /分×4.0m×11kW (2系)	3台
	余剰汚泥ポンプ	
	φ100mm×1.0m ³ /分×6.0m×2.2kW (1系)	2台
	φ100mm×1.0m ³ /分×7.5m×3.7kW (2系)	2台
消泡ポンプ		
φ125mm×100mm×2.2m ³ /分×27m×15kW	3台	
φ150mm×100mm×2.2m ³ /分×27m×15kW	2台	
ろ過水圧送ポンプ		
φ65mm×40mm×0.3m ³ /分×27m×3.7kW	2台	
φ80mm×65mm×1.5m ³ /分×27m×11kW	2台	
塩素混和池	幅2.0m×長40.0m×水深2.6m	2水路
	幅5.0m×長48.0m×水深2.6m	2水路
	次亜塩素酸ソーダ貯留タンク (10m ³ /基)	3基
	次亜塩素酸ソーダ注入ポンプ	
	φ25×3.6ℓ/分×0.75kW (1系)	3台
φ15×2.5ℓ/分×0.4kW (2系)	3台	

凡例：φ 口径

東部浄化センター

設備名	構造・能力	現況
砂ろ過設備	圧力式砂ろ過器 (7.5m ² ×62.5m ³ /時間・基) 原水ポンプ φ125mm×1.6m ³ /分×14m×7.5kW 逆洗ポンプ φ200mm×6.0m ³ /分×16m×30kW 逆洗ブロワ φ100mm×7.5m ³ /分×11kW 操作用空気圧縮機 200ℓ/分×0.78~0.93MPa×2.2kW	2基 3台 2台 2台 2台
屋外	放流先ゲート 幅2.2m×高3.4m	2門
送風機	上屋 鉄筋コンクリート造 (延べ面積 1,642.39m ²) 多段ターボブロワ φ400mm×350mm×175m ³ /分×290kW φ400mm×350mm×175m ³ /分×280kW φ300mm×250mm×100m ³ /分×170kW	1棟 1台 1台 2台
受変電設備	受電電圧 22kv×2回線 契約電力 1,900kW 主変圧器 22kv/3.3kv×3,500kVA 発電機(ディーゼルエンジン)(屋内、水冷) 875kVA×1,552kW 発電機(ディーゼルエンジン)(屋外、空冷) 875kVA×1,508kW 直流電源装置 電圧DC 108V 容量 300AH/10HR (管理棟) 電圧DC 108V 容量 50AH/10HR (管理棟 発電機用) 電圧DC 24V 容量 400AH/10HR (管理棟 屋外発電機用) 電圧DC 108V 容量 100AH/10HR (水処理棟) 電圧DC 108V 容量 200AH/10HR (ポンプ棟) 電圧DC 108V 容量 50AH/10HR (汚泥棟 制御用) 電圧DC 108V 容量 100AH/10HR (汚泥棟 非常照明用) 交流無停電電源装置 電圧AC 100V 容量 15kVA (管理棟) 電圧AC 100V 容量 5kVA (水処理棟) 電圧AC 100V 容量 7.5kVA (ポンプ棟) 電圧AC 100V 容量 2kVA (汚泥棟 制御用) 燃料地下タンク (7,000ℓ)	1式 1式 2台 2台 1台 1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式 2基
計量設備	トラックスケール ロードセル 40t 載台寸法 3m×8m	1台

凡例：φ 口径

東部浄化センター

設 備 名	構 造 ・ 能 力	現 況	
沈砂洗浄設備	上屋 (延べ面積 416.53㎡)	1 棟	
	鉄筋軽量コンクリート造		
	揚砂ポンプ (ジェットポンプ)		1 台
	φ 80mm×1.2m ³ /h		
	定量切出し機		1 台
	スクリーフィダ付きホッパ (2m ³ /h) (スクリー 3.7kW、シャッタ0.4kW)		
	No. 1 粗ゴミ搬出機		1 台
	スクリーコンベヤ φ 400mm×8m (2.2kW)		
	No. 2 粗ゴミ搬出機		1 台
	ベルトコンベヤ幅450×長16.0m (1.5kW)		
	No. 3 粗ゴミ搬出機		1 台
	ベルトコンベヤ幅450×長5.5m (1.5kW)		
	沈砂移送ポンプ φ 80mm×2m ³ /h (ジェットポンプ)		1 台
	沈砂分離機 分離槽付スクリーコンベヤ (3.1m ³ /分, 2.2kW)		1 台
	沈砂スクリーン (ドラムスクリーン) (2m ³ /h, 2.2kW)		1 台
	しき分離機 (1m ³ /h)		1 台
	上向流式 (攪拌機 0.75KW、搬出機 1.5kW)		
	しき分離機 (振動ふるい機) (2.2kW)		1 台
	しき搬出機 (0.2m ³ /h)		1 台
	フライト付ケースコンベヤ (2.2kW)		
しき脱水機 (0.2m ³ /h)	1 台		
スクリー式 (2.2kW)			
しきホッパー	1 基		
電動カットゲート式 (有効容量 1m ³ 、0.4KW×2)			
沈砂水切り機 スクリーコンベヤ (2m ³ /h, 2.2kW)	1 台		
排水ポンプ φ 100mm×1.3m ³ /分×8m (3.7kW)	2 台		
加圧水ポンプ φ 125mm×1.9m ³ /分×90m (45kW)	2 台		

凡例：φ 口径

東部浄化センター

設 備 名	構 造 ・ 能 力	現 況	
沈砂洗浄設備	洗浄水ポンプ $\phi 125\text{mm} \times 2.0\text{m}^3/\text{分} \times 27\text{m}$ (15kW)	2 台	
	脱臭ファン $20\text{m}^3/\text{分} \times 0.3\text{kPa}$ (1.5kW)	1 台	
	脱臭設備		
	活性炭吸着装置 $14\text{m}^3/\text{分}$	1 基	
	脱臭ファン $14\text{m}^3/\text{分} \times 1.5\text{kW}$	1 台	
汚泥貯留 送泥設備	上屋 (延べ面積 $6,875.37\text{m}^2$)		
	鉄筋コンクリート造	1 棟	
	汚泥調整タンク 内径 $15.5\text{m} \times$ 有効水深 3.0m 容量 566.1m^3	2 基	
	No.2汚泥調整槽 内径 15.5m 容量 568.36m^3	1 基	
	汚泥掻寄機 中央駆動式懸垂形 (1.5kW)	2 台	
	No.2調整槽攪拌機 羽根径 $\phi 350\text{mm} \times 4.0\text{kW}$	2 台	
	沈砂洗浄水貯留タンク 内径 $15.5\text{m} \times$ 有効水深 3.0m 容量 566.1m^3	1 基	
	調整槽汚泥ポンプ $\phi 100\text{mm} \times 1.5\text{m}^3/\text{分} \times 3\text{m} \times 3.7\text{kW}$	2 台	
	汚泥破碎機 立型 2 軸回転式 $\phi 150\text{mm} \times 3.5\text{m}^3/\text{分} \times 3.7\text{kW}$	2 台	
	汚泥調整槽 122 m^3	1 基	
	汚泥調整槽攪拌機 立型ミキサー 3 枚 2 段パドル $\phi 1,500\text{mm} \times \phi 2,000\text{mm} \times 11\text{kW}$	1 台	
	汚泥移送ポンプ 無閉塞型 $\phi 100\text{mm} \times 1\text{m}^3/\text{分} \times 10\text{m} \times 7.5\text{kW}$	2 台	
	脱臭設備	生物活性炭吸着装置(生物脱臭塔・活性炭吸着塔) $15 \text{ m}^3/\text{分}$	1 基
		脱臭ファン $15 \text{ m}^3/\text{分} \times 3.7\text{kW}$	1 台

凡例： ϕ 口径

東部浄化センター

設備名	構造・能力	現況
高度処理設備	オゾン処理設備	
	高度処理用ろ過水送水ポンプ 縦軸渦巻ポンプ φ 50mm×0.4m ³ /分×6m 0.75kW	1台
	原水ポンプ(※) 自吸式ポンプ φ 40mm×0.07m ³ /分×10m 0.75kW	1台
	環境オゾン濃度計(※) 環境オゾン濃度:0~1ppm 0.5kW 紫外線吸収式	1台
	排オゾン濃度計(※) 排オゾン濃度:0~40g/Nm ³ 0.5kW 紫外線吸収式	1台
	発生オゾン濃度計(※) 発生オゾン濃度:0~200g/Nm ³ 0.5kW 紫外線吸収式	1台
	排オゾン処理装置(※) ミストセパレータ、ヒーター付0.2kW 触媒分解式	1台
	オゾン反応槽(※) φ 0.6m×4.5m・φ 0.8m×2.3m SUS 円形タンク	1基
	オゾン発生装置 50gO ₃ /hr 2.2kW 酸素原料無声放電式(※)	1台
	冷却装置 (型式:空冷式 冷却能力:1kW) (※)	1台
	場内用給水設備 φ 40mm×0.15m ³ /分×30m×2.2kW	
	圧力タンク式給水ユニット	1台
	せせらぎ設備	
	せせらぎ用送水ポンプ	
	水中ポンプ φ 40mm×0.137m ³ /分×9m×0.75kW	1台
	水中ポンプ φ 50mm×0.315m ³ /分×9m×1.5kW	1台
	着脱式水中ポンプ φ 125mm×1.748m ³ /分×9m×5.5kW	1台
	散水用給水装置 φ 40mm×0.4m ³ /分×60m×5.5kW 圧力タンク式給水ユニット	1台

凡例: φ 口径

(※) オゾン設備は休止

東部浄化センター

設 備 名	構 造 ・ 能 力	現 況
屋上広場	屋上広場 (面積 24,300㎡) 管理事務所 屋上便所 テニスコート 芝生広場 景観広場 健康広場 多目的広場 開放広場 園路・せせらぎ水路 駐車場	1 棟 1 棟 4 面 1 面 1 面 1 面 1 面 1 面 1 面 1 式 2 か所

2 東部雨水ポンプ場

設備名	構造・能力	現況
流入渠	□ 4,350mm×3,500mm	1式
沈砂池	雨水沈砂池 幅5.0m×長15.0m×水深3.1m 雨水流入ゲート 幅2.0m×高さ3.7m 粗目スクリーン 目幅75mm 細目除塵機 間欠式(ピソラック) スクリーン目幅25mm (2.2kW) 8台 間欠式前面掻揚形(回転アーム) スクリーン目幅25mm (2.2kW) 4台 しさ洗浄機 機械攪拌式 (7.4kW) 1台 しさ脱水機 ローラ式 (5.5kW) 1台 しさ用貯留ホッパー (4m ³) 1基	6池 6門 12面
滞水池	雨水滞水池 幅10.5m×長さ41.4m×高さ3.2m (1,400m ³)	1池
ポンプ室	上屋 (延べ面積 1,676.77m ²) 鉄骨造鉄板葺(含新詰所) 雨水ポンプ No.1~3 φ1,400mm×240m ³ /分×6m×500ps (D) (横斜) 3台 No.4 φ1,350mm×310m ³ /分×6.6m×480kW (D) (立斜) 1台 No.5,6 φ1,400mm×240m ³ /分×6m×330kW (M) (立斜) 2台 No.7 φ1,000mm×125m ³ /分×12m×360kW (M) (立斜) 1台 No.8 φ800mm×90m ³ /分×12m×250kW (M) (立斜) 1台 雨水ポンプ(初期汚濁水送水ポンプ) φ800mm×90m ³ /分×12m×250kW (M) (立斜) 1台 燃料地下タンク(発電機と共用) (9,600ℓ) 1基	1棟
プリア レーション タンク	上屋(第3電気室) (延べ面積 94.93m ²) 鉄筋コンクリート造 幅5.0m×長26.0m×水深5.0m (休止中)	1棟 1池
最初沈殿池	幅10.0m×長38.0m×水深3.3m 幅10.5m×長40.0m×水深3.3m (休止中)	6池 3池
反応タンク	幅8.0m×長37.0m×水深4.5m (4水路/池) (休止中)	3池
最終沈殿池	幅10.0m×長57.0m×水深3.3m (休止中)	4池

凡例：□ 暗渠(矩形渠)

φ 口径 (M) 電動機駆動 (D) ディーゼルエンジン駆動

東部雨水ポンプ場

設 備 名	構 造 ・ 能 力	現 況
塩素混和池	幅8.0m×長31.5m×水深4.5m (休止中)	1水路
屋外	雨水放流ゲート 幅2.5m×高3.0m	2門
送風機	上屋 (延べ面積 783.03㎡) 鉄骨造 (休止中)	1棟
受変電設備	受電電圧 6.6kV 契約電力 1,180kW 主変圧器 6.6kV/3.3kV×2, 500kVA 発電機(ディーゼル) 3.3kV×1,000kVA×1, 200ps 直流電源装置 電圧DC 108V 容量 150AH/10HR 交流無停電電源装置 電圧AC 100V 容量 1kVA	1式 1式 1台 1台 1式 1式
濃縮汚泥設備	上屋(汚泥引抜ポンプ室) (延べ面積 12.14㎡) 軽量鉄骨造りスレート葺 (休止中)	1棟

凡例：φ 口径

3 中在家中継ポンプ場

設備名	構造・能力	現況	
流入渠	□ 3,600mm×2,900mm (第2A幹線)	1式	
	φ 2,600mm (第2増補幹線)	1式	
	□ 1,500mm×1,800mm (バイパス導入渠)	1式	
沈砂池			
雨水棟	雨水沈砂池 幅4.6m×長14.9m×水深2.91m	1池	
	幅4.6m×長15.4m×水深1.91m	3池	
	雨水流入ゲート 幅1.8m×高2.5m (1.1kW)	4門	
	しき洗浄機 圧力噴射式 (0.75kW)	1台	
	しきホッパー (5m ³)	1基	
	雨水細目除塵機 間欠式(ピンラック)スクリーン目幅25mm (3.7kW)	1台	
	間欠式(ダブルチェーン)スクリーン目幅25mm (3.7kW)	3台	
	間欠式(ダブルチェーン)スクリーン目幅25mm (2.2kW)	4台	
	管理棟	上屋 (沈砂地・ポンプ室含む延べ面積 4,482.549m ²) 鉄筋コンクリート造	1棟
		汚水沈砂池 幅3.0m×長20.0m×水深1.3m	2池
		雨水沈砂池 幅5.0m×長20.0m×水深3.45m	2池
		幅5.0m×長20.0m×水深5.45m	1池
		バイパスゲート 幅1.5m×2.9m (7.5kW)	1門
汚水流入ゲート 幅1.2m×1.5m (0.75kW)		2門	
雨水流入ゲート 幅1.5m×3.5m (7.5kW)		2門	
幅1.5m×5.5m (15kW)		1門	
汚水沈砂掻揚機 バケットコンベア式 (3.7kW)		2台	
真空移送システム 制御動力装置			
汚水沈砂集砂・揚砂装置			
給水タンク			
しき破碎機 横型二軸差動式 (15kW)		1台	
しき流動槽 真空プラグ流移送式 (5.7m ³)	1台		
しき分離機 スクリュー式 (3.7kW)	1台		
しきホッパー (6m ³)	1基		
汚水細目除塵機 間欠式(ダブルチェーン)スクリーン目幅25mm (2.2kW)	2台		
雨水細目除塵機 間欠式(ダブルチェーン)スクリーン目幅25mm (2.2kW)	6台		

凡例： □ 暗渠（矩形渠） φ 口径

中在家中継ポンプ場

設備名	構造・能力	現況
ポンプ室	上屋 鉄筋コンクリート造 (延べ面積 531.42㎡)	1棟
雨水棟	雨水ポンプ No.1 φ1,200mm×245m ³ /分×7.5m×430kW (M) (立斜) No.2,3 φ1,500mm×372m ³ /分×7.4m×650kW (D) (立斜) No.4 φ1,500mm×372m ³ /分×7.4m×640kW (D) (立斜)	1台 2台 1台
管理棟	燃料地下タンク (9,500ℓ) 上屋 (沈砂地・ホッパー室含む 延べ面積4,482.549㎡) 鉄筋コンクリート造 汚水ポンプ No.1,2 φ500mm×35m ³ /分×22m×185kW (M) (立渦) No.3,4 φ700mm×69m ³ /分×22m×360kW (M) (立渦) 雨水ポンプ No.1~3 φ1,500mm×311m ³ /分×10m×1,050ps (D) (立斜) 燃料地下タンク (発電機と共用) (10,000ℓ)	1基 1棟 2台 2台 3台 1基
受変電設備	受電電圧 6.6kV 契約電力 1,230kW 主変圧器 6.6kV/210V×300kVA 発電機 (ディーゼルエンジン) 6.6kV×1,500kVA×1,750ps 直流電源装置 電圧DC 108V 容量 300Ah/10HR (管理棟) 電圧DC 108V 容量 50Ah/10HR (雨水棟) CVCF装置 電圧AC 100V 容量 2kVA	1式 1式 2台 1台 1式 1式 1式
脱臭設備	沈砂池用吸着脱臭装置 活性炭吸着式 60m ³ /分 脱臭ファン φ450mm (5.5kW)	1式
管理棟 雨水棟	沈砂池用吸着脱臭装置 活性炭吸着式 50m ³ /分 脱臭ファン φ450mm (5.5kW)	1式
屋外	雨水放流ゲート 幅1.8m×2.5m	2門

凡例：φ 口径 (M) 電動機駆動 (D) ディーゼルエンジン駆動

尼崎市公営企業局自家用電気工作物の点検等の基準について

尼崎市公営企業局自家用電気工作物保安規程（昭和40年10月1日 水道局管理規程第14号）第12条第3項で定める法定事業者検査記録の保存に関する事項及び、第13条で定める点検基準を次の通り定める。

1 法定事業者検査の記録について

項目	①検査年月日 ②検査の対象 ③検査の方法 ④検査の結果 ⑤検査を実施したものの氏名 ⑥検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときはその内容 ⑦検査の実施に係る組織 ⑧検査の実施に係る工程管理 ⑨検査協力会社の管理に関する事項 ⑩検査記録の管理に関する事項 ⑪検査に係る教育訓練に関する事項
期間	記録の保存年限は、上記①から⑥までが5年間、⑦から⑪までは使用前自主検査を行った後、最初に安全管理審査の結果の通知を受けるまでの間とする。

2 通常点検等基準

項目 対象	日常巡視点検			定期点検			精密点検			臨時点検			測定		
	No.	周 期	点検箇所、 部位	No.	周 期	点検箇所、 部位	No.	周 期	点検箇所、 部位	No.	周 期	点検箇所、 部位	No.	周 期	測定項目
電 線 路 架 空 電 線 路	1	毎 日	外部全般	1	1 年	電柱、腕木、 がい子、支 線、支柱、 保護網等の 損傷腐食	1	5 年	必要により 特定対象を 定めて行 う。	1	不 定 期	事故又は天 災地変等の 場合必要に 応じて行 う。	1	1 年	絶縁抵抗測 定
	2	1 月	必要によ り特定部 位のもの について	2	1 年	標識保護柵							2	1 年	接地抵抗測 定

			行う。		年の状況												
				3	1	電線の取付け状態、し度											
				4	1	電線の高さ及び他の工作物との離隔距離											
				5	1	その他必要事項											
地中電線路	1	毎日	外部全般	1	1	ヘッド、接続箱、分岐箱等接続部の過熱、損傷、腐食及びコンパウンド油漏れ	1	5	必要により特定対象を定めて行う。	1	不	事故又は天災地変等の場合必要に応じて行う。	1	1	絶縁抵抗測定		
	2	1月	必要により特定部位のものについて行う。		2	5	地盤沈下の影響						2	1	1	接地抵抗測定	
					2	1	ケーブル腐食、き裂損傷										
					3	1	布設部の無断掘削										
					4	1	標識他物との離隔距離										
				5	1	その他必要事項											
母線	1	毎日	外部全般	1	1	母線の高さ、たるみ、他物との離隔距離、腐食、損傷及び過熱	1	3	必要により特定対象を定めて行う。	1	不	事故又は天災地変等の場合必要に応じて行う。	1	1	1	絶縁抵抗測定	
	2	1月	必要により特定部位のものについて行う。		2	1	接続部分、フランプ類							2	1	1	接地抵抗測定

		要事項													
計器 用 変 成 器	1	毎日	外部全般	1	1	停止して各部の損傷、	1	5	油入式について、停止して内部の点検	1	不	事故又は天	1	1	絶縁抵抗測 定
	2	1月	外部の損傷、腐食、錆、変形、油漏れ、油量、温度、音響及びヒューズの異常	2	1	腐食、錆、ゆるみ、変形、き裂、汚損、油漏れ、及びヒューズの異常	2	3	油の汚れ及び必要により特性調査	2	定	災地変等の 場合必要に 応じて行 う。	2	1	接地抵抗測 定
	3	1月	その他必要事項	2	1	その他必要事項	3	3	その他必要事項	3					
避 雷 器	1	毎日	外部全般	1	1	外部の損傷、き裂、				1	不	事故又は天	1	1	絶縁抵抗測 定
	2	1月	外部の損傷、き裂、ゆるみ及び汚損			ゆるみ、汚損及びコンパウンドの異常				2	定	災地変等の 場合必要に 応じて行 う。	2	1	接地抵抗測 定
	3	1月	その他必要事項	2	1	その他必要事項									
配 電 盤	1	毎日	外部全般				1	1	停止して各部の損傷、	1	不	事故又は天	1	1	絶縁抵抗測 定
	2	1月	裏面配線のほこり、汚損、損傷、過熱、ゆるみ及び断線				2	3	過熱、ゆるみ、断線、接続及び脱落	2	定	災地変等の 場合必要に 応じて行 う。	2	1	接地抵抗測 定
	3	1月	計器の異状、表示札及び表示燈の異常				3	2	端子配線符 合	3			3	1	保護継電器 の動作特性
	4	1月	操作、切換				3	2	その他必要事項	3			4	3	必要により 計器校正シ ーケンス試 験

			開閉器等 の異常 その他必要事項																
蓄電池	1 2 3	毎 日 1月 1月	外部全般 液面、沈殿物、色相、極板、湾曲、隔離板、端子、ゆるみ及び損傷 充電装置の動作状態	1 2 3	1 1 1	木台、がい子の腐食、損傷及び耐酸塗料の剥離 床面の腐食及び損傷 その他必要事項	1 2 3	3 3 3	充電装置の内部点検 必要により対象を定めて行う。	1 2 3	不 定 期	事故又は天災地変等の場合必要に応じて行う。	1 2 3 4	1 1 1	年 年 年 年	比重測定 液温 電圧測定 絶縁抵抗測定			
電力ヒューズ	1 2	1月 1月	本体の外部点検、汚損、振動、音響、過熱 その他必要事項	1 2 3	1 1 1	損傷、腐食、き裂 溶断表示 その他必要事項	1 2 3	5 5 5	必要により対象を定めて行う。	1 2 3	不 定 期	事故又は天災地変等の場合必要に応じて行う。	1 2 3	1 1 1	年 年 年	絶縁抵抗測定 必要により特性試験			
電力用コンデンサ	1 2	1月 1月	本体の外部点検、汚損、振動、音響、過熱 その他必要事項	1 2 3	1 1 1	損傷、腐食、き裂 接地線接続部 その他必要事項	1 2 3	5 5 5	必要により対象を定めて行う。	1 2 3	不 定 期	事故又は天災地変等の場合必要に応じて行う。	1 2 3	1 1 1	年 年 年	絶縁抵抗測定 必要により特性試験			
配電施設	1 2	毎 日 1月	外部全般 必要によ	1 2	1 1	損傷、変形、ゆるみ、腐食、油量、	1 2	2 2	必要により特定対象を定めて行	1 2	不 定 期	事故又は天災地変等の場合必要に	1 2	1 1	年 年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定			

備	遮断器 開閉器 接触器類		り特定範囲のものについて行う。	26月	錆及び過熱 その他必要事項	う。		応じて行う。	33年	年定 絶縁油試験
配電用変圧器	1 毎日 2 1月	外部全般 必要により特定範囲のものについて行う。	1 1月 2 6月	1 1月 2 6月	外部の損傷、腐食、油量、錆、ゆるみ、変形及び油漏れ その他必要事項	1 5年 2 5年	1 1月 2 5年	1 不定期 2 3年	1 1年 2 1年 3 3年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 絶縁油試験
その他付属設備 (P.T, C.T, S.C等)	1 毎日 2 1月	外部全般 必要により特定範囲のものについて行う。	1 1年 2 5年	1 1年 2 5年	母線がい子クランプ、支持物等は、受電設備に準じて行う。	1 5年 2 5年	1 1月 2 5年	1 不定期 2 2年	1 1年 2 1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
負荷設備	1 毎日	音響、振動、回転、過熱、異	1 1年	1 1年	停止して各部の汚損、ゆるみ、損	1 3年	1 1月	1 不定期	1 1年 2 1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定

備		2	1月	臭、吸油状況等について注意する。 必要により特定範囲のものについて行う。	2	1	年	傷、伝達装置の異状等外部点検を行う。 その他必要事項	2	3	年	う。内部分解、点検、コイル、軸受け、通風、付属装置等その他必要事項		応じて行う。	3	1	年	定 必要により特性試験
	照明設備	1	1月	臭気、過熱等に注意する。	1	1	年	汚損、損傷、音響、温度及びコンパウンド漏れ その他必要事項				1	不 定 期	事故又は天災地変等の場合必要に応じて行う。	1	1	年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 必要により特性試験
電熱乾燥装置	1	毎日	温度、変形、損傷等について注意する。	1	1	年	停止して各部の変形、損傷及びゆるみ並びに過熱物との隔離状況 その他必要事項	1	3	年	1	不 定 期	事故又は天災地変等の場合必要に応じて行う。	1	1	年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 必要により特性試験	
	2	1月	必要により特定範囲のものについて行う。	2	1	年	その他必要事項				1	不 定 期	事故又は天災地変等の場合必要に応じて行う。	2	3	年	必要により特性試験	
非常用発電設備	原動機関係	1	1月	燃料系統からの油漏れ、貯留	1	1	年	機関主要部分の分解	1	不 定 期	1	不 定 期	故障、事故又は天災地変などの場合必要に応じて行う。					
	2	1月	機関の始動															
	3	1月	始動用空気タンクの圧力															
発電	1	1月	運転者が音響、回	1	3	月	音響、振動、温度	1	3	年	1	不 定 期	故障、事故又は天災地	1	1	年	絶縁抵抗測定	

機			転、過熱、異臭、給油状況等について注意する。	2	1	停止して各部のお損、緩み、損傷、伝達装置の異常など外部点検を行う。	2	象を定めて行う。コイル、軸受、通風付属装置	期	変などの場合等必要に応じて行う。	2	1	接地抵抗測定 必要により 特性試験
	2	1月	必要により特定範囲のものについて電気担当者が行う。	3	1	その他必要事項	3	1	不定期 その他必要事項				

備考 柴島取水場、野間ポンプ室、江口取水場、一津屋取水場、東難波雨水ポンプ場及び西川中継ポンプ場の日常巡視点検の周期にあつては、この表において「毎日」とあるのは、「1週」と読み替えるものとする。

以上

屋上広場施設点検表

(別添3)

(日常点検1)

施設全体点検

【結果判定】 A：良好、B：劣化傾向だが使用可能、C：使用不可、要措置

点検項目	点検内容	結果	備考、異常箇所等記入欄 ※異常箇所は下図に印をつけること
外周・フェンス	転倒など危険がないか、穴あきなど管理上支障がないか		
給水設備	漏水や損傷、躓くような段差はないか		
排水設備	排水桝、グレーチング蓋の欠損、腐食などはないか		
ベンチ	腐食、破損、ぐらつき等はないか		
樹木	倒木、その他危険はないか		
舗装・園路	段差、その他危険はないか		
トップライト鉄板	腐食、破損、固定金具外れ等はないか		
足踏健康機	周囲の手摺りに異常はないか、尖って危険な箇所はないか		
【その他備考】			



(日常点検2)

手摺り・安全柵等点検

【結果判定】 A：良好、B：劣化傾向だが使用可能、C：使用不可、要措置

点検項目	点検内容	結果	備考、異常箇所等記入欄 ※異常箇所は下図に印をつけること
手摺り 安全柵 チェーン等	腐食、破損、ぐらつき、固定金具の欠損等はないか	テニスコート	
		景観広場・便所	
		せせらぎ水路	
		管理事務所周辺	
		多目的広場	
		健康広場	
		芝生広場	
注意札	判読不能、破損はないか	テニスコート	
		景観広場・便所	
		せせらぎ水路	
		管理事務所周辺	
		多目的広場	
		健康広場	
		芝生広場	
【その他備考】			



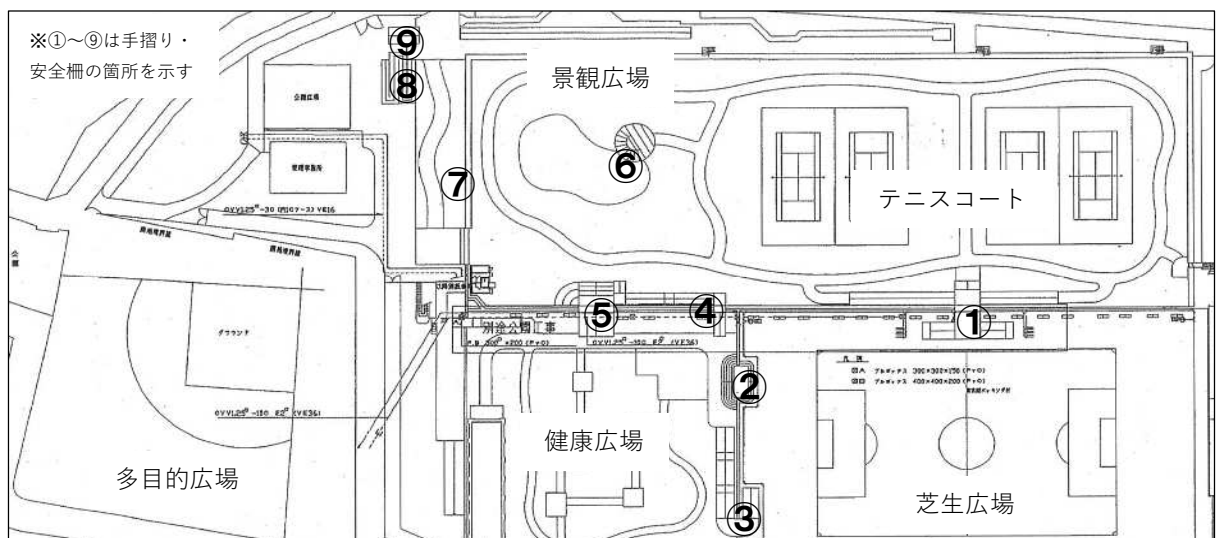
屋上広場施設点検表

(定期点検1)

施設全体点検

【結果判定】 A：良好、B：劣化傾向だが使用可能、C：使用不可、要措置

点検項目	点検内容	結果	備考、異常箇所等記入欄 ※異常箇所は下図に印をつけること
園内全体 【目視確認】	ガラス、刃物等の危険物がないか ごみ等の放置物がないか 民地に越境している枝・根や道路の建築限界（車道4.5m、歩道2.5m以下）の枝がないか		
構造物(コンクリート) 【目視確認】	本体の著しい破損、クラック、変形、目地の著しい開き、剥離による鉄筋露出等がないか		
建築物 (便所) (管理事務所) 【目視・動作確認】	外観（屋根、外壁、建具）の異常はないか 内装（天井、床、壁紙）の異常・雨漏りはないか		
	空調・換気、トイレ、流し台(給水・排水)に異常はないか		
	照明、分電盤、太陽光発電等の電気設備に異常はないか		
屋外電気設備 【目視・動作確認】	時計、照明設備、放送設備、分電盤及び付帯設備（支柱等）に異常はないか		
門扉、車止め 【目視・動作確認】	危険な破損や部材の欠損、ぐらつき、動作不良はないか		
【その他備考】			



(定期点検 2)

個別点検

【結果判定】 A：良好、B：劣化傾向だが使用可能、C：使用不可、要措置

点検項目	点検内容	結果						備考、異常箇所等記入欄 ※異常箇所は下図に 印をつけること
		テニスコート	景観広場・便所	せせらぎ水路	管理事務所周辺	多目的広場	健康広場	
樹木 【目視・触診】	倒木、開口空洞(幹周りの1/3超)、腐朽、その他危険はないか 通行の支障や危険(目の高さ等)のある枝はないか							
舗装・園路・足踏み健康機 【目視・計測】	転倒のおそれがある舗装材の欠損、表面部へのガラ露出や危険物の露出がないか							
	転倒のおそれがあるクラック(幅5mm以上)、段差・根上り(2cm以上)、深さ2cm以上又は径20cm以上の破損(小穴)がないか							
	通行に支障となる排水不良(水溜り)や不陸・水みちがないか							
屋外給水設備 【目視・動作確認】	本体の破損や部材の欠損がないか 漏水や濁りなどがいないか							
排水設備 【目視】	排水樹、グレーチング蓋の欠損、腐食などはないか 周囲との段差がないか、排水樹、側溝等に著しい土砂堆積がないか							
ベンチ 【目視・触診】	腐食、破損、ぐらつき等はないか							
手摺り・安全柵・チェーン等 【目視・触診】	腐食、破損、ぐらつき、固定金具の欠損等はないか							
注意札、案内板 【目視】	判読不能、破損はないか							



東部浄化センター電気設備保守点検業務設備一覧表

(別添4)

設備名	単位	数量	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	備考
			2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	
ブ ロ ウ 棟 電 気 室	シーケンスチェック	式	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	290kW電動機No.1	台	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	日立製
	170kW電動機No.2	台	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明電舎製
	170kW電動機No.3	台	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明電舎製
	280kW電動機No.4	台	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	日立製
発 電 機 設 備	真空遮断器	台	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	計器用変流器	台	17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	CT:15台、ZCT:2台
	計器用変圧器	台	13	○	○	○	○	○	○	○	○	○	VT:4台、EVT:6台、AXT:3台
	発電機(屋内) 875kVA	台	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	発電機(屋外) 875kVA	台	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	高圧盤	面	7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	保護継電器	台	16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	27,51,59,67P:3台、64,67:2台
	絶縁抵抗試験	式	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	シーケンスチェック	式	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	直流電源装置(No.1,2用)	組	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	直流電源装置(No.3用)	組	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	ディーゼルエンジン(機械)	台	3										
起動装置(機械)	式	3											
沈 砂 洗 浄 棟	低圧盤	面	6										
水 処 理 棟 電 気 室	真空遮断器	台	7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	断路器(手動)	台	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	乾式変圧器	台	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	計器用変流器	台	26	○	○	○	○	○	○	○	○	○	CT:18台、ZCT:8台
	計器用変圧器	台	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	VT:2台、EVT:2台
	高圧盤	面	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	低圧盤(ロードセル)	面	8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	低圧盤(自立盤)を点検、C/Cは除く
	保護継電器	台	18	○	○	○	○	○	○	○	○	○	27:2台、51:10台、64:2台、67:4台
	PI試験	条	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	絶縁抵抗試験	式	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	接地抵抗試験	式	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	シーケンスチェック	式	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	無停電電源装置	組	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	返送ポンプ用インバータ(1-1,2)	台	2		○			○			○		点検頻度 3年/回
	返送ポンプ用インバータ(1-3,4)	台	2			○			○			○	点検頻度 3年/回
	返送ポンプ用インバータ(1-5,6)	台	2	○			○			○			点検頻度 3年/回
	返送ポンプ用インバータ(2-1)	台	1			○			○			○	点検頻度 3年/回
	返送ポンプ用インバータ(2-2)	台	1	○			○			○			点検頻度 3年/回
返送ポンプ用インバータ(2-3)	台	1		○			○			○		点検頻度 3年/回	
集合形漏電検出装置	組	4											
次亜塩注入用インバータ(1系)	台	3	○		○		○		○		○	三菱製	
次亜塩注入用インバータ(2系)	台	3		○		○		○		○	○	東芝製	

東部浄化センター電気設備保守点検業務設備一覧表

(別添4)

設備名	単位	数量	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	備考
			2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	
2系水処理計装設備	電波式レベル計												
	汚水流入量	台	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	放流量	台	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	着水井水位	台	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	返送汚泥分配槽液位	台	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	終沈SV計	台	1										休止設備
	終沈放流UV計	台	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	部品交換込
	開度計	台	8										
	T-N・T-P計	式	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	部品交換、検定試験含む
合流式改善用定量採水器	台	2											
沈砂洗淨棟	汚泥貯留槽液位計	台	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	No.2調整槽液位計	台	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	用水槽投入水位計	台	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	電磁流量計(東部雨水ポンプ場送水量)	台	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
中央監視設備	中央監視室												
	HIS-1(STN.1)	式	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	HIS-2(STN.2)	式	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	HIS-3(STN.3)	式	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	SVS(STN.11)	式	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	ハードコピー用プリンタ(STN.81)	式	1										
	帳票用プリンタ(STN.82)	式	1										
	メッセージプリンタ(STN.83)	式	1										
	受変電設備PCS盤												
	受変電設備RCS(STN.25)	式	1		○		○		○		○		○
	最初沈殿池設備PCS盤												
	1系初沈・反応タンク設備RCS(STN.26)	式	1		○		○		○		○		○
	2系初沈設備RCS(STN.29)	式	1	○		○		○		○		○	
	2系初沈設備補助継電器盤	式	1	○		○		○		○		○	
	2系初沈設備携帯LCB(1)	式	1	○		○		○		○		○	
	2系初沈設備携帯LCB(2)	式	1	○		○		○		○		○	
	最終沈殿池設備PCS盤												
	1系終沈設備RCS(STN.28)	式	1		○		○		○		○		○
	2系終沈設備RCS(STN.30)	式	1	○		○		○		○		○	
	2系終沈設備補助継電器盤	式	1	○		○		○		○		○	
	2系終沈設備携帯LCB(1)	式	1	○		○		○		○		○	
	2系終沈設備携帯LCB(2)	式	1	○		○		○		○		○	
	ポンプ設備PCS盤												
ポンプ設備RCS(STN.32)	式	1	○		○		○		○		○		
ブロワ設備PCS盤													
ブロワ設備RCS(STN.27)	式	1		○		○		○		○		○	
汚泥棟PCS盤													
汚泥棟設備RCS(STN.31)	式	1	○		○		○		○		○		

東部雨水ポンプ場電気設備保守点検業務設備一覧表

設備名	単位	数量	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	備考	
			2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037		
第1電気室	柱上高圧ガス開閉器	台	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	プライマリカットアウトスイッチ	組	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	LAi込	
	高圧避雷器	組	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	HC-1	
	高圧真空遮断器	台	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	高圧真空電磁接触器	台	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	双投型真空電磁接触器	台	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	気中遮断器	台	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	断路器	台	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	乾式変圧器	台	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	油入変圧器	台	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	高圧進相コンデンサー	台	7	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	保護継電器	台	32	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	高圧電動機（雨水No.7）	台	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	高圧電動機（雨水No.8）	台	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	高圧電動機（初期汚濁水送水）	台	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	高圧配電盤	面	15	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	低圧配電盤	面	15	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	計器用変成器	台	36	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	シーケンサ設備（沈砂池）	式	1	△	○	△	○	△	○	△	○	△	○	普通(○)、簡易(△)
	シーケンサ設備（ポンプ監視）	式	1	○	△	○	△	○	△	○	△	○	△	普通(○)、簡易(△)
直流電源装置	式	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
インバータ盤	面	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
計装設備	地下タンクレベル計	台	4		○			○			○		点検頻度 3年/回	
	地下タンクレベル計ループ	ループ	4		○			○			○		点検頻度 3年/回	
	超音波流量計	台	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	雨水滞水池送水量	
	超音波流量計ループ	ループ	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	雨水滞水池送水量	
	水位計													
	ポンプ井	台	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	沈砂池	台	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	流入渠	台	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	放流渠	台	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	冷却水槽	台	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	雨水滞水池	台	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	水位計ループ	ループ	7	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
水位計指示計	台	7	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
雨量、雨量強度計	式	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
雨水ポンプ用圧力伝送器	台	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	No. 1, 2, 3雨水ポンプ用		
発電機設備	高圧真空遮断器	台	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	保護継電器	台	8	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	高圧配電盤	面	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	計器用変成器	台	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	ディーゼルエンジン（機械）	台	1											
	発電機	台	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
非常用発電機絶縁診断（精密診断）	台	1	○		○		○		○		○	点検頻度 2年 直流吸収試験、誘電正接試験、部分放電試験等		

消防設備保守点検業務設備一覧表

1 東部浄化センター

設備名	名称	数量	ポンプ棟	管理棟	ブロー 棟	水処理棟	汚泥処理 棟	沈砂洗淨 棟	開放施設 管理 事務所	合計
消 火 設 備	消火設備 10型	個	30	36	9	20	31	4	2	132
	消火設備 20型	〃					2			2
	消火設備 50型	〃		4			3			7
	消火設備 100型	〃				1	1			2
	強化液消火器	〃				4				4
	粉末消火設備	〃	11							11
連 結 備 散 水	送水口	個		1	1					2
	選択弁	〃		3	5					8
	散水ヘッド	〃		21	37					58
自 動 火 災 通 知 設 備	受信機P型1級20回線	台					1			1
	受信機(25回線)	〃		1						1
	煙感知器	個		112	69		10			191
	定温式スポット感知器	〃		5	2		7			14
	差動式スポット感知器	〃		141			261			402
	電鈴	〃		9	4		10			23
	発信機P型1級	〃		6	4		8			18
	表示灯	〃		6	4		8			18
	常用電源	式		1			1			2
	非常放送設備	〃								0
	非常警報設備	〃								0
	発信機	個	3				5			8
	電鈴	〃	7				13			20
屋 内 消 火 設 備	ポンプモーター	台		1			1			2
	消火栓箱	箱		7			8			15
	消火栓起動押釦	個		7			8			15
	制御盤	面		1			1			2
	呼水槽	槽		1			1			2
防 火 防 排 煙 設 備	制御盤	面		1			1			2
	煙感知器	個		11			21			32
	防火戸	〃		5			9			14
	防煙タレ壁	〃		6						6
	防火シャッター	〃		1			2			3
	防火ダンパー	〃		11			18			29
排煙用エンジン	台		1			1			2	
避難設備	誘導灯	個	24	4	11	45	5		2	91
動力消防ポンプ設備	式			1						1

注：当該表と現地の点検項目の数量に差異（増減）がある場合は、現地個数を優先とし、増減があった場合でも委託費用の増減は行わないものとする。

2 東部雨水ポンプ場

	消 防 用 設 備	数量
1	受 信 機	1
2	発 信 機	3
3	常 用 電 源	1
4	差動式スポット型感知器	14
5	定温式スポット型感知器	5
6	分布型感知器	4
7	電 鈴	3
8	表 示 灯	3
9	粉末消火器 (A B C 1 0 型)	44
10	粉末消火器 (A B C 2 0 型)	2
11	粉末消火器 (A B C 5 0 型)	4
12	化学泡消火器 (A B C 1 0 0 型)	3
13	誘 導 灯	5

3 中在家中継ポンプ場

	消 防 用 設 備	数量
1	受 信 機	1
2	発 信 機	15
3	常 用 電 源	1
4	差動式スポット型感知器	13
5	定温式スポット型感知器	6
6	分布型感知器	7
7	光電式煙感知器	39
8	電 鈴	16
9	表 示 灯	15
10	粉末消火器 (A B C 1 0 型)	34(9)
11	粉末消火器 (A B C 2 0 型)	2
12	粉末消火器 (A B C 5 0 型)	3
13	粉末消化設備 (移動式)	10
14	誘 導 灯	30

※上表数量中 () は、雨水棟設置数を示す。

注：当該表と現地の点検項目の数量に差異（増減）がある場合は、
現地個数を優先とし、増減があった場合でも委託費用の増減は行わないものとする。

空調設備保守点検業務設備一覧表

(別添6)

東部浄化センター

	場所	種類	点検種別			備考
			空調点検	フロン 法定定期点 検	フロン 法定簡易点検 (回/3か月)	
1	管理棟 (GHP 1-1)	ガスヒートポンプエアコン	○	○	○	改築予定
2	管理棟 (GHP 1-2)	ガスヒートポンプエアコン	○	○	○	改築予定
3	管理棟 (GHP 1-3)	ガスヒートポンプエアコン	○	—	○	改築予定
4	管理棟 (GHP 1-4)	ガスヒートポンプエアコン	○	○	○	改築予定
5	管理棟 (GHP 2-1)	ガスヒートポンプエアコン	○	○	○	改築予定
6	管理棟 (GHP 2-2)	ガスヒートポンプエアコン	○	○	○	改築予定
7	管理棟 (GHP 3-1)	ガスヒートポンプエアコン	○	○	○	改築予定
8	管理棟 (GHP 3-2)	ガスヒートポンプエアコン	○	—	○	改築予定
9	管理棟電気室 (GHP 4-1-1)	ガスヒートポンプエアコン	○	○	○	
10	管理棟電気室 (GHP 4-1-2)	ガスヒートポンプエアコン	○	○	○	
11	管理棟電気室 (GHP 4-1-3)	ガスヒートポンプエアコン	○	○	○	
12	管理棟電気室 (GHP 4-1-4)	ガスヒートポンプエアコン	○	○	○	
13	管理棟電気室 (GHP 4-1-5)	ガスヒートポンプエアコン	○	○	○	
14	管理棟電気室 (GHP 4-1-6)	ガスヒートポンプエアコン	○	○	○	
15	屋上管理事務所 (会議室)	エアコン	—	—	○	
16	屋上管理事務所 (事務室)	エアコン	—	—	—	家庭用
17	屋上管理事務所 (和室)	エアコン	—	—	—	家庭用
18	ポンプ棟電気室	エアコン	—	—	○	
19	ポンプ棟詰所	エアコン	—	—	—	家庭用
20	沈砂洗浄棟電気室	エアコン	—	—	○	
21	沈砂洗浄棟計量室	エアコン	—	—	○	

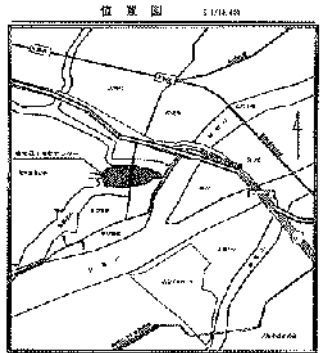
東部雨水ポンプ場

	場所	種類	点検種別			備考
			空調点検	フロン 定期点検 (回/3年)	フロン 簡易点検 (回/3か月)	
1	ポンプ棟電気室	エアコン	—	—	○	
2	ポンプ棟詰所	エアコン	—	—	○	

中在家中継ポンプ場

	場所	種類	点検種別			備考
			空調点検	フロン 定期点検 (回/3年)	フロン 簡易点検 (回/3か月)	
1	管理棟電気系統(親機)	エアコン	—	○	○	
2	管理棟電気系統(子機)	エアコン				
3	管理棟電気系統(子機)	エアコン				
4	管理棟操作室	エアコン	—	—	○	
5	管理棟 3 F 事務室	エアコン	—	—	○	
6	雨水棟電気室北系統	エアコン	—	—	○	
7	雨水棟電気室西系統	エアコン	—	—	○	

尼崎市東部浄化センター 全体平面図



S-1/1,000

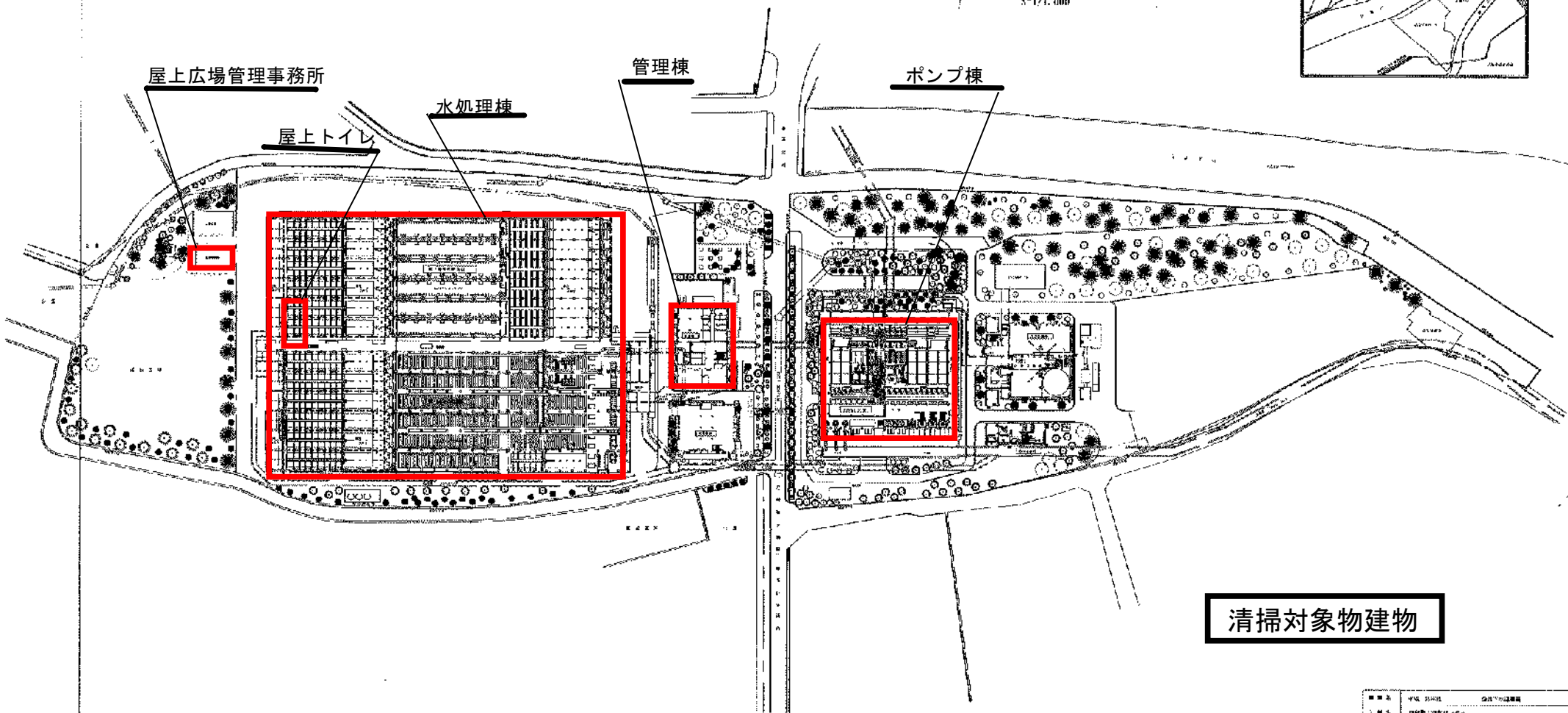
屋上広場管理事務所

管理棟

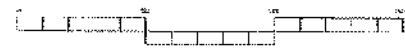
ポンプ棟

水処理棟

屋上トイレ

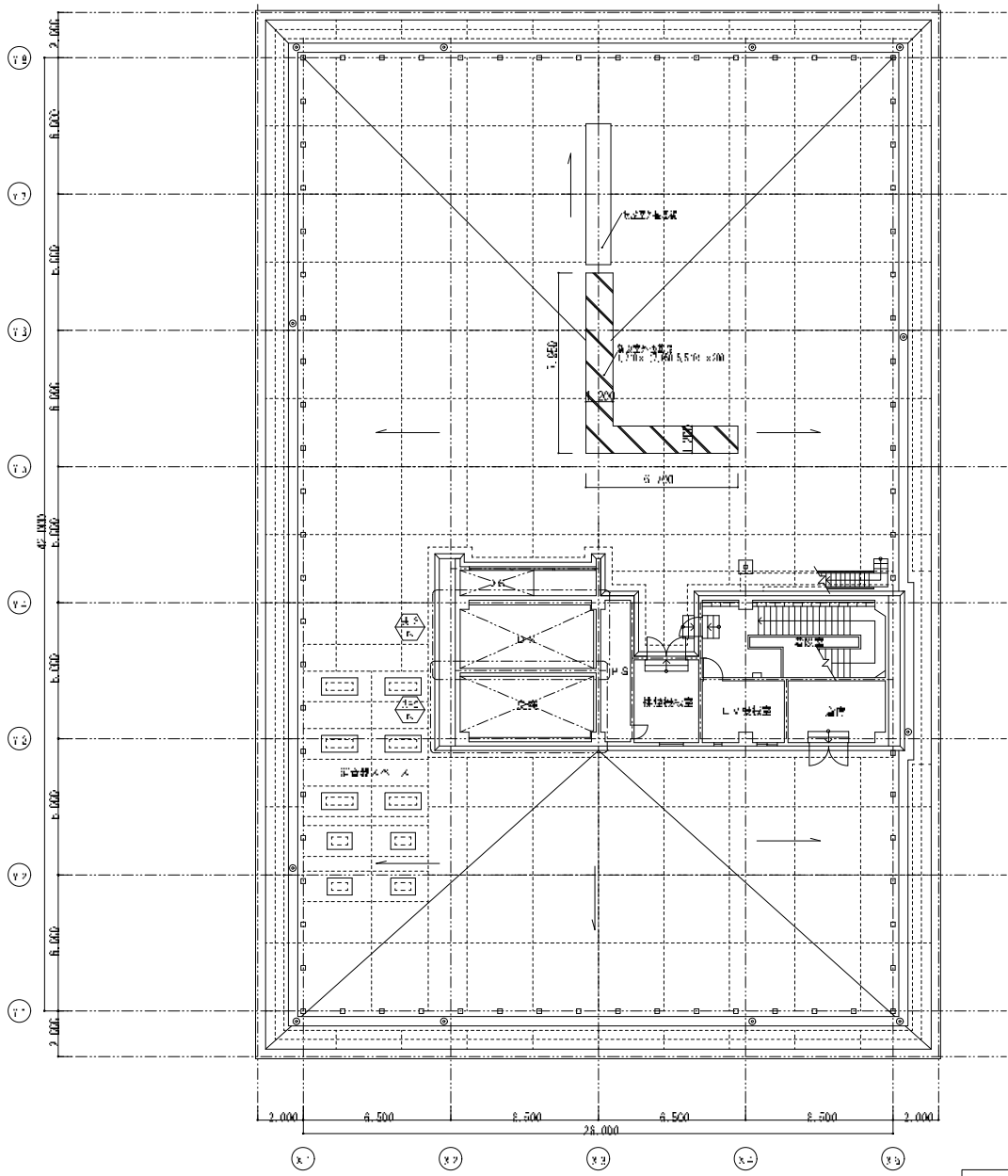


清掃対象物建物



■ 事業名	中城 汚水処理	設備の改修工事
▲ 事業主	尼崎市	建設部 建設課
設計名称		改修工事
種 別	中城 汚水処理設備	改修工事
実施年度	11/10	年度 1/1200
調査 関係 者		実施年月日
		17年 〇 月 〇 日
P. 100 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12.		

(別添7)

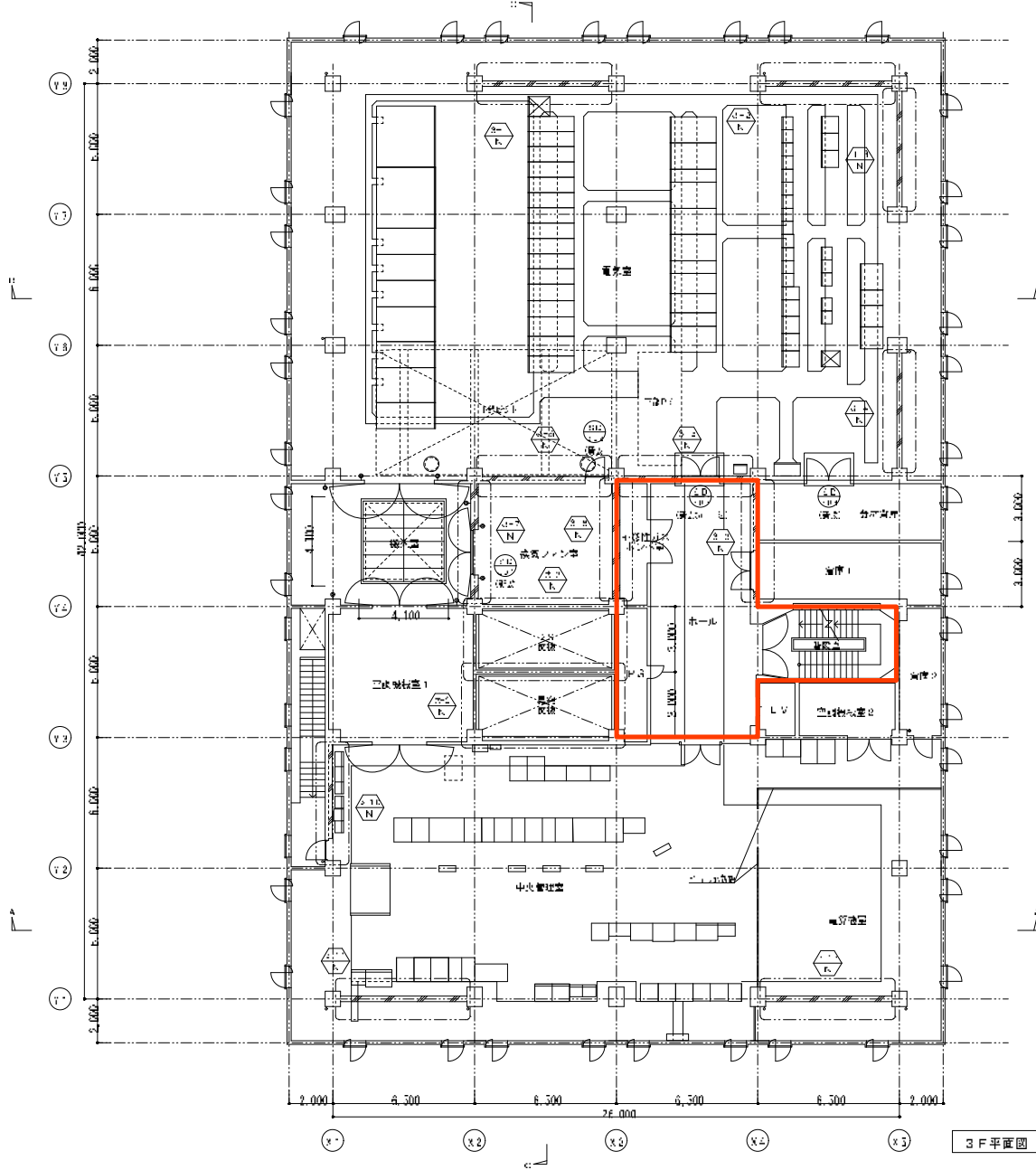


管理棟 R F

R F平面図 S-1/100

施設名	尼崎市東部浄化センター		
図面名称	管理棟	平面図(5)	縮尺 1/100
機取付月	平成26年 7月	図面識別コード	2207
設計管理	日本下水道事業団	機取付番号	30185-054
委託業者	株式会社東武設計事務所	図面番号	D-31-11

改修後



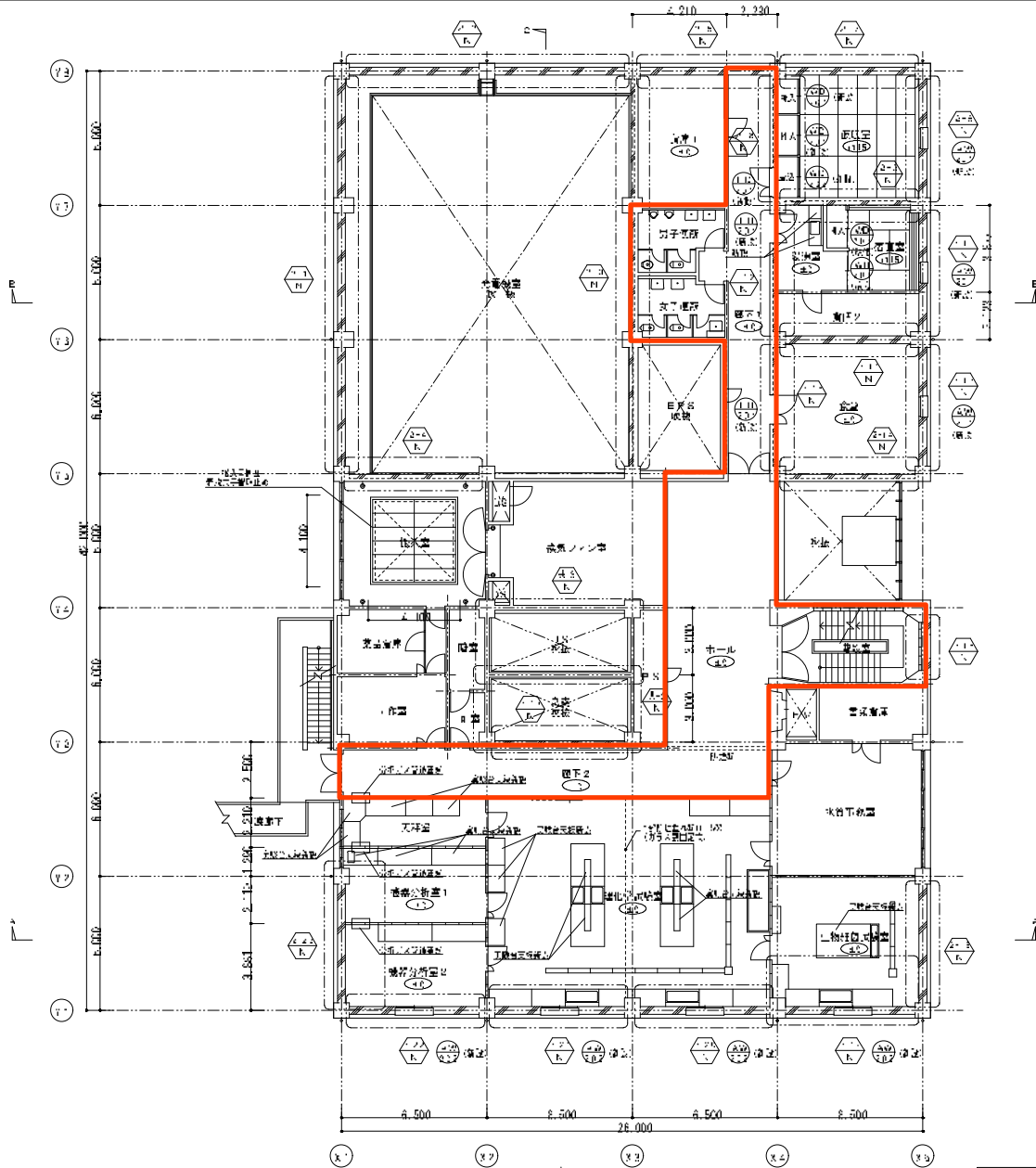
凡 例	
	2F 3F 4F
	2F 3F 4F
	2F 3F 4F
	2F 3F 4F
	2F 3F 4F
	2F 3F 4F
	2F 3F 4F

管理棟 3F

3F平面図(改修後) 1/100

施設名	尼崎市東部浄化センター		
図面名称	管理棟	改修後平面図(4)	縮尺 1/100
採取年月	平成26年 7月	図面識別コード	2207
設計管理	日本下水道事業団	業務委託番号	30185-054
委託業者	株式会社伊豆設計事務所	図面番号	302

改修後



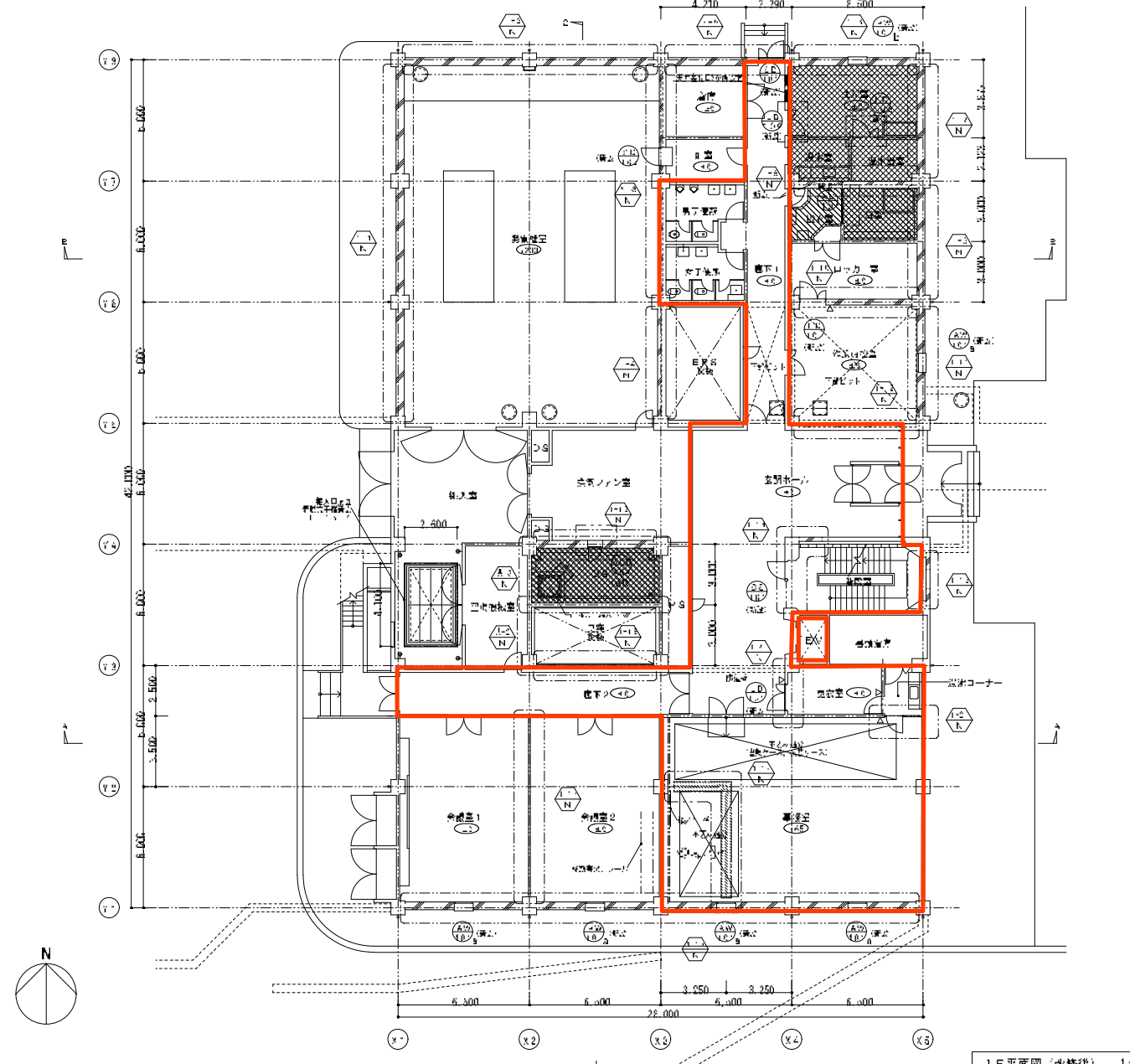
	天井照明機
	換気機
	換気機 (換気機)
	通風機 (換気機)
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機
	照明機

管理棟 2F

2F平面図 (改修後) 1/100

施設名	尼崎市東部浄化センター		
図面名称	管理棟	改修後平面図 (8)	縮尺 1/100
機取付月	平成28年 7月	図面識別コード	2807
設計管理	日本下水道事業団	業務委託番号	30185-054
委託業者	株式会社伊豆設計事務所	図面番号	D 2 B 5

改修後



凡 例

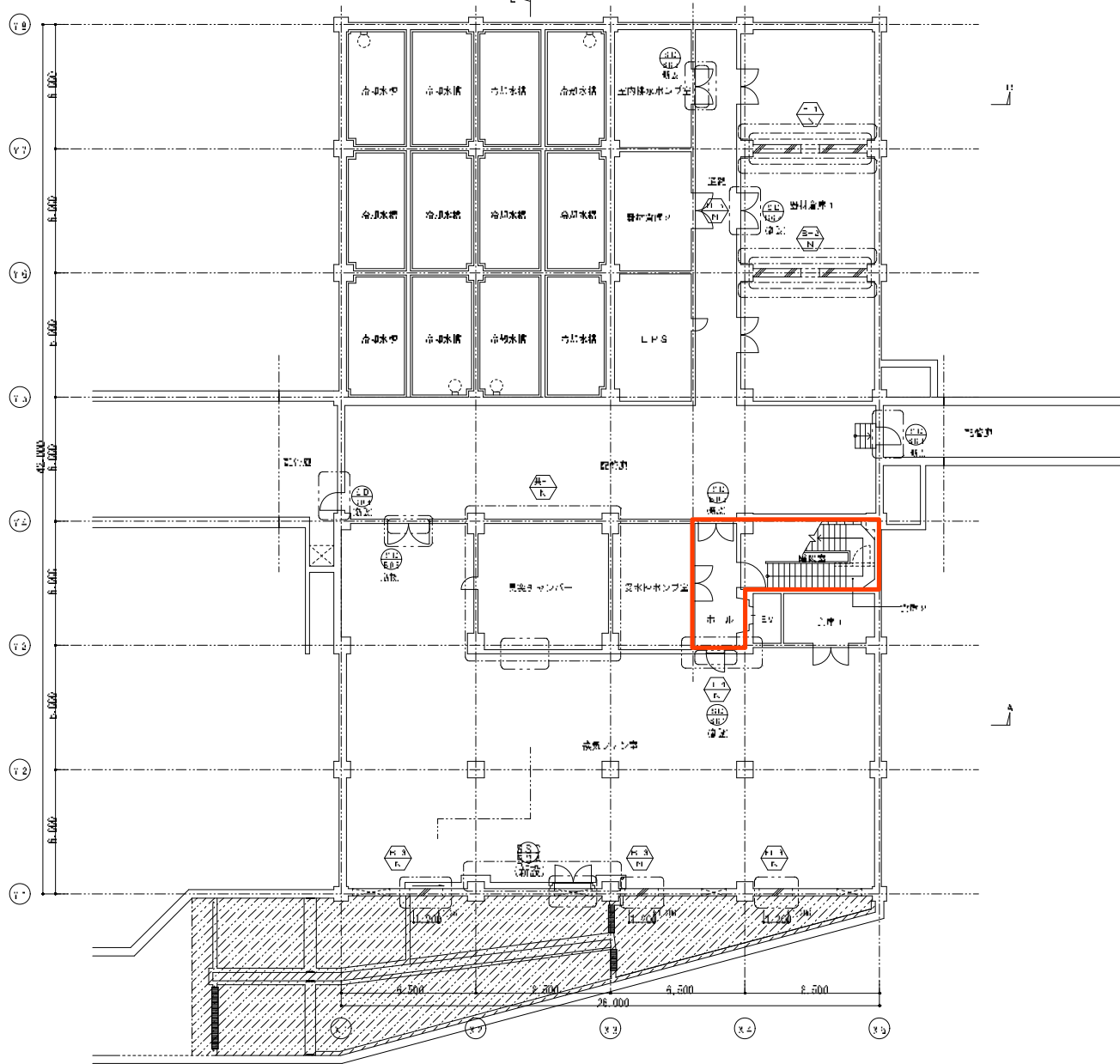
	改修工事範囲を示す
	階段 手摺欄
	エレベーター 手摺欄
	避難一時の避難手段として利用可能な設備
	1階 起降手すり
	起降手すり
	エレベーター
	避難用 避難手すり
	安全確保のための設備 防犯カメラ設置位置 防犯カメラ設置位置
	スチール製床敷き
	床下開口部設置位置
	起降手すり+GD-RF
	床下開口部設置
	変更箇所

管理棟 1F

1F平面図 (改修後) 1/100

施設名	尼崎市東部浄化センター		
図面名称	管理棟	改修後平面図 (A)	縮尺 1/100
採取年月	平成28年 7月	図面識別コード	2807
設計管理	日本下水道事業団	業務委託番号	30185-054
委託業者	株式会社伊豆設計事務所	図面番号	D 26

改修後



凡例

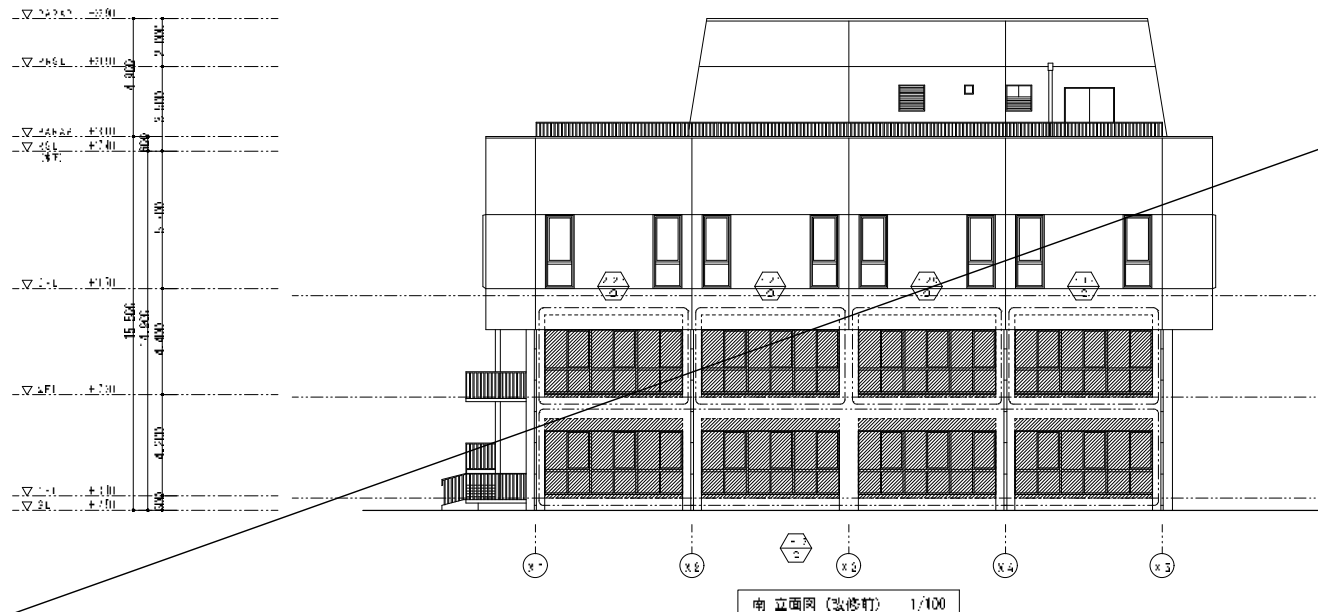
	改修工事範囲を示す
	開閉方向を示す
	ドアの種類を示す
	開閉方向を示す
	ドアの種類と開閉方向を示す
	ドアの種類、開閉方向、高さを示す
	ドアの種類、開閉方向、高さ、材質を示す
	ドアの種類、開閉方向、高さ、材質、仕上りを示す
	ドアの種類、開閉方向、高さ、材質、仕上り、金具を示す

管理棟 B1F

B1F平面図(改修後) 1/100

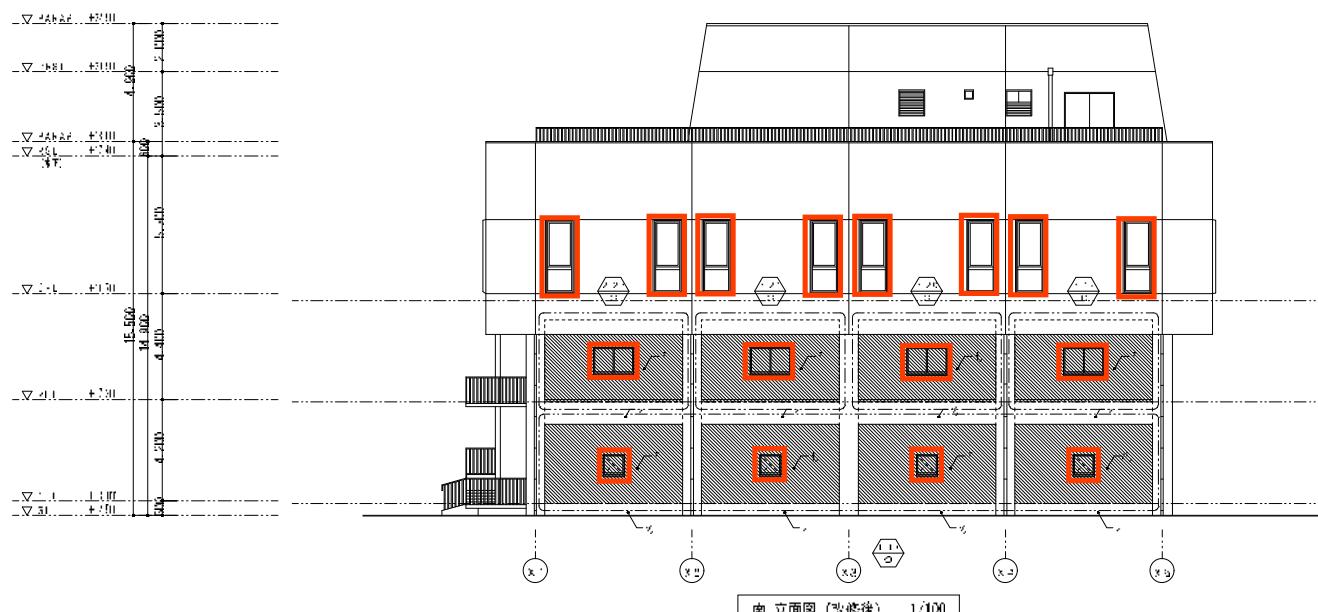
施設名	尼崎市東部浄化センター		
図面名称	管理棟	改修後平面図(1)	縮尺 1/100
機収年月	平成26年 7月	図面識別コード	2207
設計管理	日本下水道事業団	業務委託番号	30185-054
委託業者	株式会社伊豆設計事務所	図面番号	D-01-05

修前



南立面図(改修前) 1/100

修後



南立面図(改修後) 1/100

管理棟 南立面図

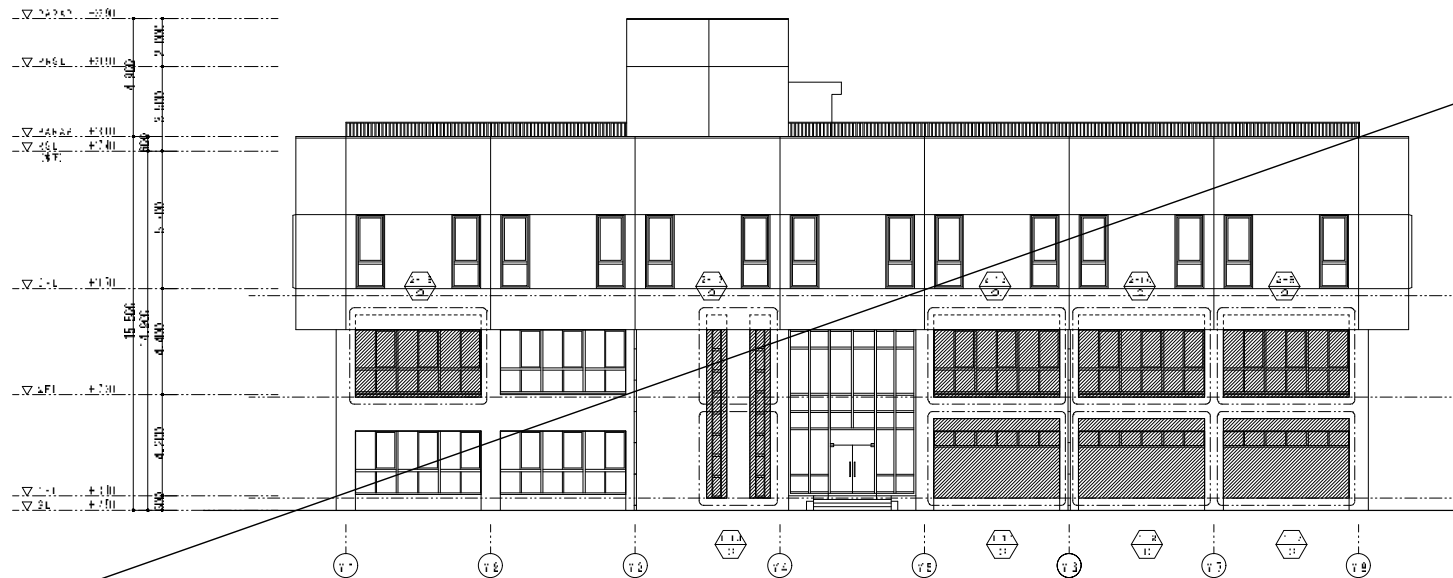
施設名	尾崎市東部浄化センター		
図面名称	管理棟	改修前後立面図(1)	縮尺: 1/100
機取年月	平成26年	7月	図面識別コード: 2208
設計管理	日本下水道事業団	業務委託番号	30185-054
委託業者	株式会社東武設計事務所	図面番号	3-02

凡例	
	既存開口部位置
	改修箇所
	改修内容
	改修内容(ガラス/外壁仕上げの改修あり)
	改修内容(鉄骨/基礎/躯体の改修あり)

改修箇所凡例	
①	改修後
②	改修前
③	改修前

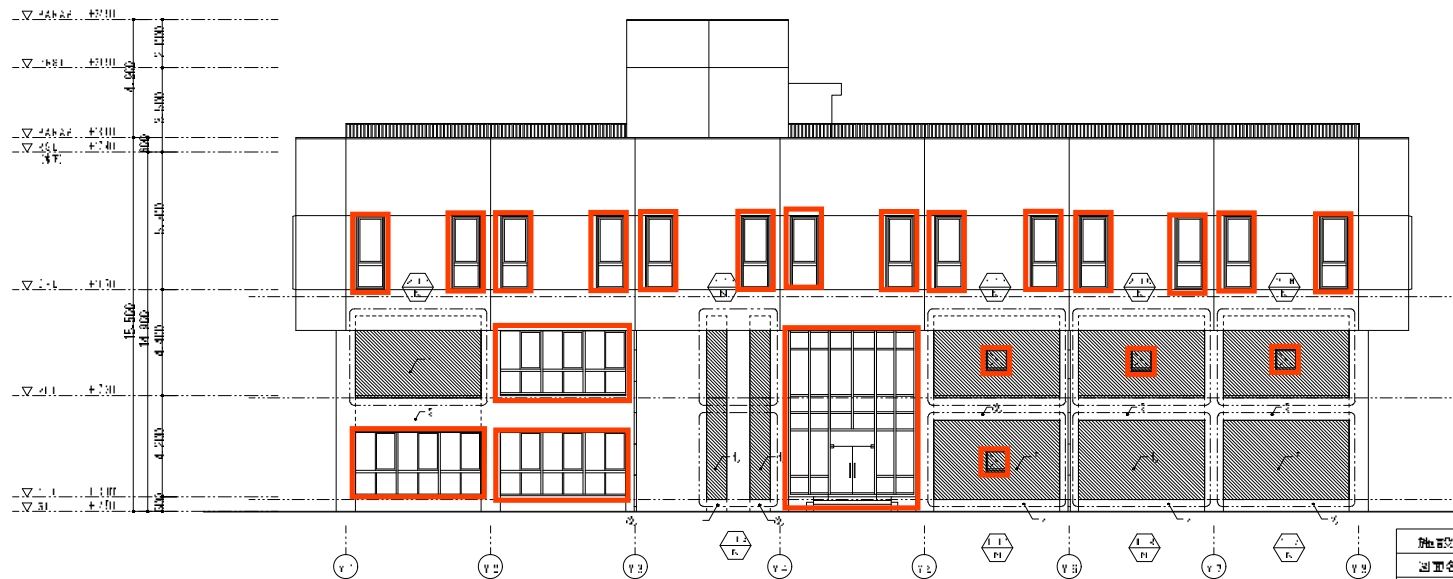
※特記記載の改修箇所は、図面にて示す。

修 築 前



東立面図(改修前) 1/100

改 修 後



東立面図(改修後) 1/100

凡 例

	既存(門扉・窓等)
	改修
	新設
	既存(改修)
	既存(新設)

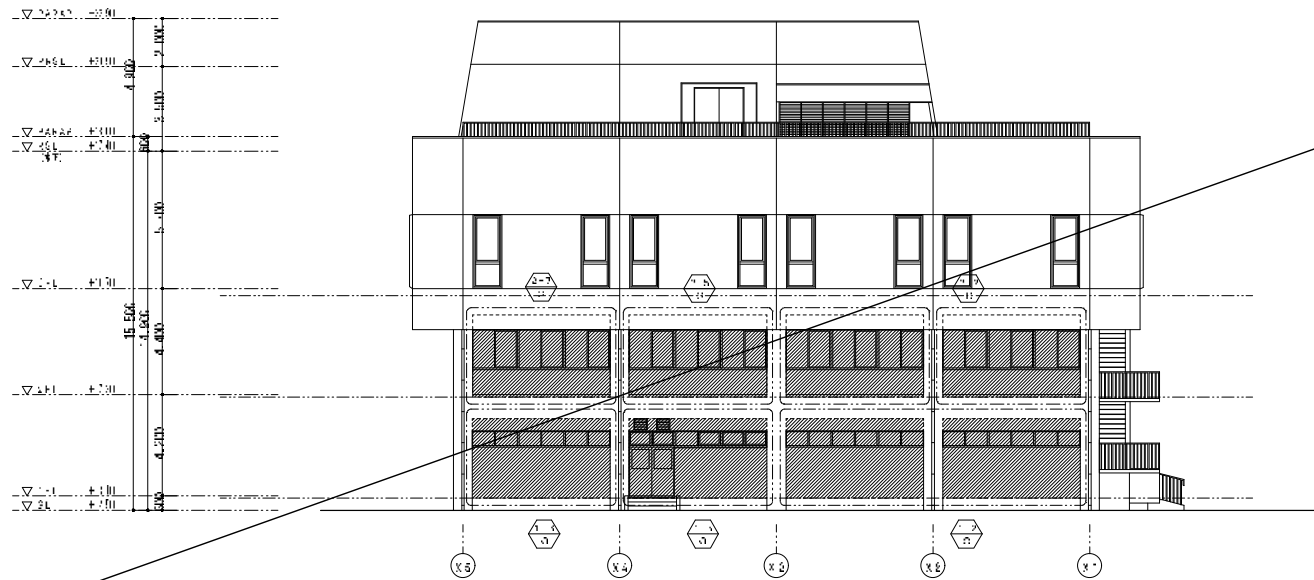
承認書(凡例)

印	改修後
①	9/16 国土建設省(建設省) 国土院 建設省 建設省 建設省
②	9/16 国土建設省(建設省) 国土院 建設省 建設省 建設省

管理棟 東立面図

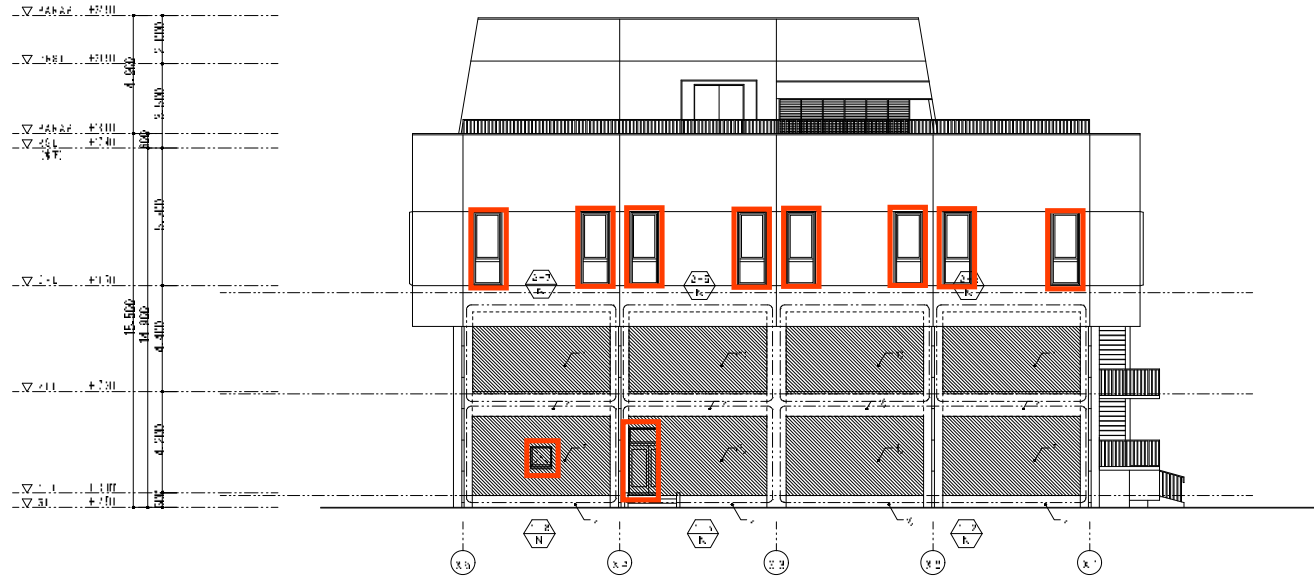
施設名	尾崎市東部浄化センター		
図面名称	管理棟 改修前後立面図(ア)	縮尺	1/100
採取年月	平成26年 7月	図面識別コード	22008
設計管理	日本下水道事業団	業務委託番号	301185-056
委託業者	株式会社東京設計事務所	図面番号	3-33

修 修 前



北立面図（改修前） 1/100

改 修 後



北立面図（改修後） 1/100

凡 例

	窓開口部
	窓枠
	窓枠（二重窓）
	窓枠（二重窓）付
	窓枠（二重窓）付（ガラスあり）
	窓枠（二重窓）付（ガラスあり）付

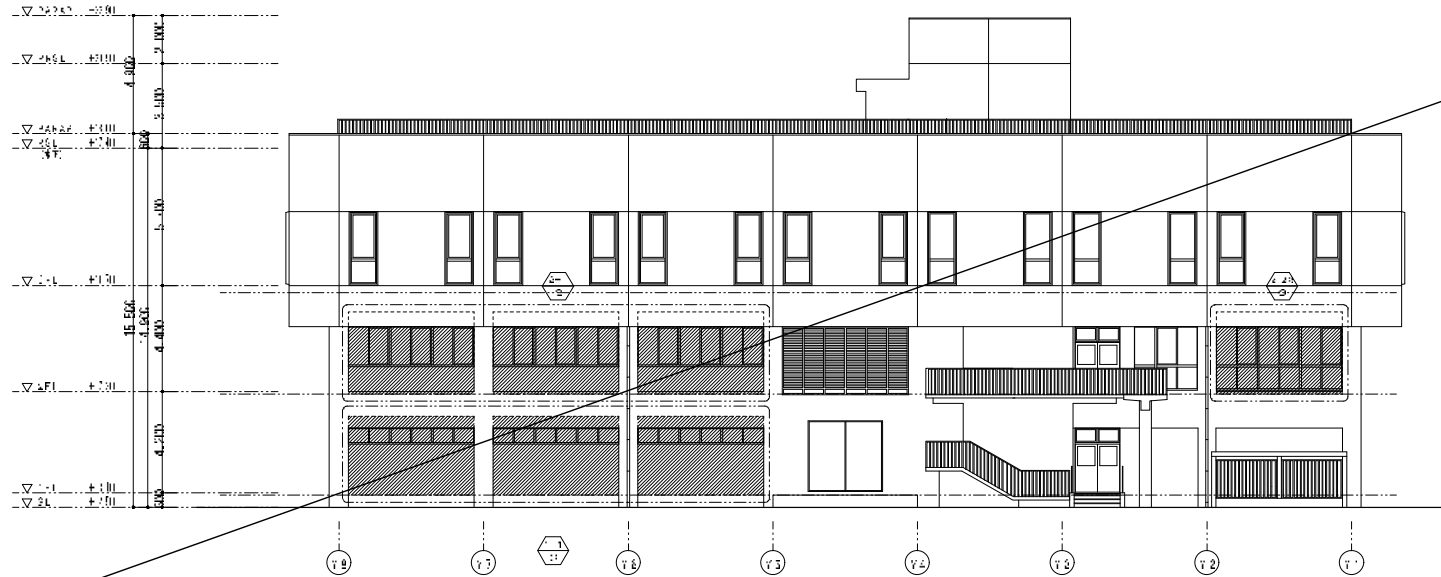
外観上の凡例

①	改修後
②	改修前

管理棟 北立面図

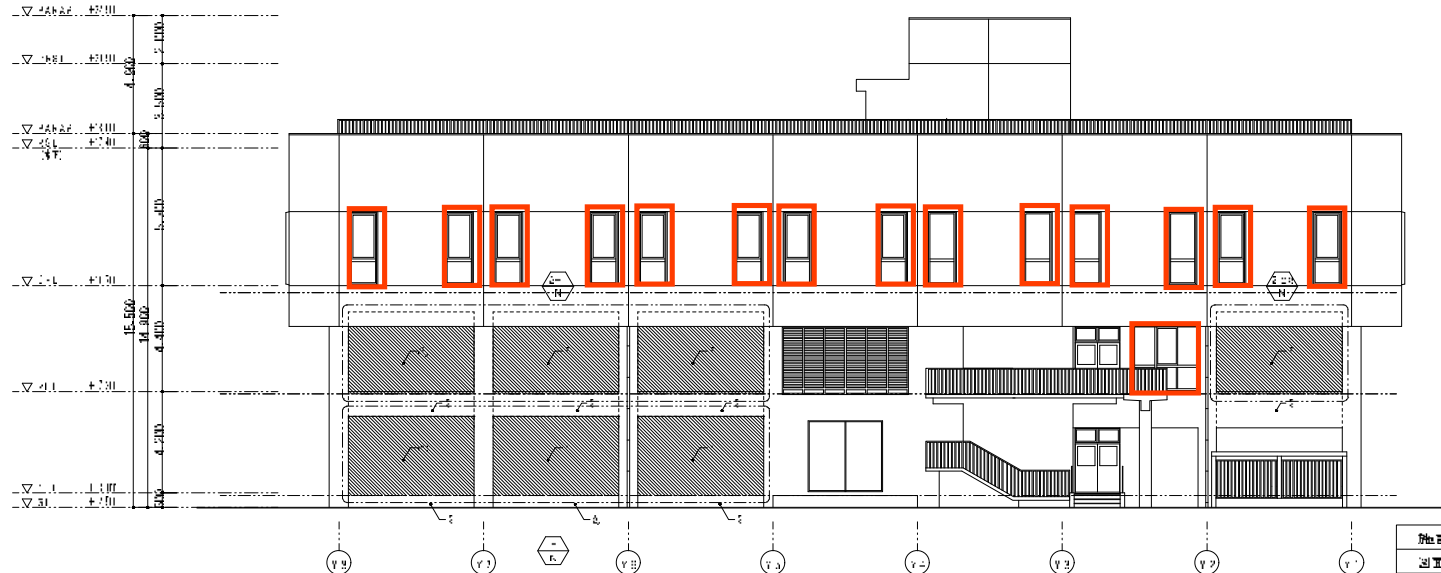
施設名	尾崎市東部浄化センター		
図面名称	管理棟	改修前後立面図（北）	縮尺 1/100
機取付月	平成26年 7月	図面種類コード	2208
設計管理	日本下水道事業団	機取付図番	30185-054
委託業者	株式会社東武設計事務所	図面番号	34-1

修 修 前



西立面図 (改修前) 1/100

改 修 後



西立面図 (改修後) 1/100

凡 例

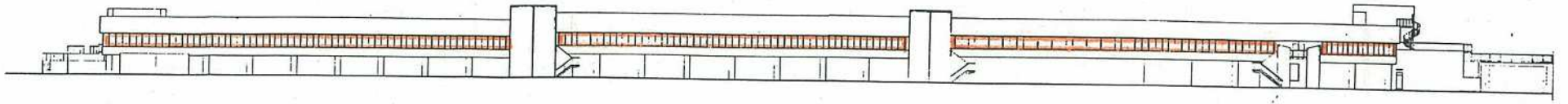
	既存工法部材等
	改修箇所
	床版
	筋コンクリート床版
	筋コンクリート床版

外壁仕上凡例

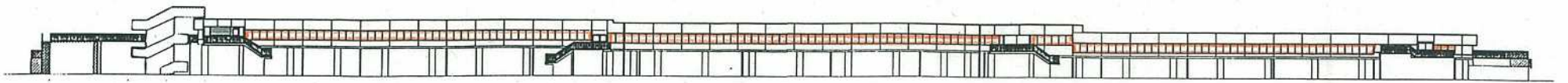
凡例	改修後
①	外壁 珪藻土塗料仕上 窓枠 珪藻土塗料仕上
②	外壁 珪藻土塗料仕上 窓枠 珪藻土塗料仕上

管理棟 西立面図

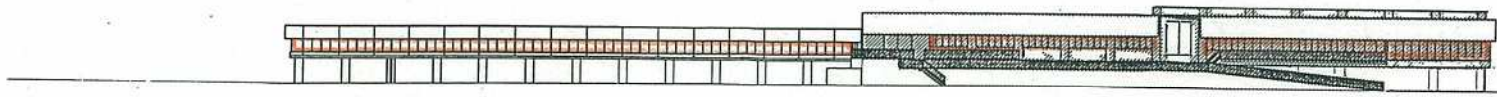
施設名	尼崎市東部浄化センター		
図面名称	管理棟	改修前後立面図 (4)	縮尺 1/100
機取年月	平成26年 7月	図面種類コード	22008
設計管理	日本下水道事業団	業務委託番号	30185-054
委託業者	株式会社東武設計事務所	図面番号	30185



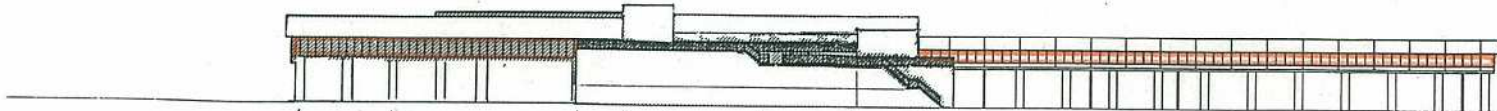
南立面图



北立面图

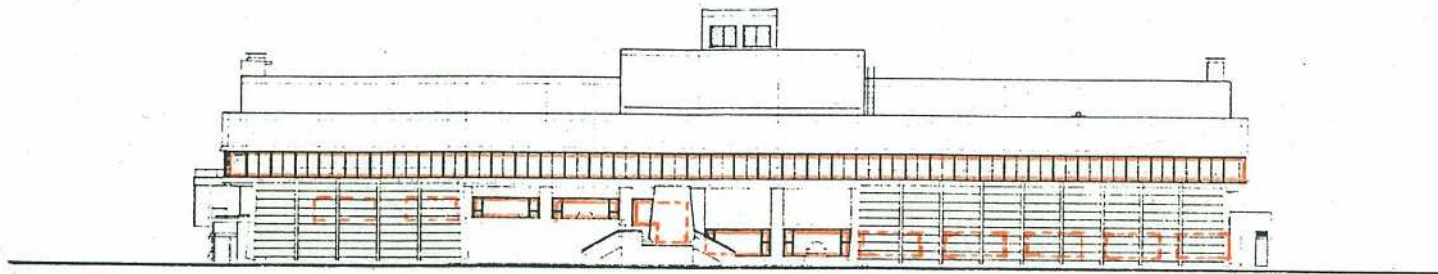


西立面图

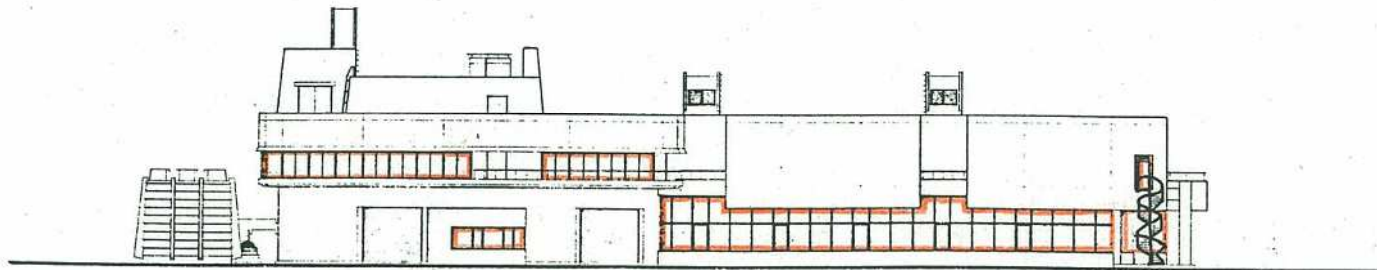


東立面图

水处理棟立面图



北側立面図

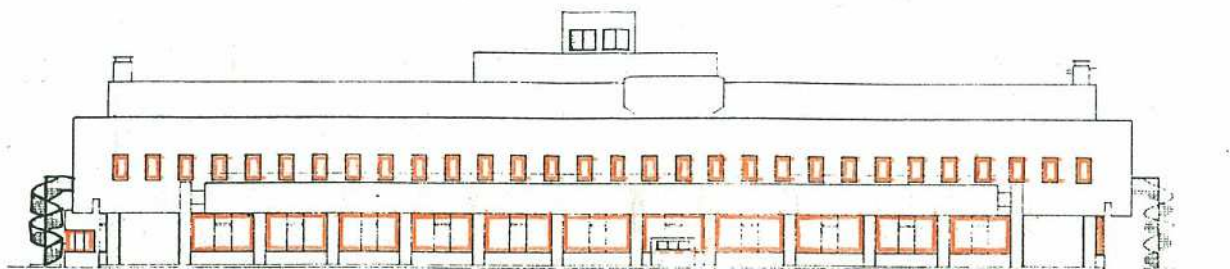


東側立面図

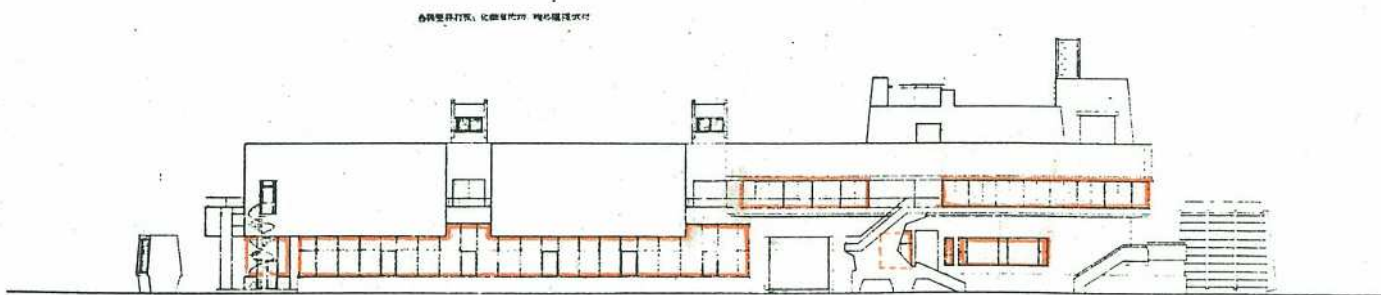
ポンプ棟立面図

尾鷲港ポンプ場完成図
昭和55年 3月

計画名	昭和	年度	第
工事名	尾鷲港ポンプ場第二階設工事		
棟名	字	番	番
階	地上50		
図面番号	114	図	尺
作成者	氏	名	昭和 年 月 日
			昭和 年 月 日
尾鷲港下水道局下水道建設第1号			



北側立面図

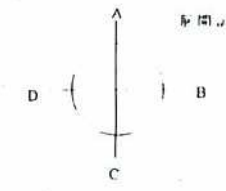
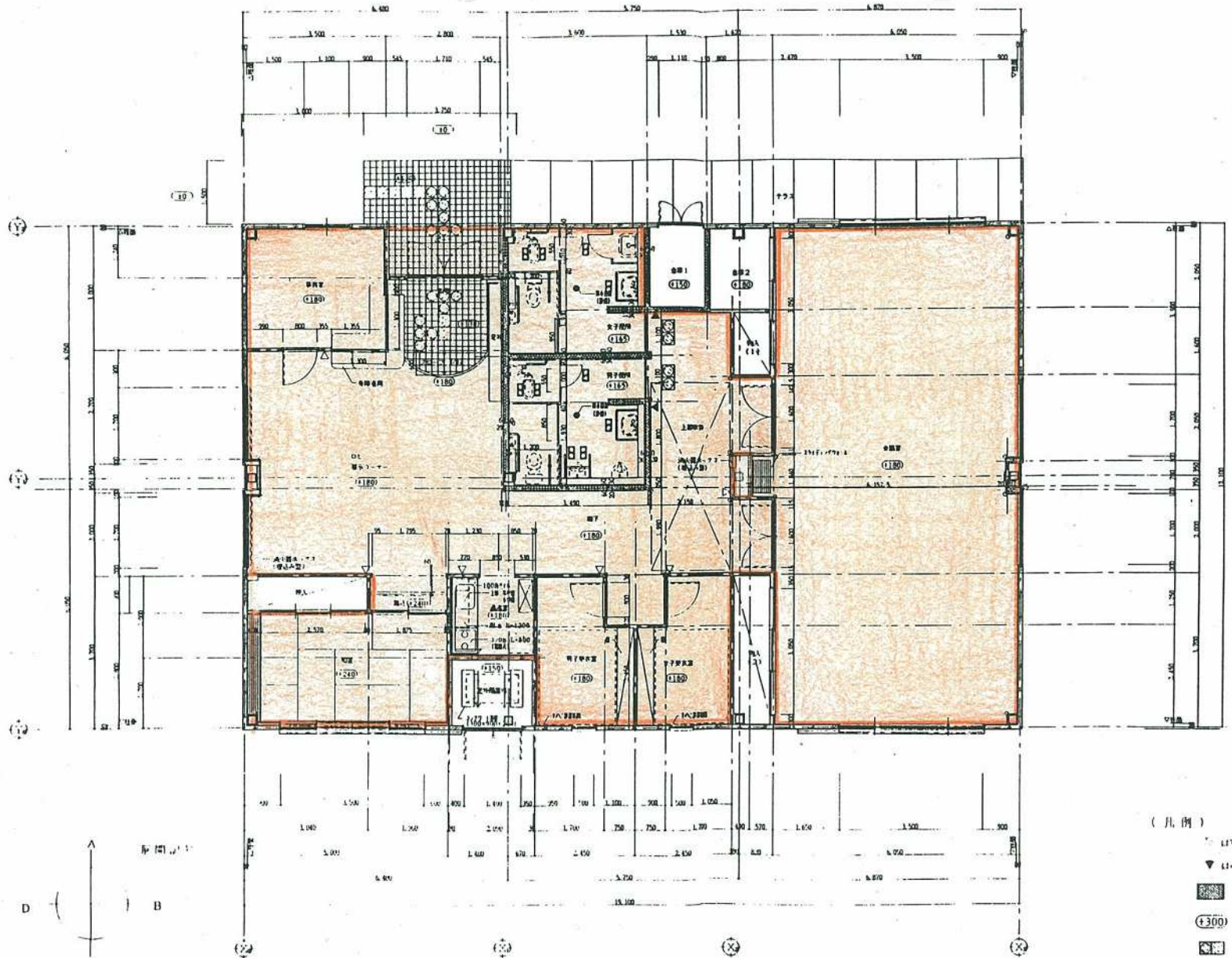


西側立面図

ポンプ棟立面図

尼崎市ポンプ場電気設備
 図号 56 図 3 月

図名	図種	図例	単位
工務名	建築	尼崎市下水道局第二建設工務	
図名	ポンプ棟	西側立面図	
図号	115	編 次	1
図尺	1/6	縮 小	縮 小
			昭和 年 月 日
尼崎市下水道局下水道建設部 1 号			

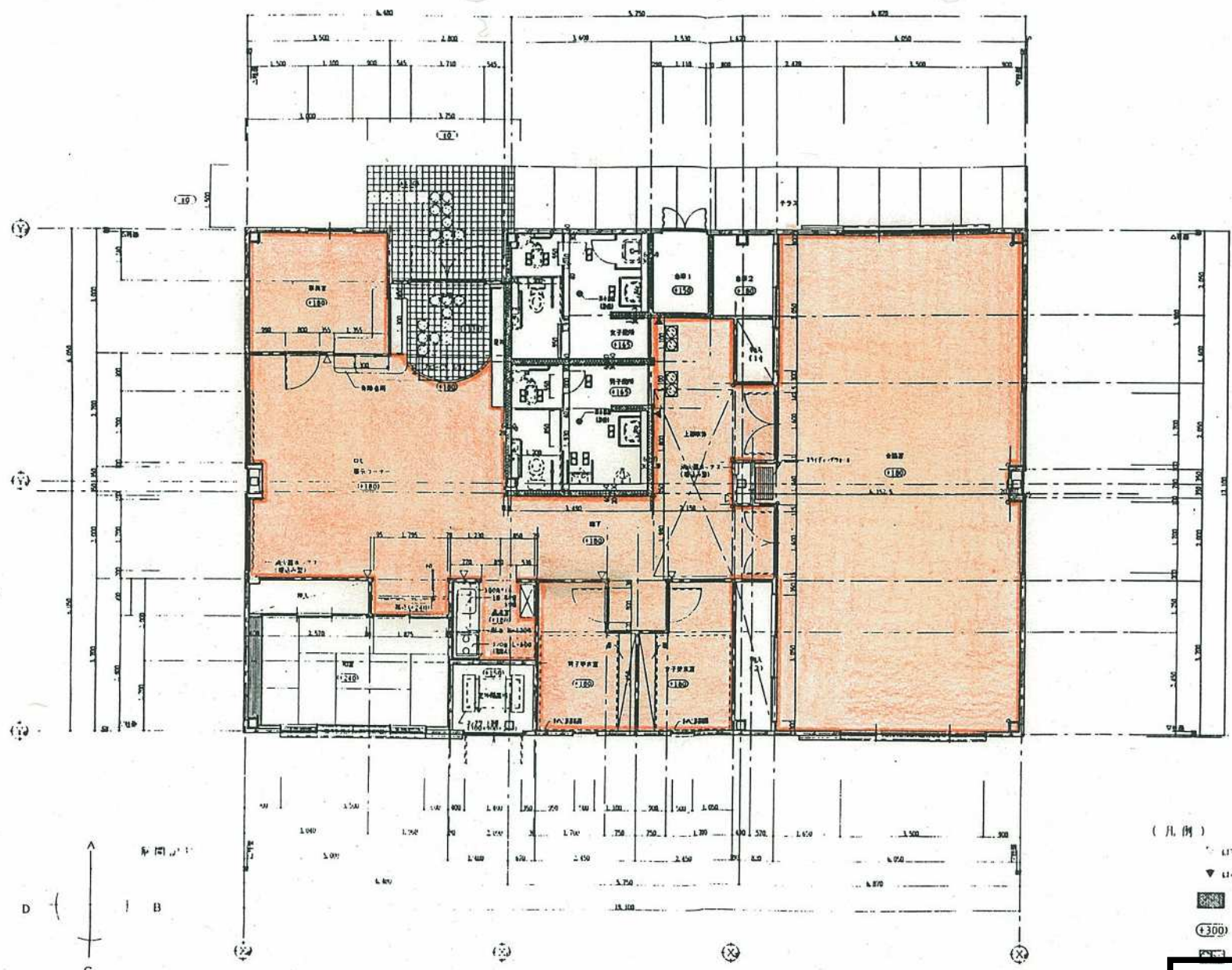


- (凡例)
- 以数字表示 数字高: 楼层H+100
 - ▼ 以数字表示 数字高: FL+1.400
 - 内部は、コールドフローを示す。
 - ①300 以数字GLからの高さを示す。
 - 以数字ブロック300 (使用内は150) を示す。

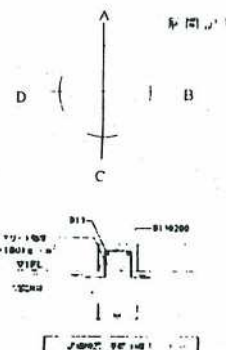
管理事務所
 日常清掃実施区分(月2回)206.8㎡

屋上広場管理事務所

〒470-0192 愛知県津島市上本島津島		図番	A-14
設計	株式会社 豊田建設	図名	管理事務所1階平面図
監理	株式会社 豊田建設	縮尺	1/100
株式会社 豊田建設		豊田建設事務所	
Bijl Architecten Office co., Ltd. 2008			



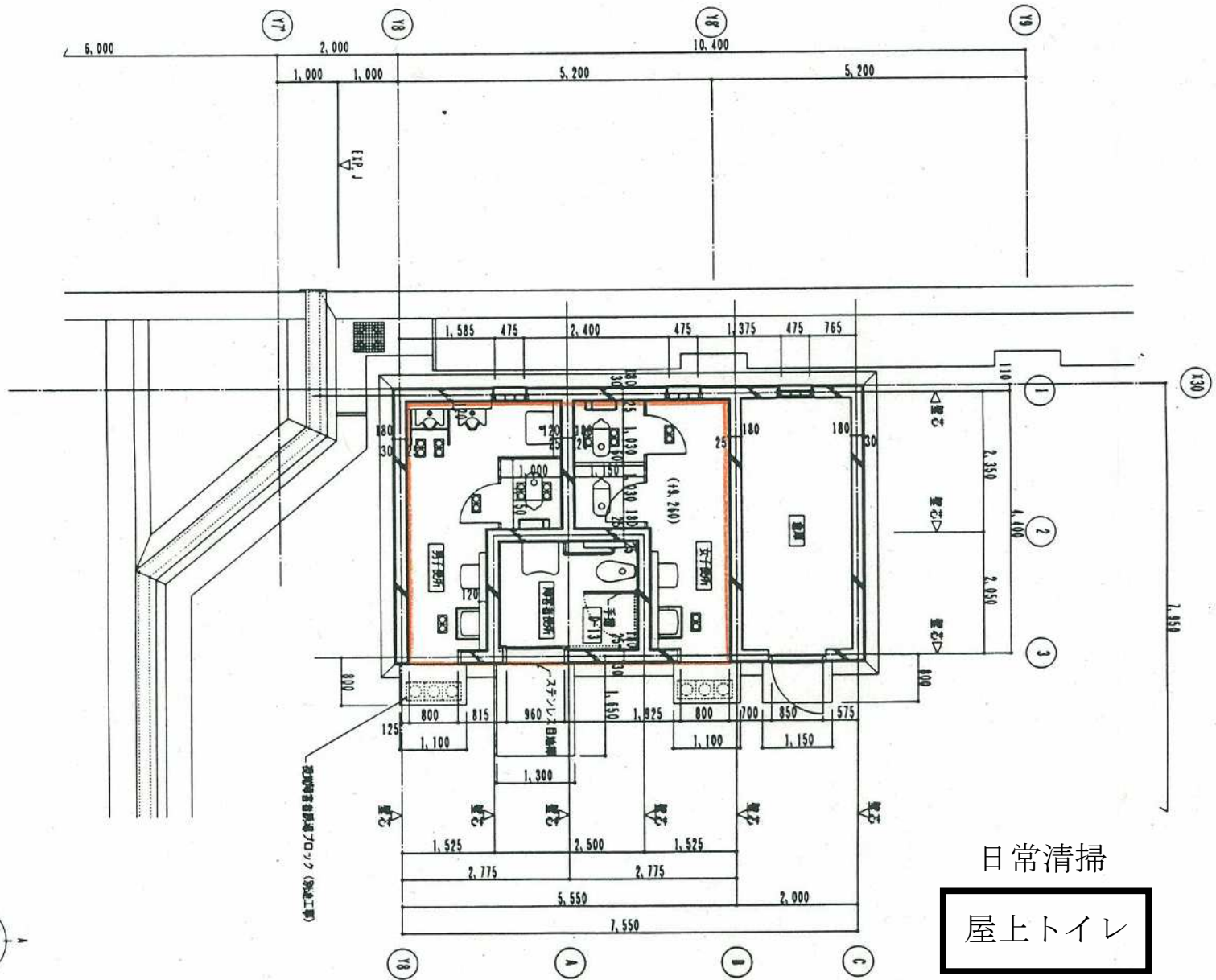
- (凡例)
- (凡例) 示す 取付高: 標準H+1000
 - ▼ (凡例) 示す取付高: 取付高: F.L.+1,400
 - (凡例) 示す 内部仕上: コーティング仕上げを示す。
 - (300) (凡例) 示す 取付高: 取付高を示す。
 - (凡例) 示す 取付高: 取付高: F.L.+1,500



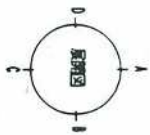
管理事務所
 定期清掃実施区分 床面清掃(ワックス仕上)年2回157.7㎡

屋上広場管理事務所

1. 名称		2. 所在地		3. 用途	
4. 面積		5. 床面積		6. 階数	
7. 竣工年月		8. 設計者		9. 施工者	
10. 清掃年度		11. 清掃回数		12. 清掃面積	
13. 備考					



屋上トイレ 平面詳細図



東部浄化センター洗浄沈砂の分析項目及び分析方法

1 概要

本分析は、陸上残土処分において、その処分先である大阪湾広域臨海環境整備センターの処分受入にあたり必要とされる分析項目である。受入れ条件等の変更により分析項目が変更となった場合は、その変更に合わせて対応を行うこと。

2 分析項目

(1) 含有試験

ア 含水率

イ 熱しゃく減量

ウ 油分

(2) 溶出試験

ア アルキル水銀化合物

イ 水銀又はその化合物

ウ カドミウム又はその化合物

エ 鉛又はその化合物

オ 六価クロム又はその化合物

カ 砒素又はその化合物

キ セレン又はその化合物

ク シアン化合物

ケ クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)

3 分析方法

(1) 含水率

昭和52年11月4日環整95号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知の別紙2のIIによること。

(2) 熱しゃく減量

同上

(3) 油分

有姿試料について、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検査方法(昭和49年9月30日環境庁告示第64号)によること。

(4) 溶出試験

土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年8月23日環境庁告示第46号)によること。

以上

天井クレーン検査業務設備一覧表

東部浄化センター

NO. 1 ポンプ棟天井クレーン (性能検査 R11※以降、隔年) (自主検査 R10※以降、隔年)	
つり上げ荷重	15.2 t
定格荷重	主巻15 t 補巻 5 t
スパン	11.45 m
揚程	主巻・補巻 20 m
ワイヤロープ	JISG3525 第18号 B種 裸普通Zより 主巻 Ø16 6本掛 破断力 17.6 t 全長 137.8m 補巻 Ø12.5 4本掛 破断力 10.8 t 全長 90.2m
電動機・速度	巻上 主巻 2 m/分 8.5 kW 補巻 2 m/分 2.5 kW 横行 10 m/分 1.5 kW 走行 20 m/分 1.5 kW
電源	AC 220V 60Hz
操作方法	床上押釦操作
安全装置	過巻防止リミットスイッチ
ゲーター	長さ11.95 m 高さ13.141 m
NO. 2 ポンプ棟天井クレーン (性能検査 R11※以降、隔年) (自主検査 R10※以降、隔年)	
つり上げ荷重	10.1 t
定格荷重	10 t
スパン	3.5 m
揚程	15 m
ワイヤロープ	JISG3525 第18号 B種 裸普通Zより
電動機・速度	巻上 2 m/分 6.3 kW 横行 10 m/分 0.75 kW
電源	AC 100V 60Hz
操作方法	床上押釦操作
安全装置	過巻防止リミットスイッチ
ゲーター	長さ3.87 m 高さ 7.673 m
NO. 1・NO. 2 沈砂池天井クレーン (性能検査 R10※以降、隔年) (自主検査 R11※以降、隔年)	
つり上げ荷重	5.1 t
定格荷重	5 t
スパン	8.05 m (NO. 2 8.55 m)
揚程	14 m
ワイヤロープ	SUS 19×7 普通Zより B種
電動機・速度	巻上 8 m/分 7 kW 横行 25 m/分 0.6 kW 走行 25 m/分 0.8 kW
電源	AC 220V 60Hz
操作方法	床上押釦操作
安全装置	過巻防止リミットスイッチ

脱臭設備保守点検業務 実施要領

1. 概要

施設周辺住民及び来場者から臭気に関する苦情が生じないように、並びに、施設内の腐食性ガスを除去し施設・設備腐食の軽減を図るよう、次の脱臭設備について、活性炭の交換、点検清掃、臭気分析、その他必要な作業を行う。

2. 対象設備と実施年度

別紙参照

3. 業務内容

(1) 保守点検業務

ア 施工前の状態確認

・脱臭ファンの電流値・振動・騒音等の測定及び脱臭塔差圧等の測定を行うこと。

イ 使用済み活性炭の抜取及び充填

・使用している活性炭の再生又は交換

(再生時に減量している場合は、既設活性炭と同等以上の活性炭を補充すること)

・使用している活性炭の再生証明書を提出すること。

・納入する活性炭は、銘柄、性能(充填密度、硬度、粒度等)を事前に確認したうえ、報告書には試験成績書を添付すること。

ウ 脱臭塔本体(内外面)、カートリッジ、脱臭ファン、ミストセパレータの清掃、点検、及びカートリッジが劣化・ひび割れ等使用に耐えない場合は取替えを行うこと。

(パッキン・PE ネット交換含む)

オ ドレン管、ドレン弁の腐食等状況、機能確認

カ 施工後の状態確認

・脱臭ファンの電流値・振動・騒音等の測定及び脱臭塔差圧等の測定を行うこと。

(2) 臭気分析業務

保守点検業務終了後に、脱臭塔の入口及び出口にて次の項目の臭気分析を行う。

ア 分析項目及び数量

・アンモニア	2 検体/台
・硫化水素	2 検体/台
・メチルメルカプタン	2 検体/台
・硫化メチル	2 検体/台
・二硫化メチル	2 検体/台
・トリメチルアミン	2 検体/台

イ 分析方法

昭和47年度環境庁告示第9号による。

分析結果書類の提出にあたっては、計量証明書を提出すること。

以 上

別紙：対象設備と実施年度

(1) 東部浄化センター

(○：本委託にて実施)

脱臭設備	仕様等	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	備考	(参考)前回交換
水処理棟 No.2	300 m ³ /min			○				○				1回/4年程度	R4
水処理棟 No.3	300 m ³ /min				○				○			1回/4年程度	R5
水処理棟 No.4	300 m ³ /min	○				○				○		1回/4年程度	R1
沈砂池汚水系	80 m ³ /min	○				○				○		1回/4年程度	H30
沈砂池雨水系	80 m ³ /min		○				○				○	不定期	H19
汚泥処理棟	15 m ³ /min	○				○				○		1回/4年程度	H30
沈砂洗浄棟	14 m ³ /min		○				○				○	不定期	H18

※付属設備として、脱臭ファン、ミストセパレータ、機器周りダクト・配管を含む

(2) 中在家中継ポンプ場

(○：本委託にて実施)

脱臭設備	仕様等	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	備考	(参考)前回交換
管理棟	60 m ³ /min		○				○				○	1回/4年程度	H29
雨水棟	50 m ³ /min		○				○				○	不定期	H27

※付属設備として、脱臭ファン、ミストセパレータ、機器周りダクト・配管を含む

中在家中継ポンプ場圧送管電気防食装置点検業務 実施要領

○業務内容

(1) 対象管路

汚水圧送管 φ1200×約 5m(鋼管) 水管橋北埋設部(No. 0)

φ1200×約 1m(鋼管) 水管橋南埋設部(No. 1)

φ1200×約598m(鋼管) 築地地内一般埋設部(No. 2～5)

外面塗覆装：アスファルトビニロンクロス2回塗1回巻2重巻(t≧5.0mm)

(2) 点検対象装置

電気防食装置(流電陽極方式・Mg合金陽極)等 6カ所

測定場所	設置状況
No. 0 (水管橋北)	4.18kg/本×8本(リード線8本)
No. 1 (水管橋南)	8kg/本×7本(リード線7本)
No. 2	13.4kg/本×13本(リード線6本)
No. 2-2	13.4kg/本×推定13本(リード線6本)
No. 3	13.4kg/本×13本(リード線6本)
No. 4	8kg/本×6本(リード線10本)
No. 5 (鋼管終端(空気抜き弁))	-

(参考) 令和5年度 点検結果概要

表・1 点検結果概要

測定点 №	管対地電位 (P/S)測定	陽極発生 (MgI)電流測定	陽極単極 電位測定	接続箱および リード線 結線部の点検	備考
0	○	○	○	○	プローブ電流○(流入)
1	○	○	×	○	Mgリード線1本の断線
2	○	○	○	△	接続箱の道路仕様と取替え要
2-2	○	○	○	△	接続箱の道路仕様と取替え要
3	○	○	○	△	接続箱の道路仕様と取替え要
4	○	○	○	△	接続箱の道路仕様と取替え要
5	○	-	-	○	空気弁

評価 ○：異常無 △：検討の必要有り(今後留意) ×：異常有り(対策要)

以上

中在家中継ポンプ場 水管橋定期点検業務 実施要領

○業務内容

(1) 対象施設 中在家中継ポンプ場水管橋

- 添加配管 (1)汚水圧送管 STPY φ1200・空気抜き弁・クローザージョイント
(市管理) (2)ろ過水管 SGP Φ100・空気抜き弁
(3)光ケーブル Φ10

(2) 点検方法

目視、触診及びピストンハンマーによる打診により、損傷程度の評価を行う。また、外観性状の記録のため写真撮影を行う。異常箇所は別途写真撮影を行う。

詳細は厚生労働省「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」による。

なお、目視点検は直接目視、点検鏡及び双眼鏡を用いて視認可能な範囲とする。

(3) 点検水準

(1) 外面塗装の点検

外面塗装は、右岸、配管部、左岸のそれぞれの場所で、頂部、側部(上流)、側部(下流)、底部の各部位について「景観性」、「防食性」の2点から点検を行う。

配管部は、点検する区間を1口径間ごとに設定して点検を行うものとし、目視により明らかに異常がある箇所は、随時点検を行う。

- ・「景観性」については、白亜化、変退色、汚れ、外観の4点の点検を行う。
- ・「防食性」については、さび、はがれ、われの3点の点検を行う。

(2) 上部構造物の点検

上部構造物は、水管橋の構造をなすもの(管体、補構部材、リングサポート、沓(くつ)、伸縮管、落橋防止装置、ブラケット、空気弁等)と付属する構造物(管理歩廊、侵入防止柵等)を以下により点検する。

・水管橋の構造物、および付属する構造物

点検は、漏水、腐食、変形、破損の有無や、設置状態について点検する。

詳細の点検内容については、様式 水管橋-2 のとおりとする。

・橋台類の点検

水管橋を指示する橋台、橋脚、防衝杭などの橋台類の点検は、躯体のひび割れ、鉄筋の露出、沈下などを点検するとともに、設置状態として管理用地における不法投棄、無断使用について確認を行うものとする。

詳細の点検内容については、様式 水管橋-3 のとおりとする。

(4) 作業責任者の資格要件

本業務を行う者は、次の要件を満たすものとする。

- ・水道管路施設管理技士または同等以上の業務経験を有するもの
- ・受託者（契約書の規定により再委託した場合は、再委託先の事業者）と恒常的な雇用関係にあるもの

(5) 業務報告

点検によって見つけた異常箇所は、その状態を速やかに報告すること。

また、受託者は点検結果を別紙の点検記録表に記入し、提出すること。

- ・点検記録表（別紙参照）

様式 水管橋台帳

様式 水管橋-1 水管橋点検記録表（外面塗装の点検）

様式 水管橋-2 水管橋点検記録表（構造部材の点検）

様式 水管橋-3 水管橋点検記録表（橋台類の点検）

- ・写真帳
- ・電子データ
- ・その他必要書類

(6) その他

- ・当該水管橋には、兵庫県管理の送泥管（DIPΦ150）が添架されており、送泥管に係る外観異常・不具合等があれば報告すること。

以上

水管橋-台帳

全景

写真

右岸

写真

左岸

写真

必要に応じて、撮影箇所を追加する事。

様式 水管橋-1 水管橋点検記録表（外面塗装の点検）

水管橋点検記録表（外面塗装の点検）

水管橋-1

点検年月日	年 月 日
-------	-------

台帳No		点検結果	定期点検
所在地		景観性	定期点検
塗装履歴		防食性	定期点検
最終塗装		担当者	

番号	場所	部位	景観性				合計	総合評価 【劣化指数】
			白亜化	変退色	汚れ	外観		
①	右岸	頂部						
		側部（上流）						
		側部（下流）						
		底部						
②	配管部	頂部						
		側部（上流）						
		側部（下流）						
		底部						
③	左岸	頂部						
		側部（上流）						
		側部（下流）						
		底部						
判定（平均値による評価）							0	

番号	場所	部位	防食性			合計	総合評価 【劣化指数】
			さび	はがれ	われ		
①	右岸	頂部					
		側部（上流）					
		側部（下流）					
		底部					
②	配管部	頂部					
		側部（上流）					
		側部（下流）					
		底部					
③	左岸	頂部					
		側部（上流）					
		側部（下流）					
		底部					
判定（平均値による評価）						0	

部位	詳細特記	足場要否

総合評価【劣化指数】	=[1-項目別評価点の合計/3点(満点) × 項目数] × 100		点検者			
景観性	{1 - /{(3×4)} × 100 =	0	定期点検	課長	係長	監督員
防食性	{1 - /{(3×3)} × 100 =	0	定期点検			
管理区分	定期点検					

様式 水管橋-2 水管橋点検記録表（構造部材の点検）

水管橋点検記録表（構造部材の点検）

水管橋-2

点検年月日	年 月 日
-------	-------

台帳No		点検結果	定期点検
所在地		担当者	

部位	点検内容	評価	特記
管体（送水部）	漏水	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
	変形	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
リングサポート サドルサポート	腐食	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
	傾き	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
	変形	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
	破損	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
	アンカーボルトの状態	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
ブラケット	Uバンドの状態	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
	腐食	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
	傾き	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
	破損	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
	ボルトの緩み・脱落	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
沓 （アンカーボルト）	移動可能量	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
	腐食	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
	変形	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
	破損	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
	アンカーボルトの緩み	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
	コンクリート部のクラック	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
伸縮管（継輪）	漏水	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
	腐食	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
	異常変形（伸び、縮み）	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
空気弁	漏水	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
	フランジ部の腐食	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
管理歩廊	腐食	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
	変形	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
	破損	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
補構部材 （送水部以外）	腐食	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
	変形	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
	破損	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
	溶接部のわれ	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
落橋防止	腐食	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
	変形	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
	破損	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
	ボルトの状態	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
	ケーブルの状態	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	

詳細特記：

評価区分 A：劣化・損傷なし B：軽微な劣化・損傷あり（次回の点検で再確認・評価） C：劣化・損傷あり（重点管理、早急な対応が必要） N：未点検又は不明（具体的理由を記入）	点検者		
	課長	係長	監督員

様式 水管橋-3 水管橋点検記録表（橋台類の点検）

水管橋点検記録表（橋台類の点検）

水管橋-3

点検年月日	年 月 日
-------	-------

台帳No		点検結果	定期点検
所在地		担当者	

部位	点検内容	評価	特記
橋台（右岸）	コンクリート部のひび割れ	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
	コンクリートの破損	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
	鉄筋の露出	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
	沈下	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
	変位・傾き	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
橋台（左岸）	コンクリート部のひび割れ	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
	コンクリートの破損	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
	鉄筋の露出	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
	沈下	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
	変位・傾き	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
橋脚	コンクリート部のひび割れ	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
	コンクリートの破損	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
	鉄筋の露出	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
	沈下	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
	変位・傾き	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
橋脚	コンクリート部のひび割れ	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
	コンクリートの破損	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
	鉄筋の露出	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
	沈下	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
	変位・傾き	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
橋脚	コンクリート部のひび割れ	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
	コンクリートの破損	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
	鉄筋の露出	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
	沈下	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
	変位・傾き	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
防衛杭	コンクリート部のひび割れ	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
	コンクリートの破損	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
	鉄筋の露出	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
	沈下	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
	変位・傾き	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> N	
管理用地	不法投棄	<input type="checkbox"/> 異常無し <input type="checkbox"/> 異常有り	
	無断使用	<input type="checkbox"/> 異常無し <input type="checkbox"/> 異常有り	
	フェンス類の破損	<input type="checkbox"/> 異常無し <input type="checkbox"/> 異常有り	

詳細特記：

評価区分

- A：劣化・損傷なし
- B：軽微な劣化・損傷あり（次回の点検で再確認・評価）
- C：劣化・損傷あり（重点管理、早急な対応が必要）
- N：未点検又は不明（具体的理由を記入）

点検者

課長	係長	監督員

計画修繕業務仕様書

第1章 総 則

1. 概要・目的

本仕様書は、対象施設に設置された各設備について、機能維持故障予防を目的とした計画修繕の実施内容を定めるものである。修繕時期については、委託者が想定しているものであり、受託者は点検結果等を踏まえ提案できる。

2. 注意事項

- (1) 産業廃棄物については適正に処分した上で、マニフェストの写しを本市に提出すること。
- (2) 法令で定められた各種監督庁への報告・許認可申請、検査等の手続き及び事務等は、委託者の指示通り本市名義で代行すること。なお、これに要する費用は受託者の負担とする。また、監督官庁からの設備の変更、改善を命じられた場合は、指示に従い処置すること。
- (3) 施行中、騒音、振動等が発生するおそれがある場合は事前に連絡すること。

第2章 ポンプ設備

1. 対象設備及び修繕時期

対象設備、修繕時期については、別表1「ポンプ設備計画修繕対象設備一覧」のとおりとし、付帯する補器類一式も含むものとする。ただし、運転状況、設置環境及びメーカー基準に基づき適宜調整するものとする。

2. 業務内容

(1) 施工前の状態確認

施工前に試運転を行い、整備前の状態確認を行うこと。

(2) 分解点検

ポンプの分解を行い、以下の確認を実施すること。

また点検の結果、異常が認められた場合は、適宜修繕等対応を行うこと。

- ・摩耗、腐食、損傷の有無
- ・インペラおよびケーシングの状態
- ・シャフトの振れおよび偏摩耗

(3) 部品交換

以下の部品について、必要に応じて交換を行うこと。

- ・消耗品（ガスケット、Oリング 等）
- ・軸封部品（メカニカルシール、パッキン 等）
- ・軸受部（ベアリング 等）

※交換の要否はメーカー基準および測定結果に基づき判断すること

(4) 調整・組立

以下を基本に必要な調整を適切に実施すること

- ・芯出し（ポンプー電動機間）
- ・軸封部調整

(5) 試運転調整

修繕後は、対象設備の運転状態を確認するため試運転を実施すること。

なお、運転状態に異常が認められる場合は、原因を確認のうえ必要な調整、再整備等を実施し、正常な状態となるまで対応すること。

第3章 雨水ポンプ用及び発電機用エンジン設備

1. 対象設備及び修繕時期

対象設備、修繕時期については、別表2「雨水ポンプ用及び発電機用エンジン設備計画修繕対象設備一覧」のとおりとし、付帯する補器類一式も含むものとする。ただし、運転状況、設置環境及びメーカー基準に基づき適宜調整するものとする。

2. 業務内容

(1) 施工前の状態確認

施工前に試運転を行い、整備前の状態確認を行うこと。

(2) 分解点検

エンジンの分解を行い、修繕時期に応じた点検を実施すること。

また点検の結果、異常が認められた場合は、適宜修繕等対応を行うこと。

(3) 部品交換

修繕時期に応じた部品交換を行うこと。

※交換の要否はメーカー基準および測定結果に基づき判断すること

(4) 調整・組立

以下を基本に必要な調整を適切に実施すること

・芯出し

(5) 試運転調整

修繕後は、対象設備の運転状態を確認するため試運転を実施すること。

なお、運転状態に異常が認められる場合は、原因を確認のうえ必要な調整、再整備等を実施し、正常な状態となるまで対応すること。

第4章 ブロワ設備

1. 対象設備及び修繕時期

対象設備、修繕時期については、別表3「ブロワ設備計画修繕対象設備一覧」のとおりとし、付帯する補器類一式も含むものとする。ただし、運転状況、設置環境及びメーカー基準に基づき適宜調整するものとする。

2. 業務内容

(1) 施工前の状態確認

施工前に試運転を行い、整備前の状態確認を行うこと。

(2) 分解点検

ブロワの分解を行い、以下の確認を実施すること。

また点検の結果、異常が認められた場合は、適宜修繕等対応を行うこと。

・摩耗、腐食、損傷の有無

・ローターおよびケーシング、軸受部、インレットベーン、給油装置の状態

・ローターの振れおよび偏摩耗

(3) 部品交換

以下の部品について、必要に応じて交換を行うこと。

・消耗品（ガスケット、Oリング等）

- ・カップリング部品（ボルト、ナット 等）
 - ・ベーンコントロール軸受部（ベアリング 等）
- ※交換の要否はメーカー基準および測定結果に基づき判断すること

(4) 調整・組立

以下を基本に必要な調整を適切に実施すること

- ・芯出し（ブロワー電動機間）

(5) 試運転調整

修繕後は、対象設備の運転状態を確認するため試運転を実施すること。

なお、運転状態に異常が認められる場合は、原因を確認のうえ必要な調整、再整備等を実施し、正常な状態となるまで対応すること

第5章 電動機設備

1. 対象設備及び修繕時期

対象設備、修繕時期については、別表4「電動機設備計画修繕対象設備一覧」のとおりとし、付帯する補器類（始動制御器・抵抗器含む）も含むものとする。ただし、運転状況、設置環境、メーカーによる部品供給終了情報及びメーカー基準に基づき適宜調整するものとする。

2. 整備の基本方針

- (1) メーカー年次点検の指摘事項を考慮し、各機器の状態に応じた整備内容とすること。
- (2) 整備品質については、「3. 業務内容」に示す整備実績を参考に機能回復を実現すること。

整備内容や実施時期については、委託者の承諾を受けた上で実施すること。

3. 業務内容

以下は、令和6年度に実施した「東部浄化センターH 幹線 No.4 汚水ポンプ用電動機等修繕工事」時に実施した内容である。別紙に示す設備に対し、同等以上の作業を実施すること。

- | | |
|-------------------------------------|-----|
| (1) 電動機搬出入（解線・結線含む） | 1 式 |
| (2) 整備前巻線抵抗測定、絶縁抵抗測定、外観検査 | 1 式 |
| (3) 整備前無負荷試験（振動、油漏れ、異音） | 1 式 |
| (4) 固定子コイル・鉄心洗浄、乾燥、ワニス処理（ディップ及び仕上げ） | 1 式 |
| (5) 固定子鉄心・コイル・楔・リード線点検 | 1 式 |
| (6) 固定子絶縁診断（整備前後の2回） | 1 式 |
| (7) 回転子洗浄、乾燥、ワニス処理（仕上げ） | 1 式 |
| (8) 回転子軸端・ジャーナル寸法測定手入れ | 1 式 |
| (9) 軸受交換、油切類点検清掃 | 1 式 |
| (10) 軸受ブラケット点検・手入れ | 1 式 |
| (11) 軸受座金・ナット交換 | 1 式 |
| (12) 軸受フェルトパッキン交換 | 1 式 |
| (13) パッキン・ボルト類交換、端子箱・カバー類点検、付属品点検 | 1 式 |
| (14) ダイアル温度計取替 | 1 式 |
| (15) スペースヒータ点検 | 1 式 |

(16)	パルス発信機外観点検清掃	1式
(17)	パルス発信機用カップリング外観点検清掃	1式
(18)	整備後（巻線抵抗、絶縁抵抗、無負荷試験、軸受温度、振動測定）	1式
(19)	整備後高圧巻線耐電圧試験	1式
(20)	工場立合検査	1式
(21)	外面3種ケレン後、補修塗装（全体上塗りのみ）	1式
(22)	試運転調整	1式

第6章 発電機設備

1. 対象設備及び修繕時期

対象設備、修繕時期については、別表5「発電機設備計画修繕対象設備一覧」のとおりとし、付帯する補器類も含むものとする。ただし、運転状況、設置環境、メーカーによる部品供給終了情報及びメーカー基準に基づき適宜調整するものとする。

2. 整備の基本方針

- (1) メーカー年次点検の指摘事項を考慮し、各機器の状態に応じた整備内容とすること。
 - (2) 整備品質については、「3. 業務内容」に示す整備実績を参考に機能回復を実現すること。
- 整備内容や実施時期については、委託者の承諾を受けた上で実施すること。

3. 業務内容

以下は、令和3年度に実施した「高田中継ポンプ場非常用発電機修繕工事」時に実施した内容である。別紙に示す設備に対し、同等以上の作業を実施すること。

- (1) 仮設発電機搬入据付等
- (2) 発電機撤去、搬出、搬送
- (3) 発電機分解、点検、清掃
- (4) 固定子電気検査、洗浄、乾燥、赤ワニス仕上、目視確認
- (5) 回転子電気検査、洗浄、乾燥、赤ワニス仕上、目視確認
- (6) 軸受ブラケット、ブラケットカバー他清掃、点検、手入れ、劣化部品交換
- (7) 回転整流装置清掃、点検、手入れ、部品交換
- (8) 励磁機電気検査、洗浄、乾燥、赤ワニス仕上、目視確認
- (9) 固定子巻線絶縁診断（整備後）
- (10) 軸受点検、発電機組立
- (11) 社内試験（工場検査がある場合は工場検査等を含む）
- (12) 外面塗装
- (13) 発電機搬送、搬入、据付
- (14) 発電機試運転（別途工事の発電機用エンジン整備工事後に実施）
- (15) 仮設発電機撤去搬出等

第7章 蓄電池設備

1. 対象設備及び修繕時期

対象設備、修繕時期については、別表6「蓄電池設備計画修繕対象設備一覧」のとおりとし、付帯する補器類も含むものとする。ただし、運転状況、設置環境、メーカーによる部品供給終了情報及びメーカー基準に基づき適宜調整するものとする。

2. 整備の基本方針

- (1) メーカー年次点検の指摘事項を考慮し、各機器の状態に応じた整備内容とすること。
- (2) 整備品質については、「3. 業務内容」に示す整備実績を参考に機能回復を実現すること。
整備内容や実施時期については、委託者の承諾を受けた上で実施すること。

3. 業務内容

以下は、令和3年度に実施した「東部浄化センター無停電電源装置等修繕工事」時に実施した内容である。別紙に示す設備に対し、同等以上の作業を実施すること。

- (1) 長寿命型制御弁式据置鉛蓄電池 一式
 (定格容量10時間率：50Ah 公称電圧：12V)
- (2) 充電器盤内制御基板 一式
- (3) インバータ盤内制御基板 一式

以 上

別表1：ポンプ設備計画修繕対象設備一覧

(1) 東部浄化センター

(○：本委託にて実施)

ポンプ設備	仕様等	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	備考	(参考)前回整備
H-No. 1 汚水ポンプ	Φ900×19.2m 110 m ³ /min					○						1回/10年程度	R4
H-No. 2 汚水ポンプ	Φ700×19.2m 60 m ³ /min									○		1回/10年程度	H28 (R8-9 予定)
H-No. 3 汚水ポンプ	Φ700×19.2m 60 m ³ /min										○	1回/10年程度	H29 (R9 予定)
H-No. 4 汚水ポンプ	Φ700×19.2m 60 m ³ /min							○				1回/10年程度	R6
J-No. 1 汚水ポンプ	Φ350×15.0m 12 m ³ /min					○						1回/10年程度	(R3 更新)
J-No. 2 汚水ポンプ	Φ350×15.0m 12 m ³ /min						○					1回/10年程度	(R3 更新)
H-No. 1 雨水ポンプ	Φ1200×15.0m 203 m ³ /min											R9, 10 更新予定(更新は対象外)	
H-No. 2 雨水ポンプ	Φ1200×15.0m 203 m ³ /min											R10, 11 更新予定(更新は対象外)	
H-No. 3 雨水ポンプ	Φ1500×15.0m 317 m ³ /min											R11, 12 更新予定(更新は対象外)	
H-No. 4 雨水ポンプ	Φ1500×15.0m 317 m ³ /min											R12, 13 更新予定(更新は対象外)	
J-No. 1 雨水ポンプ	Φ1100×12.0m 155 m ³ /min											1回/20年程度	

J-No. 2 雨水ポンプ	Φ 1100×12.0m 155 m ³ /min												1 回/20 年程度	R6
J-No. 3 雨水ポンプ	Φ 1100×12.0m 155 m ³ /min									○			1 回/20 年程度	H28

(2) 中在家中継ポンプ場

(○：本委託にて実施)

ポンプ設備	仕様等	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	備考	(参考)前回交換
管理棟 No. 1 汚水ポンプ	Φ 500×22.0m 35 m ³ /min		○									1 回/10 年程度	H28
管理棟 No. 2 汚水ポンプ	Φ 500×22.0m 35 m ³ /min			○								1 回/10 年程度	H29
管理棟 No. 3 汚水ポンプ	Φ 700×22.0m 69 m ³ /min				○							1 回/10 年程度	H30
管理棟 No. 4 汚水ポンプ	Φ 700×22.0m 69 m ³ /min					○						1 回/10 年程度	R1
管理棟 No. 1 雨水ポンプ	Φ 1500×10.0m 311 m ³ /min											1 回/20 年程度	R1
管理棟 No. 2 雨水ポンプ	Φ 1500×10.0m 311 m ³ /min								○			1 回/20 年程度	H27
管理棟 No. 3 雨水ポンプ	Φ 1500×10.0m 311 m ³ /min										○	1 回/20 年程度	H29
雨水棟 No. 1 雨水ポンプ	Φ 1200×7.5m 245 m ³ /min											1 回/20 年程度	(R1 更新)
雨水棟 No. 2 雨水ポンプ	Φ 1500×7.4m 372 m ³ /min										○	1 回/20 年程度	(H29 更新)
雨水棟 No. 3 雨水ポンプ	Φ 1500×7.4m 372 m ³ /min											1 回/20 年程度	(H30 更新)

雨水棟 No. 4 雨水ポンプ	Φ1500×7.4m 372 m ³ /min											○		1回/20年程度	(H28更新)
-----------------	---------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	----------	---------

(3) 東部雨水ポンプ場

(○：本委託にて実施)

ポンプ設備	仕様等	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	備考	(参考)前回交換
No. 1 雨水ポンプ	Φ1400×6.0m 240 m ³ /min	○										1回/20年程度	
No. 2 雨水ポンプ	Φ1400×6.0m 240 m ³ /min											1回/20年程度	
No. 3 雨水ポンプ	Φ1400×6.0m 240 m ³ /min											1回/20年程度	
No. 4 雨水ポンプ	Φ1350×6.6m 310 m ³ /min											1回/20年程度	(R4更新)
No. 5 雨水ポンプ	Φ1400×6.0m 240 m ³ /min											1回/20年程度	
No. 6 雨水ポンプ	Φ1400×6.0m 240 m ³ /min											1回/20年程度	
No. 7 雨水ポンプ	Φ1000×12.0m 125 m ³ /min		○									1回/20年程度	
No. 8 雨水ポンプ	Φ800×12.0m 90 m ³ /min			○								1回/20年程度	
No. 9 雨水ポンプ	Φ800×12.0m 90 m ³ /min			○								1回/20年程度	H25

別表2：雨水ポンプ用及び発電機用エンジン設備計画修繕対象設備一覧

表中のD点検、F点検はヤンマーエネルギーシステム㈱が示すエンジンの整備内容である。

業務期間内の更新工事等により、当該メーカー以外のエンジンが導入された場合においては、現状の点検内容を考慮しエンジンメーカー及び委託者と協議を行い、点検整備内容・実施時期の調整を行うこと。

(1) 東部浄化センター

(○：本委託にて実施)

エンジン設備	仕様等	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	備考	(参考)前回整備
J-No. 2 雨水ポンプ用	6N165L-EN 470PS			○ D点検						○ F点検		ヤンマーディーゼル㈱製	R6：F点検
J-No. 3 雨水ポンプ用	6UAL-UT 720PS				○ D点検						○ F点検	ヤンマーディーゼル㈱製	R7：F点検
No. 1 発電機用	16NHL-ETP 1552kW	○ D点検						○ F点検				ヤンマーパワーテクノロジー ㈱製	R4：改築更新
No. 2 発電機用	16NHL-ETP 1552kW		○ D点検						○ F点検			ヤンマーパワーテクノロジー ㈱製	R4：改築更新
No. 3 発電機用	16NHL-ETP 1552kW			○ D点検						○ F点検		ヤンマーパワーテクノロジー ㈱製	R4：改築更新

(2) 中在家中継ポンプ場

(○：本委託にて実施)

エンジン設備	仕様等	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	備考	(参考)前回整備
雨水棟 No. 2 雨水ポンプ用	AY40L-ET 650kW			○ F点検						○ D点検		ヤンマー㈱製	R6：D点検
雨水棟 No. 3 雨水ポンプ用	AY40L-ET 650kW					○ F点検						ヤンマー㈱製	R8：D点検
雨水棟	AY40L-ET				○						○	ヤンマー㈱製	R7：D点検

No. 4 雨水ポンプ用	640kW				F点検							D点検		
管理棟 No. 1 雨水ポンプ用	M220L-EN 1050PS					○ F点検							ヤンマーディーゼルス(株)製	R8 : D点検
管理棟 No. 2 雨水ポンプ用	M220L-EN 1050PS			○ F点検								○ D点検	ヤンマーディーゼルス(株)製	R6 : D点検
管理棟 No. 3 雨水ポンプ用	M220L-EN 1050PS				○ F点検							○ D点検	ヤンマーディーゼルス(株)製	R7 : D点検
管理棟発電機用	Z280L-GN 1750PS					○ D点検						○ F点検	ヤンマーディーゼルス(株)製	H28 : D点検

(3) 東部雨水ポンプ場

(○ : 本委託にて実施)

エンジン設備	仕様等	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	備考	(参考)前回整備
No. 1 雨水ポンプ用	12ML-T 480PS						○ D点検					ヤンマーディーゼルス(株)製	R4 : D点検
No. 2 雨水ポンプ用	12ML-T 480PS	○ D点検						○ D点検				ヤンマーディーゼルス(株)製	R3 : D点検
No. 3 雨水ポンプ用	12ML-T 480PS					○ D点検						ヤンマーディーゼルス(株)製	R9 : 改築更新予定
No. 4 雨水ポンプ用	6EY18LW 480kW					○ D点検						ヤンマー(株)製	R2 : 改築更新
発電機用	6GAL-ST 1200PS					○ D点検						ヤンマーディーゼルス(株)製	R2 : D点検

別表3：ブロワ設備計画修繕対象設備一覧

(1) 東部浄化センター

(○：本委託にて実施)

ブロワ設備	仕様等	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	備考	(参考)前回整備
No.1 ブロワ	175 m ³ /min				○							1回/10年程度	R3年度
No.2 ブロワ	100 m ³ /min								○			1回/10年程度	R7年度
No.3 ブロワ	100 m ³ /min									○		1回/10年程度	R8年度
No.4 ブロワ	175 m ³ /min						○					1回/10年程度	R5年度

別表4：電動機設備計画修繕対象設備一覧

(1) 東部浄化センター

(○：本委託にて実施、※：市にて改築予定)

揚水設備用電動機	仕様等	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	備考	(参考) 前回交換
H 幹線汚水 No. 1	φ 900、3300V、500kW、12P、F 種					○							R4
H 幹線汚水 No. 2	φ 700、3300V、280kW、10P、F 種									○			R8 実施予定
H 幹線汚水 No. 3	φ 700、3300V、280kW、10P、F 種	○									○		H29
H 幹線汚水 No. 4	φ 700、3300V、280kW、10P、F 種							○					R6
J 幹線汚水 No. 1	φ 350、220V、55kW、6P、F 種					○							R3 改築
J 幹線汚水 No. 2	φ 350、220V、55kW、6P、F 種						○						R3 改築
H 幹線雨水 No. 1	φ 1200、3300V、710kW、16P、F 種	※											
J 幹線雨水 No. 1	φ 1100、3300V、450kW、14P、F 種									○			R9 実施予定

(2) 中在家中継ポンプ場

(○：本委託にて実施)

揚水設備用電動機	仕様等	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	備考	(参考) 前回交換
汚水 No. 1	φ 500、6600V、185kW、8P、F 種					○							R2 改築
汚水 No. 2	φ 500、6600V、185kW、8P、F 種									○			R2 改築
汚水 No. 3	φ 700、6600V、360kW、12P、F 種	○									○		R2 改築
汚水 No. 4	φ 700、6600V、360kW、12P、F 種							○					R2 改築
雨水 No. 1	φ 1200、6600V、430kW、4P、F 種					○							R1 改築

(3) 東部雨水ポンプ場

(○：本委託にて実施)

揚水設備用電動機	仕様等	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	備考	(参考) 前回交換
雨水 No. 5	φ 1400、3300V、330kW、30P、F 種				○								H27 実施
雨水 No. 6	φ 1400、3300V、330kW、30P、F 種					○							H24 実施
雨水 No. 7	φ 1000、3300V、360kW、12P、F 種		○										H28 実施
雨水 No. 8	φ 800、3300V、250kW、10P、F 種			○									H29 実施
雨水 No. 9	φ 800、3300V、250kW、10P、B 種			○									H30 実施

別表 5 : 発電機設備計画修繕対象設備一覧

(1) 東部浄化センター

(○ : 本委託にて実施、※ : 市にて改築予定)

非常用発電機	仕様等	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	備考	(参考) 前回交換
No. 1 発電機	875kVA、1552kW、3300V、4P、F種							○					R4 改築
No. 2 発電機	875kVA、1552kW、3300V、4P、F種								○				R4 改築
No. 3 発電機	875kVA、1508kW、3300V、4P、F種									○			R4 改築

別表6：蓄電池設備計画修繕対象設備一覧

(1) 東部浄化センター

(○：本委託にて実施、※：市にて改築予定)

	仕様等	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	備考	(参考) 前回交換
MV インバータ装置					○								
管理棟 3 階	整流装置				○								R3 改築
	インバータ装置				○								R3 改築
	蓄電池							○					R3 改築
管理棟 1 階発電機室	整流装置					○							R4 改築
	蓄電池										○		R4 改築
管理棟屋外（自家発用）	整流装置					○							R4 改築
	蓄電池										○		R4 改築
汚泥棟 2 階電気室直流電源装置（建築室）	整流装置	○											H29 改築
	蓄電池				○								H29 改築
水処理棟 2 階電気室	整流装置		○										R1 改築
	インバータ装置		○										R1 改築
	蓄電池						○						R1 改築

(2) 中在家中継ポンプ場

(○：本委託にて実施)

非常用発電機	仕様等	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	備考	(参考) 前回交換
発電機	1500kVA、6600V、F種												H22

(3) 東部雨水ポンプ場

(○：本委託にて実施)

非常用発電機	仕様等	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	備考	(参考) 前回交換
発電機	1000kVA、3300V、B種												H17

交付金対象外工事に係る対象候補及び参考仕様

1. 概要・目的

本紙は交付金対象外工事に係る対象候補、及びそれらに係る参考仕様を示すものである。

なお、記載の内容は委託者が想定する参考仕様であり、受託者は点検結果等を踏まえ、実施内容や時期、仕様等を提案でき、記載のない設備等についても、交付金対象外工事として提案できる。

2. 東部浄化センター沈砂洗浄棟設備

1) 対象候補・工事時期

沈砂洗浄棟設備の対象候補、並びに工事時期は別紙「沈砂洗浄棟設備対象一覧」のとおりとする。

2) 業務内容

① 施工前の状態確認

施工前に試運転を行い、工事前の状態確認を行うこと。

② 分解整備、主要部品の交換

各機器について、分解整備を行い、主要部品の交換を行うこと。

主要部品とは全体の性能や機能を維持・発揮するために最も欠かせない中心的な構成部品をいい、それに付随する軸受やガスケット等の消耗品の交換等の一切を含むものとする。

なお、設備の劣化状況や使用年数、部品供給状況等を勘案し、更新を行うことが合理的かつ有利であると認められる場合には、当該機器の更新を行うことができる。

③ 調整・組立

芯出し等、必要な調整を適切に行うこと。

④ 試運転調整

工事後は、対象設備の運転状態を確認するため試運転を実施すること。

なお、運転状態に異常が認められる場合は、原因を確認のうえ必要な調整、再整備等を実施し、正常な状態となるまで対応すること。

3 東部浄化センター沈砂池設備

1) 対象候補・工事時期

沈砂池設備の対象候補、並びに工事時期は別紙「東部浄化センター沈砂池対象一覧」のとおりとする。

2) 業務内容

2. 沈砂洗浄棟設備に準ずる。

4 東部雨水ポンプ場空調設備（エアコン）

1) 対象候補・工事時期

東部雨水ポンプ場空調設備の対象候補は、「別添 6 空調設備保守点検業務設備一覧表」に示す通り。工事時期は令和 10 年度を想定する。

2) 業務内容

既設同等品への更新工事を行うこと。

なお、工事にあたってフロンを処理する場合は、法令に従い適切に処理すること。

5 東部浄化センター汚泥棟無停電電源装置

本件の交付金対象外工事の対象候補、並びに工事時期は以下のとおりとする。

1) 対象候補・工事時期

① 対象候補

ア) 汚泥棟無停電電源装置 一式

・機器仕様：整流器、配線用遮断器、負荷電圧補償装置、鉛蓄電池（長寿命型）、インバータ、その他必要なもの一式

イ) その他必要な機能増設 一式

② 工事時期

令和 12 年頃を想定

2) 業務内容

① 施工前の状態確認

② 据え付け工事

対象候補の盤架台等製作、据え付け工事、その他諸工事

③ 配線工事

各機器間のケーブル配線配管工事、その他諸工事

④ 撤去工事

汚泥棟蓄電池盤、汚泥棟充電器盤、汚泥棟整流器盤の撤去工事一式（処分を含む）

⑤ 施工後の状態確認

6 東部雨水ポンプ場無停電電源装置

本件の交付金対象外工事の対象候補、並びに工事時期は以下のとおりとする。

1) 対象候補・工事時期

① 対象機器

ア) ポンプ室無停電電源装置 一式

・機器仕様：整流器、配線用遮断器、負荷電圧補償装置、鉛蓄電池（長寿命型）、インバータ、その他必要なもの一式

イ) その他必要な機能増設 一式

② 工事時期

令和 13 年頃を想定

2) 業務内容

① 施工前の状態確認

② 据え付け工事

対象候補の盤架台等製作、据え付け工事、その他諸工事

③ 配線工事

各機器間のケーブル配線配管工事、その他諸工事

④ 撤去工事

ポンプ室蓄電池盤、ポンプ室直流電源盤、ポンプ室インバータ盤の撤去工事一式（処分を含む）

⑤ 施工後の状態確認

7 東部浄化センター自動採水器

本件の交付金対象外工事の対象候補、並びに工事時期は以下のとおりとする。

1) 対象候補・工事時期

① 対象候補

- ア) 東部浄化センター放流（通常）
- イ) 東部浄化センター放流（雨水）
- ウ) 東部浄化センター流入（通常）
- エ) 東部浄化センター流入（雨水）
- オ) 中在家中継ポンプ場
- カ) 東部雨水ポンプ場

② 機器共通仕様

- ア) 採水方式がダイヤフラム方式（真空採水）であること
- イ) 可搬式であること
- ウ) 採水ホースはストレーナ付きであること
- エ) 時間比例採水、不等間隔採水が可能であること
- オ) 採水方法として、コンポジット採水、シングル採水、マルチボトル採水が可能であること
- カ) 採水時刻、採水エラーをUSBメモリにてデータ回収できること
- キ) AC100V電源で使用可能であること
- ク) 機器から本市が指定する電源まで十分な長さのケーブルをつけた状態で納品すること
- ケ) 保冷装置として、電気冷蔵庫が付属されていること
- コ) 採水精度が±2%以内であること

③ 機器個別仕様

- ア) 東部浄化センター放流（通常）
 - ・必要な採水揚程を確保すること
 - ・採水ボトルが30L×1本であること（10L×1本が使用可能であること）
 - ・計量部は0.5L及び採水量可変であること
- イ) 東部浄化センター放流（雨水）
 - ・必要な採水揚程を確保すること
 - ・採水ボトルが2L×24本であること
 - ・計量部は2.0L及び採水量可変であること
- ウ) 東部浄化センター流入（通常）
 - ・必要な採水揚程を確保すること
 - ・採水ボトルが30L×1本であること（10L×1本が使用可能であること）
 - ・計量部は0.5L及び採水量可変であること
- エ) 東部浄化センター流入（雨水）
 - ・必要な採水揚程を確保すること
 - ・採水ボトルが2L×24本であること
 - ・計量部は1.0L及び採水量可変であること
- オ) 中在家中継ポンプ場
 - ・必要な採水揚程を確保すること
 - ・採水ボトルが2L×24本であること
 - ・計量部は1.0L及び採水量可変であること
- カ) 東部雨水ポンプ場

- ・必要な採水揚程を確保すること
- ・採水ボトルが 2L×24 本であること
- ・計量部は 1.0L 及び採水量可変であること

④ 工事時期

令和 12 年頃を想定

2) 業務内容

- ① 施工前の状態確認
- ② 機器の交換
- ③ 施工後の状態確認

8 東部雨水ポンプ場監視制御装置更新工事

本件の交付金対象外工事の対象候補、並びに工事時期は以下のとおりとする。

1) 対象候補・工事時期

① 対象候補

更新する主要機器は以下の通りであり、必要な伝送ケーブルの敷設等を含むものとする。

ア) 東部浄化センター

- | | | |
|-------------------|----------|-----|
| ・CRT 監視制御装置 (CRT) | 更新 (卓流用) | 1 式 |
|-------------------|----------|-----|

イ) 東部雨水ポンプ場

- | | | |
|------------------------|----------|-----|
| ・LCD 監視制御装置 (LCD-01) | 更新 (卓流用) | 1 式 |
| ・遠方操作盤 (ES-1) | 盤内機器更新 | 1 式 |
| ・場内設備入出力盤 1 (PI0-21) | 盤内機器更新 | 1 式 |
| ・場内設備入出力盤 2 (PI0-22) | 盤内機器更新 | 1 式 |
| ・沈砂池設備コントローラ盤 (KCOT-1) | 盤内機器更新 | 1 式 |

② 工事時期

令和 10 年頃を想定

2) 業務内容 (概要)

本工事は、中央監視制御機能の維持および延命化を図るため、中央監視装置の更新を行うものである。本工事の対象となる東部浄化センターおよび東部雨水ポンプ場は、通信ネットワークを介して接続されており、東部浄化センターから東部雨水ポンプ場の設備を遠隔操作および監視する機能を備えている。これら現有設備の機能の維持および延命化を図るため、主要な監視制御装置および関連盤内機器の更新を実施することを想定したものである。

以 上

別紙：東部浄化センター沈砂洗浄棟設備対象一覧

(1) 東部浄化センター沈砂洗浄棟設備

(○：本委託にて実施)

ポンプ設備	仕様等	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	備考 (主要部品)	(参考)前回整備
No. 2 粗ゴミ搬出機	ベルトコンベア 450w×16.18m	○										ベルト、プーリー関係、ローラー関係、軸受他	H25
No. 3 粗ゴミ搬出機	ベルトコンベア 450w×1.43m		○									ベルト、プーリー関係、ローラー関係、軸受他	H25
しき分離機	振動ふるい機 0.4 m ³ /h			○								振動モーター、スクリーンメッシュ、振動ゴム他	
しき搬出機	フライト付ケースコンベア 0.2 m ³ /h		○									チェーン、スプロケット、軸受他	R

別紙：東部浄化センター沈砂池対象一覧

(2) 東部浄化センター沈砂池設備

(○：本委託にて実施)

ポンプ設備	仕様等	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	備考 (主要部品)	(参考)前回交換
J 幹線 しさを破砕機	2 軸差動式 3 m ³ /h	○										回転刃、スパーサー、軸受他	
H 幹線 しさを破砕機	2 軸差動式 3 m ³ /h			○								回転刃、スパーサー、軸受他	H26
J 幹線 No. 1 揚砂ポンプ	渦巻ポンプ 1.5 m ³ /min×12m								○			インペラ、メカニカルシール、軸受他	
J 幹線 No. 2 揚砂ポンプ	渦巻ポンプ 1.5 m ³ /min×12m									○		インペラ、メカニカルシール、軸受他	
沈砂移送装置	ジェットポンプ式 0.5 m ³ /min×23m				○							ジェットノズル、受管、レギュレーター他	
No. 1 沈砂加圧水ポンプ	水中ポンプ 2.3 m ³ /min×82m								○			インペラ、メカニカルシール、軸受他	R3
No. 2 沈砂加圧水ポンプ	水中ポンプ 2.3 m ³ /min×82m						○					インペラ、メカニカルシール、軸受他	R1
H 幹線 No. 1 揚砂ポンプ	渦巻きポンプ 1.5 m ³ /min×17m					○						インペラ、メカニカルシール、軸受他	
H 幹線 No. 2 揚砂ポンプ	渦巻きポンプ 1.5 m ³ /min×17m						○					インペラ、メカニカルシール、軸受他	
H 幹線 No. 3 揚砂ポンプ	渦巻きポンプ 1.5 m ³ /min×17m							○				インペラ、メカニカルシール、軸受他	

別紙：対象設備と実施年度（電気設備）

（3）5項～8項における電気設備

（○：本委託にて実施）

	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	備考	(参考) 前回交換等
東部浄化センター汚泥棟無停電電源装置			○									
東部雨水ポンプ場無停電電源装置				○								
東部浄化センター自動採水器			○									
東部雨水ポンプ場監視制御設備	○											

建築物定期点検業務実施要領

1. 概要

建築基準法第12条第2項及び第4項に基づき、東部浄化センター管理棟の建築物及び建築設備等について、損傷、腐食その他劣化の状況等の点検業務を実施するものである。

2. 対象施設と実施年度

(1) 対象施設

(○：本委託にて実施)

施設名称	用途/ 構造	延べ面積(m ²)/ 地上/地下	点検対象		
			建築物	建築設備	防火設備
東部浄化センター 管理棟	事務所等/ 鉄筋コンクリート造	4115.5/ 3階/1階	○	○	○

(2) 実施年度

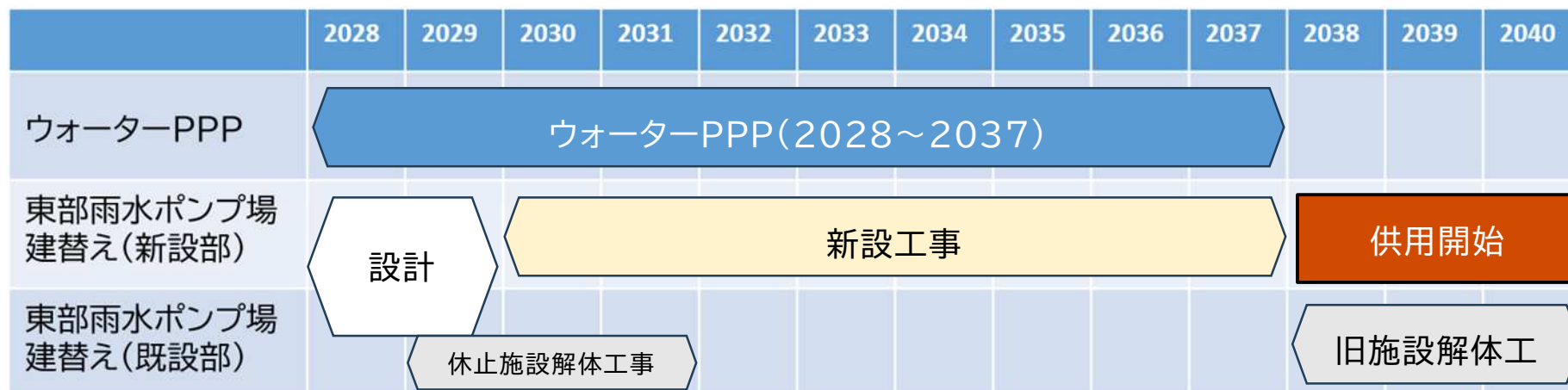
(○：本委託にて実施)

	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	備考
建築物	○			○			○			○	1回/3年
建築設備 防火設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/1年

※R7年度より委託実績有り（資料提供可）

以上

東部雨水ポンプ場建替え工事スケジュール



※現時点の想定であり、スケジュールは変更となる可能性があります。